

経済産業省委託事業

中国の組織再編による
知的財産エンフォースメントへの影響
に関する調査

2020 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、経済産業省の委託を受けて、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）が天達共和法律事務所の協力のもと作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび天達共和法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは天達共和法律事務所が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に記載している URL は、発表者が変更・削除する場合があります。

目 次

第一章 組織再編の概要.....	6
第一節 中央政府レベル.....	6
一、組織再編の概要.....	6
二、組織再編の目的.....	7
三、組織再編の進捗状況、今後のスケジュール.....	8
四、中央政府と地方政府の関係.....	10
第二節 地方政府レベル.....	13
一、主要都市等の組織再編の概要.....	13
二、北京市.....	17
三、陝西省.....	26
四、上海市.....	34
五、天津市.....	42
六、四川省.....	50
七、山東省.....	59
八、安徽省.....	67
九、広東省深セン市.....	76
十、遼寧省大連市.....	85
十一、福建省福州市.....	92
第二章 組織再編の法執行への影響.....	99
第一節 執行実務の窓口.....	99
一、中央政府と主要都市政府が受け付ける法執行案件の区分基準.....	99
二、案件の具体的な受付窓口情報.....	100
三、受付受理に関する基準の有無とその内容.....	105
第二節 執行手続きの概要.....	108
一、中央政府と主要都市政府の対応実務の概要.....	108
二、実務の必要期間.....	108

三、 権利者の負担費用	108
第三節 執行施策	109
一、 中央政府及び主要都市組織における法執行上の重点取組施策の概要	109
二、 インターネット市場対策の概要	110
三、 OEM の全量輸出対策の概要	111
四、 一般消費者への啓発活動の実態	113
五、 権利侵害者に対する罰則適用の実態	115
第四節 政府の直面する法執行上の課題	120
一、 中央政府における課題	120
二、 主要都市政府における課題	121
第三章 組織再編後の主な動き	123
第一節 法律法規の動向	123
一、 「外商投資法」の制定	123
二、 「技術輸出入管理条例」改正	125
三、 「商標法」改正	126
四、 「不正競争防止法」改正	129
五、 「電子商務法」制定	131
第二節 政府文書の動向	133
一、 「模倣粗悪品の重点分野の取締活動方案」（2019-2021）	133
二、 「通信販売及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法」	135
三、 「2019 年知的財産権法執行「鉄拳」行動方案」	137
四、 「専利分野における深刻な信用失墜共同懲戒対象名簿の管理弁法（試行）」	138
五、 「知的財産権の保護強化に関する意見」	140
六、 「商標出願行為の規範化に関する若干の規定」改正	142
第三節 行政・司法による法執行	144

一、 国家知識産権局「2019 年知的財産システムの法執行保護専門行動方案」	144
二、 北京市高級人民法院「商標権利付与・確認行政事件審理指南」	146
三、 国家知識産権局「京外商標審査協力センターと一部の地方商標受理窓口による業務範囲の拡大（公告）」	147
四、 最高人民法院による「知的財産法廷の若干問題に関する規定」	149
五、 下級裁判所知的財産法廷の増設	150
六、 北京・広州インターネット法院の設置	152
七、 2019 年地方知的財産保護の典型例	155
第四章 まとめ	157

第一章 組織再編の概要

第一節 中央政府レベル

一、組織再編の概要

中国では、2018年3月に開催された第13期全国人民代表大会（以下「全人代」という）第1次会議第5回会議において、国務院機構改革方案が可決された。これに従って、知的財産に係る中央管理機関も大きく変更された。機構再編前後の中央政府レベルの知的財産の管理機関は、下図1及び2の通りである。

図1：中央政府レベルの知的財産の管理機関の変更（1/2）

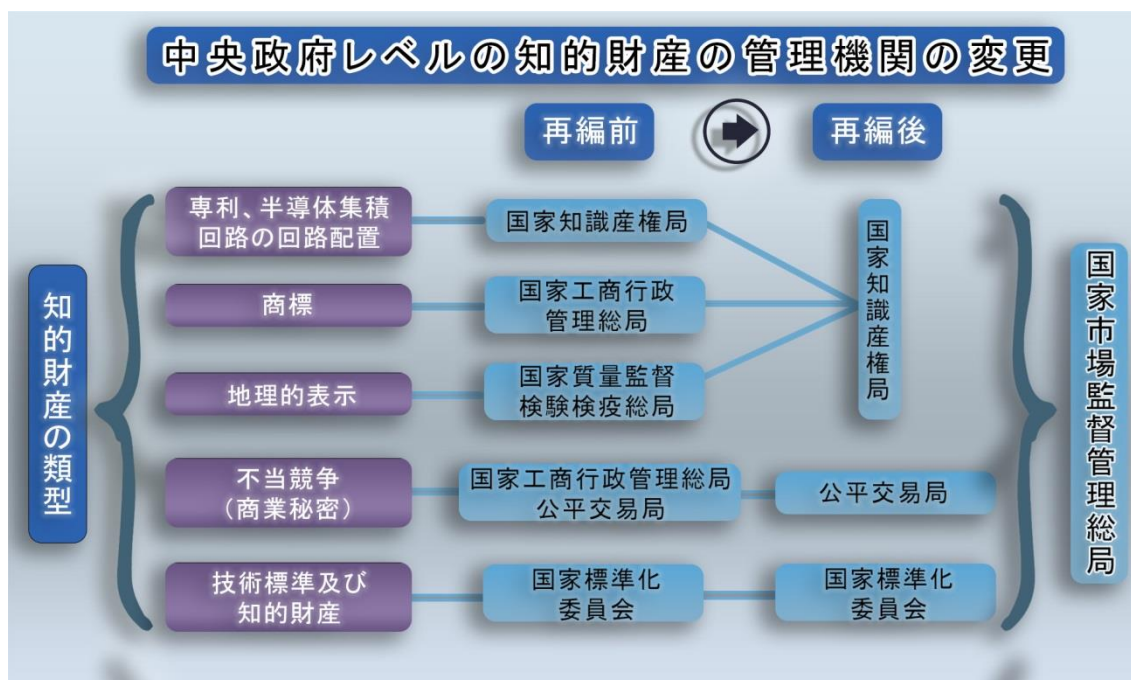
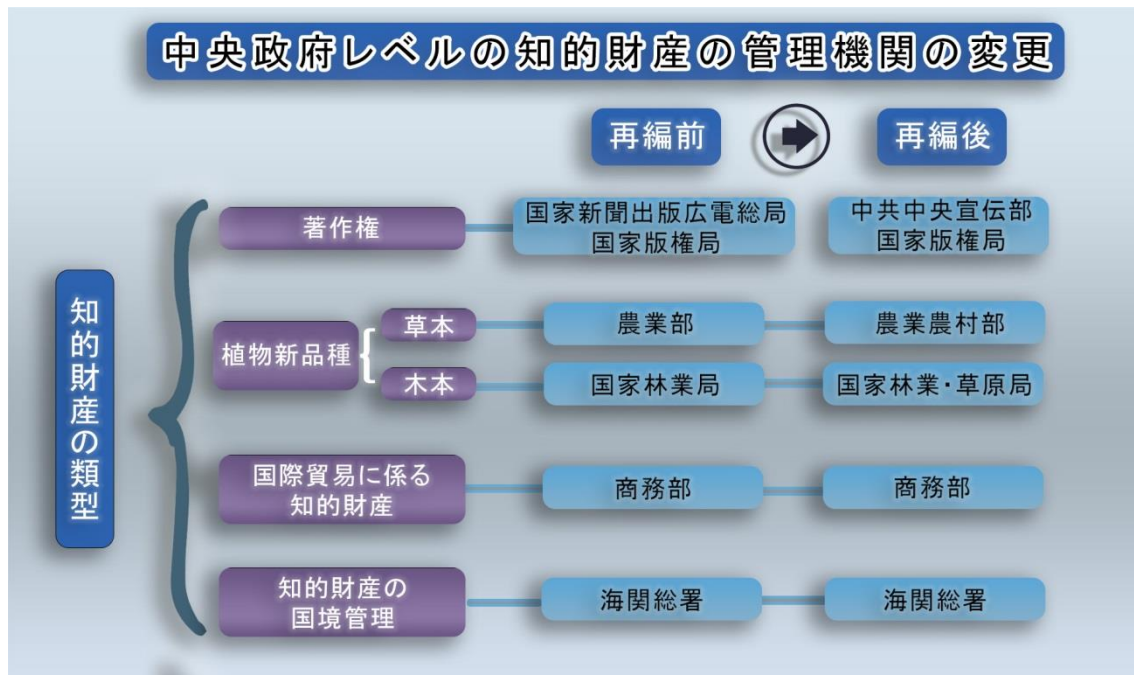


図 2：中央政府レベルの知的財産の管理機関の変更（2/2）



まず、上図 1 の通り、専利¹及び商標の管理機関について、全人代「国務院機構改革方案」²第 2 条第 9 項、及び「国務院の部・委員会の管理する国家局の設置に関する通知」³に基づき、国家知識産権局は、職責が拡大され、専利、半導体集積、回路の回路配置、商標及び地理的表示を統括して管理するようになったが、国務院直属機構から新設された国家市場監督管理総局の管理下に再編された。

そして、上図 2 の通り、著作権の管理機関について、中国共産党（以下「中共」という）中央委員会（以下「中共中央」という）「党及び国家機構改革深化の方案」⁴第 1 条第 11 項及び国務院「機構設置に関する通知」⁵に基づき、国家新聞出版広電総局が中共中央宣伝部に編入されたため、国家版權局も中共中央宣伝部の管理下に再編されたが、職責には変更がない。

また、その他の知的財産類型では、管理機関の名称が変更されたものがあるが、職責自体は大きく変更されていない。

二、組織再編の目的

¹ 中国「専利法」（2008 年 12 月 27 日公布、2009 年 10 月 1 日施行）に基づき、専利には、特許、実用新案及び意匠が含まれる。

² 2018 年 3 月 18 日公布・施行。

³ 国発〔2018〕7 号、2018 年 3 月 22 日公布・施行。

⁴ 2018 年 3 月 21 日公布・施行、URL:http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1

⁵ 国発〔2018〕6 号、2018 年 3 月 22 日公布・施行、URL:http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/24/content_5277121.htm

公文書における今回の組織改革の目的についての説明は、中共中央と国家改革のマクロレベルに限定され、知的財産法の執行の角度から詳しく論述していない。知的財産法の執行の角度から、今回の改革には主に以下の目的と注目点があると考えられる。

まず、専利と商標の統合管理を実現するためである。知的財産権のもう 1 つの重要な構成部分である著作権までを、統合管理体系に取り入れていないものの、実質的な一步を踏み出したのである。

次に、国家知識産権局を新たに設立された国家市場監督管理総局の管理に配属させるためである。これは、制度改革だけでなく、理念革新でもある。知的財産権は本来、市場経済の産物であるため、知的財産権が市場においてこそ最大限にその価値を発揮することができる。

最後に、知的財産法の執行システムを最適化するためである。統合された専門的な法執行システムは、知的財産権の法執行を強化すると共に、多重的に法執行を避け、法執行の効率を上げることに繋がる。

特に指摘したいのは、今回の改革方案において、知識産権局と市場監督管理総局の権限が分けられ、即ち、国家知識産権局の主な職責は、知的財産権の保護に関する業務を行い、知的財産権保護システムの構築を推進し、商標・専利・原産地の地理的表示の出願・登録及び行政裁決を行い、商標・専利の法執行業務への指導等がある。商標・専利の法執行の職責については、市場監督総合執行チームが担当する。知的財産権の管理と法執行との職責を分離させるのは、知的財産権の管理機構が知的財産権の質向上に専念し、知的財産権の創造・運用・実施を促進できる一方、市場監督管理機構自身の法執行の優位性を発揮させ、執行の効率を上げることができる。

しかし、今回の改革においては、まだ不足点がある。管理機関の角度から見た場合、従来から理論上で学者に指摘されてきた、主体が多い、級別が多い等の問題については、機構改革によりある程度改善されたが、依然として機構の管理主体が多いという問題は存在している。また、知的財産権の執行機関の角度から見た場合についても、法執行の主体が多く、統一の法執行基準がないため、法執行の相違が生じるという問題が依然として存在している。

三、組織再編の進捗状況、今後のスケジュール

中共中央と国家の全面的改革において、前述の全人代「国務院機構改革方案」⁶の規定に基づき、中共中央と国家機関機構改革は、2018 年末までに実行されなければならない。省級党政機構の改革方案は、2018 年 9 月末までに中共中央の審査・承認を受け、2018 年末までに機構調整が基本的に完了するという。省級以下の党政機構の改革は、省級党委員会によ

⁶ 2018 年 3 月 18 日公布・施行。

る統一的な指導を受け、2018 年末までに中共中央に報告・登録するらしい。全ての地方機関改革は、2019 年 3 月末までにほぼ完了するという。

知的財産権に関しては、中央機構編制委員会弁公室が「国家市場監督管理総局職責配置、付設機関と人員編制規定」⁷と「国家知識産権局職責配置、付設機関と人員編制規定」⁸をそれぞれ公布・実施し、知的財産権の法執行部門としての国家市場監督管理総局、及び知的財産権の管理部門としての国家知識産権局の「職責決定・機構決定、編制決定」との三定規定が公布・批准し、定着させた。

その他、国家知識産権局による「機構改革の過渡期における専利商標等の出願関連事項の統一的実施に関する印章使用及び文書関連事項の公告」⁹は、『『党及び国家機構改革深化の方案』及び第 13 期全人代第 1 次会議において通過された『国務院機構改革方案』の要求に基づき、組織再編後の国家知識産権局は、商標、専利、原産地の地理的表示の出願・登録及び行政裁決等の業務を担当する。国家知識産権局は、転換作業を既に終了した。』と規定した。『『国務院機構改革方案』の全体的な進捗計画に従って、過渡期終了後に関連事項について別途に公告する。』このように、国家知識産権局の機構改革が、着々と実行されていることが窺われる。

また、2020 年 1 月に開催された全国知識産権局の局長会議において、国家知識産権局局長の申長雨氏が行った報告¹⁰では「全国知識産権システム機構改革が順調に完了し、人員と業務の融合が絶えずに深まっている」と指摘されている。実務において、元国家工商行政管理総局商標局が担当していた商標登録等の業務も、既に国家知識産権局が引き継いでいる。一方、地方では、本調査で選定した 10 の省・市の状況を見ると、知識産権行政管理機関の調整が既に完了している。

従って、2020 年 2 月現在、今回の知識産権行政管理機関の機構改革は、全面的に完了していると結論付けられる。

⁷ 2018 年 9 月 10 日公布、同 7 月 30 日施行。

⁸ 2018 年 9 月 11 日公布、同 8 月 1 日施行。

⁹ 国家知識産権局公告第 267 号、2018 年 5 月 28 日公布、同 6 月 8 日施行。

¹⁰ URL: http://www.sipo.gov.cn/ztzl/qgzscqjjzky/xwdt_jzk/1145170.htm

四、中央政府と地方政府の関係

1、政府職能の調整・最適化

地方政府には、政府機構の機能を調整・最適化する必要があり、中共中央からの明確な改革任務を積極的に実行し、上下の貫通を保証し、政府の経済調節、市場監督管理、社会管理、公共サービス、生態環境保護の機能を強化・健全化し、各部門内部の職責と業務の統合を強化し、総合的な行政執行改革を深化する。地方機構改革を推進するのは、1つの構築、運営、改善と統合の転換過程であり、法治型政府、清廉潔白型政府、革新型政府及びサービス型政府の構築に力を入れるべきである。最適化・協働・効率の原則に従って、各部門の運営の精確性を高め、職能権限の境界を明確にし、職能の交錯・責任転嫁現象を回避し、政府機能の全面カバーを実現し、効果を高める。

2、中央と地方の関係を整理する

機構改革以前における、商標、専利、著作権についての知識産権業務に関わる行政機関は、以下のシステムを含む。

- (1) 知識産権局システム
- (2) 工商行政管理局と商標局システム
- (3) 版權局システム

また、各システムにおける中央と地方の関係は、以下のとおりである。

(1) 知識産権局システムは、国家知識産権局を最高行政機関として、各省、自治区、直轄市及び省、自治区の下に管轄される地級市は、いずれも省級と市級の知識産権局を設立している。個別の県級行政区も専門的な知識産権法執行機関を設立したか、あるいは設立の計画中である。このシステムにおいて、国家知識産権局は国务院直属局であり、地方各級の知識産権局はそれぞれ各級の地方政府に属する。業務上では、国家知識産権局は地方各級の知識産権局に対して指導を行う。

(2) 商標局システムは、工商行政管理機関内部に設立されたサブシステムである。中央から地方までの各級行政区のほとんどは、工商行政管理機関を設置している。商標行政法執行については、個々の工商行政管理機関内部に商標管理職能部門が設置されている。国家工商行政管理総局は国务院の直属局であり、商標局は国家工商行政管理総局の下級局である。地方の各級行政区に設置された工商行政管理機構は、組織機構及び管理機能などの面で各級地方政府に所属する。業務上では、国家工商行政管理総局は、地方の各級工商行政管理部门を指揮する。

(3) 国家版權局は、1985年に国务院の許可を得て設立された。国家版權局と新聞出版総署は、行政級別において並列な機構であるが、実際には同一の機構であり、ただ具体的に版權局の職能を執行するのが新聞出版総署傘下の版權司である。地方の各級版權局の設置状況は異なる。そのうち、大部分は新聞出版管理機関で1枚の版權局の銘板を加えて、又は単

に新聞出版管理機関の一つの職能とされ、個別の地方版権の管理職能が既に知識産権局システムに組み込まれている。国家版権局は、地方の各級版権管理機関に対して業務指導を行う。

組織再編前の各システム職能の執行と区画状況は、次のようである。

➤ 知的財産権の権利付与又は登記に関して、中央機関は統一に責任を負う。そのうち、専利の権利付与は、国家知識産権局の下に設置された専利局が責任を負う。商標登録は、国家工商行政管理総局の下に設置された商標局が責任を負う。著作権登録は自発的な行為に該当し、行政管理の性質を有しないため、国家版権局の下に設置された事業団体である中国版権保護センターが責任を負う。

➤ 中央機関は、権利付与、登録などの知的財産権の有効性に関連する管理事務以外に、政策の制定、法律法規の起草、地方機関に対する業務指導、対外交渉と交流、重大な違法事件の取調べ、政策と制度の宣伝・普及などの職能を担当している。

➤ 地方の各級機関は、地方政策の制定、行政事務管理、宣伝・教育、所轄区域内の違法事件の取調べなどの各職能を一斉に引き受けている。機構改革以前に、試験場として一部の地方では専利、商標と著作権の違法事件の取調べ職能を統合していた。¹¹

組織再編後に、その中で最大の変化は2点がある。

変化点1：専利、商標、原産地の地理的表示等の権利付与などの行政管理は、新たに設立された国家知識産権局が統一的に担当するようになった。

変化点2：商標、専利、原産地の地理的表示等の違法事件の行政法執行は、市場監督管理総合法執行チームが担当する。各級の知識産権局は、行政管理の職能のみを保留する。

国家知識産権局は、地方の各級知識産権局に対して行政管理に関する業務指導を行う。国家市場監督管理総局は、各地方の市場監督管理局の行政法執行に対して業務指導を行う。そして、行政法執行については、級別を圧縮するという原則に基づき、国家市場監督管理総局による「市場監督管理の総合行政法執行改革の深化に関する指導意見」の徹底的な実施に関する通知¹²の中で、省、自治区市場監督管理局は原則として法執行チームを設けず、主に下級機関の行政法執行の監督・指導を担当するのに対し、市と県級の市場監督管理局は原則として法執行級別を1つのみ設けられると明確にした。法執行の級別をさらに減らし、法執行力の深化を推進する。

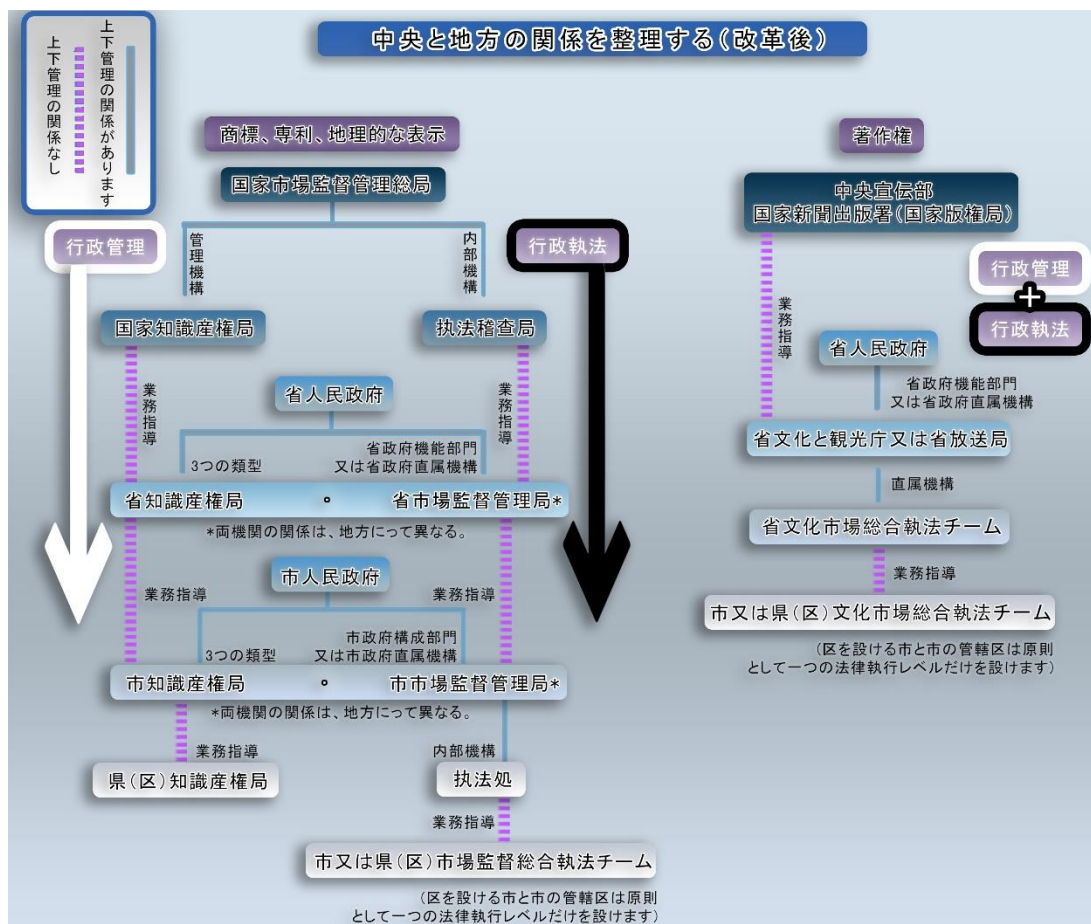
著作権については、国家新聞出版広電総局の新聞出版に関する管理職能が中央宣伝部に組み込まれ、中央宣伝部は対外的に国家新聞出版署（国家版権局）の銘板を加えたが、中央と地方の関係及び相応の職能に関しては大きな変化が見られない。

¹¹ URL:<http://www.sipo.gov.cn/mtsd/1097356.htm>

¹² 国家市場監督管理総局による「市場監督管理の総合行政法執行改革の深化に関する指導意見」の徹底的な実施に関する通知（公布・発行期日 2019 年 2 月 26 日）

機構改革後の中央と地方の行政機関の職能と関係を明確に示すため、以下のように図示する。

図3：中央と地方の行政機関の職能と関係



第二節 地方政府レベル

一、 主要都市等の組織再編の概要

(一) 組織再編の目的

地方の知的財産権機構改革の目的は大きく三つに分けることができる。

まず一つ目の目的は、機構改革の深化を契機に、新しい「職責決定・機構決定、編制決定」との「三定」方案を確実に実行し、機構の設置、職責の統合、人員の移動を定め、専利・商標・地理的表示の集中的統一管理を実現し、改革後の政府の新しい職責を全面的に履行することである。今回の改革における新しい「三定」方案においては、「1つの類別の事項は原則的に1つの部門が統括し、1件の事項は原則的に1つの部門が責任を負う」とされており、具体的には、重複管理と管理空白に起因する「責任転嫁」を防止するために、各部門が明確に「職責分担」をリスト化することが求められるという。具体的に言うと、行政管理の職責は知識産権局に任せているが、行政執法の職責は、専門の法執行チームに任せている。

二つ目の目的は、新しい時代に順応し、新たな要求を正確に把握することである。各地の知的財産権機構は、市場を資源配置において決定的作用を発揮させ、よりよく政府の役割を発揮させるという原則に従い、職責転換、方式転換、態度転換を深化し、効率効能を高めることが求められるという。中央全面深化改革委員会の会議で可決された「地方機構改革に関する指導意見」に基づき、省レベル及びそれ以下の機関により多くの自主決定権を付与し、地方が現地に即した機関を設置してその機能を配備することを許可するとされた。従って、各地方は、現地の知的財産権の発展及び保護の程度等実際の状況を踏まえて改革プランを制定することができ、国により承認を受ければ実施することができる。そのため、各地で改革が実施された後における知的財産権機関のタイプはそれぞれ異なる。調査により、地方の組織再編は、三つのパターンがあることが分かった。

三つ目の目的は、行政能力を向上させ、政府が果敢に新しい職務を担当させ、機構改革後に政府の職責を発揮し、尽力して新たな仕事を開拓することであるという¹³。また、調査により、改革後、各地の政府は、確かに、一連の知財保護に関する措置を講じていたことが分かった。

¹³ 「北京市知識産権局は、機構改革工作会議を開く。」、2019年2月19日、
URL: http://www.sohu.com/a/295800589_100019625

(二) 組織再編のパターン類型

本調査では、中国の主要な省4つ（陝西省、四川省、山東省、安徽省）、直轄市3つ（北京市、上海市、天津市）及び地級市3つ（広東省深セン市、遼寧省大連市、福建省福州市）（以下「主要都市等」という）を選定して、調査を行った。その結果では、知的財産権に関わる行政機関の設置は、下図4の通り、3パターンに分類することができると思われる。

図4：組織再編後の主要都市等のパターン



上図4から分かるように、中国地方政府部門の1つである知識産権局は、今回の機構改革後に、基本的に3つのパターン類型に区分される。

- ①政府直属機関としての知識産権局
- ②市場監督管理局が管理する知識産権局
- ③市場監督管理部門に看板を掲げた知識産権局

①政府直属機関としての知識産権局

政府直属機関としての知識産権局とは、知識産権局を本級の政府の直属機構として直接本級政府の指導を受け、所轄区域における知的財産権に関する業務を組織的に展開し調整することに責任を負う知識産権局を指す。このパターンの知識産権局には比較的に高い行政級別がある。

今回の調査対象のうち北京市はこのパターンに属している。北京市が、このパターンを採用する理由は以下の2点にあると思われる。

まず、北京市は中国経済及び文化水準の発展をリードする都市であり、知的財産権の申請

及び管理をめぐり発生する問題は、その他の都市に比べて格段に多い¹⁴。そのため、知識産権局に付与される職責は、その他の都市に比べて大きいのであろう。北京市知識産権局は、北京市政府の直属の機関として設立され、市場监督管理局というレベルを超えて市政府と直接連絡を取ることができる。従って、知的財産権に関する問題を効率よく解決することが可能となり、北京市における知的財産権の発展を促進することができ、権利者の利益をよりよく保護することができるという。

次に、北京市は中国の首都で政治の中心であるため、知的財産権の保護において往々にして知的財産権に関する国際フォーラムや展示会、会議等を開催することが多い。そのため、知識産権局を市政府の直属の機関として設置することにより、北京市の対外的な知的財産権に関する業務に直接的によりスピーディーに対応することが可能となり、諸外国と連携しやすくなるという¹⁵。

②市場监督管理局が管理する知識産権局

このパターンの知識産権局は、市場监督管理局に所属する管理機関であり、所轄区域における知的財産権に関する業務を担当している。知識産権局は管理される側であり、市場监督管理局は管理する側である。この種の知識産権局の行政級別は、上述した①のパターンより低い。

今回の調査対象である陝西省、上海市及び天津市はこのパターンに属する。このパターンの知識産権局は、市場监督管理局の管理する機関であり、独自の機関、人員、オフィス及び公式ウェブサイトを持し、相対的に独立している。

③市場監督管理部門に看板を掲げた知識産権局

機関に看板を掲げたパターンは、性質が類似する2つの機関を1つに整合し、人員を共有しつつ2つの看板を掲げて管理を行なうという方式である。看板を掲げた機関の機能は、主体機関が完全に担うものとし、機関内部に関連する部門を設置することができ、主体機能の中に完全に含むこともできる。この場合において、看板を留める目的は、看板と印鑑を保留し、上級組織に対して、また、対外的にも連絡を保ちながら、専門的な機能を発揮しやすくするという点にある。市場监督管理局に知識産権局の看板を掲げるというパターンが、従来の市場监督管理局の内部に知的財産権部門を設置し、知的財産権の管理に相応する機能を担うということを主眼としている。

今回の調査対象である四川省、山東省、安徽省、広東省深セン市、遼寧省大連市及び福建省福州市は、③のパターンに属する。このパターンの知識産権局の職務機能は完全に市場监督管理局により担われており、そのオフィス及び公式ウェブサイトはいずれも市場監督管理部門と同一である。このパターンと①及び②との最も大きな違いは、独立性を備えていな

¹⁴ 時代週報、URL:https://www.sohu.com/a/225898983_237556

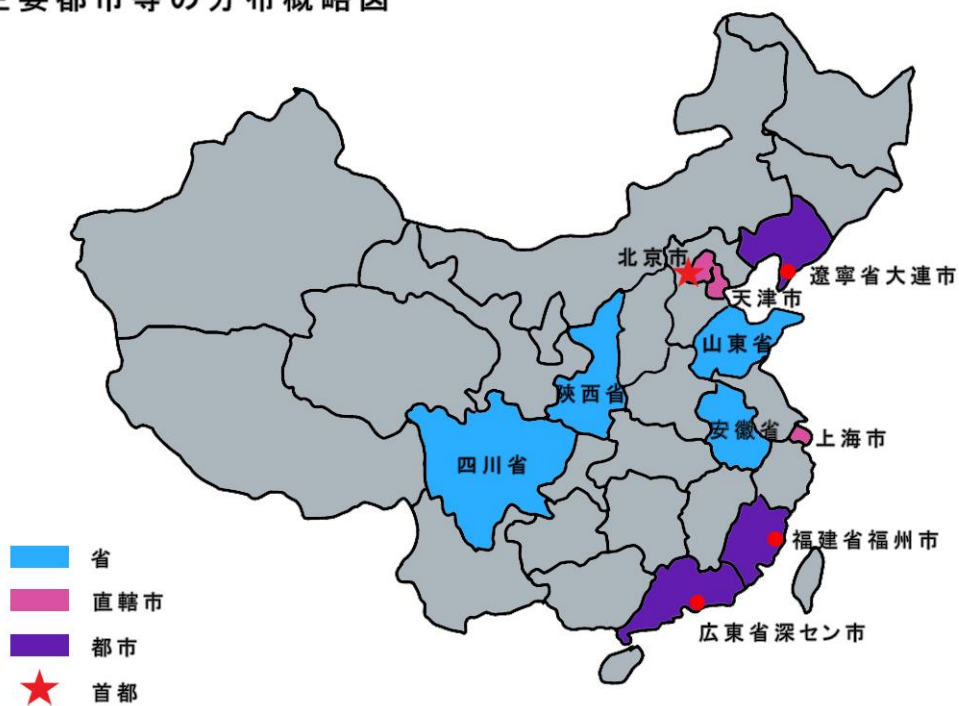
¹⁵ 北京市知識産権局、機構職責、URL: <http://zscqj.beijing.gov.cn/col/col5676/index.html>

い点である。

下図 5 は、主要都市等の中国における地理位置及び分布である。

図 5：主要都市等の分布概略図

主要都市等の分布概略図



次節以降は、主要都市等の組織再編による知的財産エンフォースメントへの影響について、調査結果を地域ごとに紹介する。

市工商局の商標管理職責、市品質監督局の原産地地理的表示の管理職責を組み入れる¹⁶。

北京市知識産権局の機構職責は、次の通りである。即ち、当機構は、本市の知的財産権保護業務を統括・調整し、知的財産権保護業務体系の構築を推進する責任を負う。専利権侵害紛争の行政裁決及び調停について責任を負う。知的財産権の権利行使支援について責任を負う。商標の印刷・製作及び使用に対する監督・管理を行い、登録商標専用権を保護し、法に基づいて特殊マークを保護する¹⁷。

北京知識産権局知的財産権保護処の職責は、次の通りである。法に基づいて専利紛争を調停し、本市の範囲内における専利権行使支援、紛争調停業務の業務指導を担当する。本市の専利、商標管理の規則・制度・草案及び具体的な措置・方法を制定する。本市の原産地地理的表示商品の保護及び管理業務を担当する。当市の展示会における知的財産権保護業務を担当する¹⁸。

従って、今回の改革を通じて、北京市の知的財産権の管理職責は、北京市知識産権局に帰属するようになった。

行政処罰：北京市市場監督管理局

北京市市場監督管理局の機構職責によれば、北京市市場監督管理局は北京市の市場秩序を監督・管理し、商標及び専利の権利侵害行為及び模倣品の製造・販売行為を取り締まるのである。同時に、北京市市場監督管理局により公布された市・区両級政府部門が共同で行使する職責事項リスト（2019 版）の第 39 条、第 49 条、第 62 条等の条項には、商標権侵害の相応の法執行権力が北京市市場監督管理局に帰属すると明記されている¹⁹。また、北京市市場監督管理局の直属機構である北京市工商行政管理局の査察総隊、北京市工商行政管理局の首都空港分局、北京市工商行政管理局の北京西駅分局等の機構においては、「法に基づいて商標管理業務を担当すること、商標権侵害・模倣等の違法行為を取締り、登録商標専用権を保護すること」がその機構の職責に属すると明確にした²⁰。

従って、北京市の知的財産権の法執行職責は、北京市市場監督管理局に帰属し、具体的な法執行は、その直属の北京市工商行政管理局検査総隊及びその下にある各行政区の行政執法大隊が担当する。

② 著作権について

行政管理：北京市新聞出版局（北京市著作権局）²¹

国のニュース、出版、印刷、発行及び著作権に関わる法令の執行を手配し、北京市のニュ

¹⁶ 「北京市機構改革实施方案」、2018 年 10 月、URL:http://www.sohu.com/a/275941612_656671

¹⁷ 北京市知識産権局機構職責、URL: <http://zscqj.beijing.gov.cn/col/col5676/index.html>

¹⁸ 北京市知識産権局知識産権保護処の職責、
URL:http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2019/12/16/art_5680_349548.html

¹⁹ 北京市市場監督管理局職責リスト、
URL:http://scjgj.beijing.gov.cn/jgzq/qlqd/201911/t20191127_676626.html

²⁰ 北京市市場監督管理局直属単位職責、URL:<http://scjgj.beijing.gov.cn/jgzq/>

²¹ 北京市新聞出版局（北京市著作権局）機能配置、
URL:<http://banshi.beijing.gov.cn/pubtask/bmfw.html?locationCode=110000000000&deptCode=TE1100000000371742>

ース、出版、著作権管理に関わる地方法令を起草し、執行を手配する。また、北京市の著作権侵害事件を処理し、海外関連の著作権契約紛争の調停・仲裁を担当する。

行政処罰：

A. 北京市文化・観光庁²²

中共北京市委員会宣伝部門に協力し、北京市の文化市場の総合執法を指導し、北京市レベル及び地域を跨る文化、文化財、出版、ラジオ・テレビ、映画、旅行等の市場の違法行為を取り締まる。

B. 北京市文化市場行政執法総隊²³

北京市文化市場の総合行政執法の統一的な計画調整と組織調整業務を担当する。地域文化の総合行政執法業務を担当する。

C. 北京市各管轄区の文化総合執法大隊²⁴

例えば、北京市西城区文化市場総合執法大隊は、北京市西城区文化・観光局に所属する。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

専利：組織改革の完了後に、市知識産権局は、「2018年専利行政保護イノベーション政策实施方案」を制定し、市全体の範囲内において「北京市専利行政執法・権利行使の『雷霆』特別項目行動に関する業務方案」と「北京市電子商取引分野の知的財産権（専利）保護業務方案」を公布し、市全体16区の知識産権局の特別項目執法行動の全面的な実施を推進する。

中関村管理委員会は、市知識産権局、元市工商局、北京知識産権法院等の関連部門と共同で、「中関村国家自主イノベーションモデル区知的財産権行動方案（2019-2021）」を制定し、モデル区の今後3年間の知的財産権業務の重点を明確にした。

北京知識産権局の行政職責を明確にする。行政執法の職責を明確にし、北京市知識産権局は、執法主体として偽造専利²⁵の違法行為、展示会の違法行為に対し、是正命令を下す、公告する、罰金を課す、違法所得を没収する等の権限を有する。行政強制的職責を明確にし、専利権侵害者に直ちに専利権侵害行為を停止するよう命じることができる。行政裁決の職責を明確にする。その他の行政執法職責を明確にし、これには専利権侵害紛争、偽造専利及び展示会期間中の専利保護の調査、証拠収集が含まれる。また、職責の出所及び根拠となる法律を提示し、行政行為に法的根拠を持たせ、法律法規に基づいて知的財産権保護を秩序よ

²² 北京市文化・管理局法廷職責、URL: <http://whlyj.beijing.gov.cn/zwgk/zqxx/jbxx/>

²³ 北京市文化市場行政執法総隊法定職責、
URL: <http://whzf.beijing.gov.cn/bjwhzf/xxgk/gkml/jgzd/fdzz.shtml>

²⁴ 北京市人民政府、URL: http://www.beijing.gov.cn/zfxxgk/xqql1B016/gzdt53/2019-06/06/content_ff30a1198b854e3994e7ac7a179a3449.shtml

²⁵ 「専利権侵害」（中国語：專利侵權）とは、許可を得ずに、他人の専利製品を製造、使用、販売申出、販売、輸入し、又は他人の専利方法を使用し、及びその方法により直接に得た製品を使用、販売申出、販売、輸入する行為であり、実際には他人の専利を使用等している。

「偽造専利」（中国語：假冒專利）とは、許可を得ずに、他人の専利番号を自分の商品・宣伝・契約等に表示したり、他人の専利書類を偽造したりして、第三者に自分の使用技術が他人の専利に関連するように誤認させることであり、実際には他人の専利を使用等していない。

「専利詐称」（中国語：冒充專利）とは、専利を使用していないのに使用していると誤認させることである。

く行う²⁶。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの状況

1) 都市の基本情報

2018 年末、北京市全体の常住人口は、前年末比 16 万 5000 人減の 2154 万 2000 人になった。2018 年通年の地域総生産は、30320 億人民元を達成し、比較可能な価格で計算すると前年比 6.6%増加した。一次、二次、三次産業の構造比は、0.4 : 18.6 : 81.0 となる。北京市の基幹産業は、金融業、電子商取引、情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業、自動車製造業、電力・熱エネルギー生産業と供給業、及び医薬品製造業である²⁷。

2) 生産：権利侵害産業の地域経済²⁸

① 工業

2019 年 1 月から 11 月のデータによると、全市規模の大きい工業の付加価値は、前年比 3.0%増となる。そのうち、ハイテク製造業は、前年比 7.8%増加、戦略的新興産業は、前年比 5.7%増加した。重点産業のうち、電力・熱エネルギーの生産と供給業は前年比 8.5%増、医薬品製造業は前年比 6.5%増、コンピューター、通信、その他電子機器製造業は前年比 6.0%増、自動車製造業は前年比 2.3%であった。

② 対外経済貿易

2018 年、北京地域の輸出入総額は、前年比 23.9%増の 27192.5 億人民元であった。そのうち、輸出額は、前年比 23.0%増の 4878.5 億人民元であった。

③ 第三次産業

2018 年、第 3 次産業の付加価値の割合は、81.0%に達した。そのうち、北京市の電子商取引総額は 21843.0 億人民元で、全国の電子商取引総額の 7.1%を占めた。文化産業について、2019 年 1 月から 7 月までに、全市規模の大きい文化産業の収入は、前年比 9.3%増の 6803.7 億人民元を達成した。

3) 流通：権利侵害商品の販売範囲²⁹

²⁶ 北京市政府「北京知的財産保護状況記者会見」、2019 年 4 月 18 日、

URL:<http://www.beijing.gov.cn/shipin/Interviewlive/24.html>

²⁷ 北京統計局「2019 年統計年鑑」、2019 年 11 月 5 日、URL:<http://202.96.40.155/nj/main/2019-tjnj/zk/indexch.htm>

²⁸ 北京統計局「2019 年統計年鑑」、2019 年 11 月 5 日、URL:<http://202.96.40.155/nj/main/2019-tjnj/zk/indexch.htm>

²⁹ データ出所：威科先行法律データベース、北京地域における知的財産権侵害に対して下した行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%8C%97%E4%BA%AC%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E5%8C%97%E4%BA%AC%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050039%C7%81%C7%82%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E5%BD%93%E7%AB%9E%E4%BA%89&tip=%E5%8C%97%E4%BA%AC](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%8C%97%E4%BA%AC%C7%81bodyExtend:((%22%E5%8C%97%E4%BA%AC%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050039%C7%81%C7%82%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E5%BD%93%E7%AB%9E%E4%BA%89&tip=%E5%8C%97%E4%BA%AC)

中国政府の情報公開制度の影響により、行政執法部門が知的財産権侵害問題について発行した行政処罰書

① 商標権侵害の販売

a) たばこ・酒類の商標権侵害の販売範囲：北京地域のオフライン小売場、北京地域のバー及びたばこの専売店、北京地域のオフラインスーパー、省を跨る安徽省合肥市等の市級地域

b) 食品小売類の商標権侵害の販売範囲：北京市汽車駅、高速鉄道駅、空港周辺の小商店、売店及び観光地周辺の特産品販売店

c) 衣料品類の商標権侵害の販売範囲：ロシアへの輸出

② 著作権侵害の販売

乳幼児製品の商標権侵害の販売範囲：北京地域におけるオンライン取引プラットフォーム

③ 典型事例

a) 国内市場での流通

北京地域における知名ブランド「黒作坊」ダック製造・販売事件³⁰

b) 輸出市場の流通

毛皮販売委託北京物流公司輸出のロシア商品の権利侵害に対する処罰事件³¹

4) 取締り：政府部門の法執行データ³²

① 専利について

市知識産権局は、年間 299 件の専利権侵害事件を受理し、前年比 22.0%増加した。偽造専利事件の取締り件数は 1249 件で、前年比 29.6%増加した。2 種類の事件は、合計 1548 件になり（内訳、電子商取引事件 556 件、展示会における権利侵害事件 215 件が含まれる）、2 年連続で千件の大台を突破し、前年比 28.0%増加した。当局は、地域を跨る専利権侵害紛争事件 46 件を処理し、江蘇、貴州、湖北等の外省・市から移送された偽造専利事件 33 件を受理し、移送の事件手がかりに基づいて 37 件を立件した。

② 商標について

元市工商局は、商標権侵害及び模倣・粗悪商品の製造・販売事件 2406 件を処理し、罰金・没収金合計 1.59 億人民元を課した。司法機関に移送されたのが 23 件で、偽造販売拠点 11 か所を破棄した。

の公開は限られており、以上のデータは多くの権利侵害法執行事件のほんの一部である。以下、各主要都市等は同様である。

³⁰ 藍鯨財經、2019 年 2 月 27 日、

URL:<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1626586404542526113&wfr=spider&for=pc>

³¹ 北京税関による棗強県冠蘭毛皮有限公司の権利侵害バッグ及び衣服の輸出に関する事件の行政処罰書（事件番号：京関知字【2019】5 号）、2019 年 4 月 23 日、

URL:http://beijing.customs.gov.cn/beijing_customs/434756/434811/434813/434814/2391866/index.html

³² 北京市知識産権局「2018 年北京知的財産権保護状況」、2019 年 5 月 16 日、

URL:http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2019/5/16/art_5816_467322.html

③ 著作権について

市文化執法総隊によって摘発された権利侵害・海賊版類事件の立件件数は 123 件で、そのうち 120 件が結審した。国家版權局によって監督・処理されたのは 2 件で、罰金・沒收金合計 158.03 万人民元に達した。

(二) 重点的な注目分野、法執行状況の概況

1. 重点的な注目分野³³

1) インターネット分野、電子商取引分野における権利侵害

インターネットの監督管理を強化し、権利侵害模倣品のオンライン販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。元市工商局は、オリンピックマーク専用権の保護を強化し、インターネットにおける権利侵害登録商標商品の販売に対する取締りを強化し、オリンピックマーク、地理的表示、老舗商標の侵害に対して取締りを重点的に行った。市版權局は、ソフトウェアの正規版化とインターネット著作権の巡回業務を継続的に強化し、インターネット上の転載、ショート動画、ソフトウェア応用市場、映画、テレビバラエティ等の分野に対して網羅的にウェブサイトのモニタリングを展開した。

2) 農村と都市の結合地域市場における権利侵害

農村と都市の結合地域市場の食品、医薬品、小型家電等の消費品について、市場監督管理の法執行を強化する。模倣・粗悪種子の製造・販売、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその付属品等の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。

3) 輸出入段階における権利侵害

陸上輸送による輸出入商品と越境 EC 商品の監督管理を強化し、ハイリスク貨物と重点航路の監督管理を強化する。生産企業及び重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。知的財産権税関の保護を強化し、法執行の特別項目行動を実施する。

4) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業マークの混同・不正競争、専利権侵害・模倣、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

2. 権利侵害法執行の状況

³³ 中国権利侵害模倣取締業務ネット、「2019 年北京市知的財産権権利侵害及び模倣取締業務要点」、2019 年 7 月 29 日、URL: <http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/dfdt/202004/71077.html>

1) 「劍網 2019」特別項目行動

特別項目行動の業務方案は、権利者と大衆の反響が強いインターネット権利侵害問題を大いに注視し、著作権の法執行監督管理の強化を要求し、メディアの融合発展の推進に力を入れ、オンライン映画のインターネット著作権に対して特別保護を図った。業務方案においては、5つの重点業務を明確にした。第一に、メディア融合発展の著作権に関する特別保護の深化である。第二に、オンライン映画のインターネット著作権に関する特別取締を厳格に行う。第三に、ストーリーミングメディアのソフトウェアとハードウェアの著作権に対して重点的に監督管理する。第四に、画像市場の著作権保護の運営秩序を規範化する。第五に、インターネットの重点分野の著作権管理の成果を強化する³⁴。

2) 世界園芸博覧会パークにおける全面的な知的財産総合検査

2019 年中国北京世界園芸博覧会の知的財産権保護活動を確実に行うため、「2019 年中国北京世界園芸博覧会知的財産権保護活動方案」の要求に基づき、4 月 18 日、北京市知識産権局の周立権副巡視員が関連人員を率いて延慶区世界園芸博覧会パークに赴き、パークに対して知的財産権総合検査を全面的に実施した。検査チームは、世界園芸博覧会の各展示コーナーの実際の状況をもとに、パークの「生活園芸及び教育と未来展示区」、「世界園芸展示区」、「中華園芸展示区及び園芸産業発展帯」、「自然生態展示区」の分布に合わせて、4つの検査グループに分け、専利、商標、著作権及び植物新品種の角度から、対応する展示館を逐一検査し、発見された問題を速やかに登録・提示した。

3) 市文化の執法総隊の特定項目是正

市文化の執法総隊は、相次いで市全体で「保苗 2018」、「浄網 2018」、「秋風 2018」、「劍網 2018」等の特定項目取締り活動を実施し、権利侵害・海賊版の違法出版物を強力に取締り、首都文化市場の秩序を守った³⁵。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四)地域間の連帯体制の実態

³⁴ 「北京市は「劍網 2019」特別項目行動を展開する。」、2019 年 5 月 28 日、URL：
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1634675948338301855&wfr=spider&for=pc>

³⁵ 北京市知識産権局「2018 年北京知的財産保護状況」、2019 年 5 月 16 日、
URL:http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2019/5/16/art_5816_467322.html

1. 京津冀（北京市・天津市・河北省）協働³⁶

2016 年 6 月、国家知識産権局は、北京市・天津市・河北省（以下「三地域」という）の地方政府と「知的財産権の京津冀協同発展促進に関する協力会議協議議定書」を締結した。地域を跨る知的財産権の一体化保護モデル区を建設し、知的財産権の共同運営リード区と知的財産権リード産業ハイエンド発展先行区を構築し、三地域を知的財産の強国建設の有力な支えとすることを提起した。2019 年、三地域の知的財産権機関は、三地域の協同発展を踏み込んで推進する。三地域の一体化知的財産権保護公共サービスの提供を推進し、地域を跨る事件処理の連携協力メカニズムを健全化し、大学による協同イノベーション共同体の構築等の業務を推進する³⁷。

2018 年、市知識産権局は、天津市・河北省知識産権局と共同で、三地域の知的財産協同発展ハイレベルフォーラムを開催し、「京津冀知識産権情報公共サービス協力計画」に調印し、三地域の専門市場に向ける知的財産権保護連盟を設立し、知的財産権保護協同業務体系の構築を推進する。さらに、三地域の権利保護センターは、「京津冀 12330 知識産権保護連携サービス推進計画（2017-2020 年）」を実行に移した。京津冀知識産権行政執法協働指令センター・プラットフォームを媒体として、事件の移送、調査協力、送達協力、執行協力等の活動ルート積極的に構築し、協働を強化する。

2019 年 8 月には、三地域の知識産権局は、北京市において「北京市・天津市・河北省知的財産権保護業務部門の協力枠組み協定」に調印し、当該協定には、主に三地域における保護業務の強化研究を強化し、定期的に知的財産権保護の典型事例検討会を開催し、知的財産権保護の協調体制を構築し、知的財産権の権利行使支援・協力を強化する等の内容が含まれている。

2. 「12 省・市知的財産権の行政保護協力に関する協定書」³⁸

北京市、天津市、河北省、江蘇省、山東省、広東省、重慶市、四川省、湖北省、浙江省、安徽省、上海市との十二省・直轄市の知識産権局は、先日上海市において「12 省・市知的財産権行政保護協力に関する協定書」に調印した。当該協定によると、関連する省・直轄市は、知的財産権の行政保護事件の手掛りの移送、調査・執行の協力、法執行・保護の連携、結果の相互確認・共有等の面において、「一局の基」を形成し、業務上の協働力を向上させる。協定によると、12 省・直轄市の知識産権局は、関連事件の手掛りの移送ルートをさらに開拓し、事件の調査、証拠収集、文書送達処理、裁決の執行等の面での協力を強化し、知的財産権侵害判定の相互確認メカニズムの構築、12 省・直轄市重点商標保護相互確認名簿等の作成を推進し、知的財産権侵害紛争の検査鑑定、仲裁調停、海外における権利行使支

³⁶ 北京市知識産権局「2018 年北京知的財産保護状況」、2019 年 5 月 16 日、URL:http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2019/5/16/art_5816_467322.html

³⁷ 北京知識産権局、2018 年 3 月 7 日、URL:<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=46114>。

³⁸ 「12 省・市は、上海市において「知識産権行政保護協働に関する協定書」に調印した。」、2019 年 12 月 4 日、URL:<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1651981161208871287&wfr=spider&for=pc>

援等のサービス資源の共有を強化する。また、関連する省・直轄市は、輸入博覧会、広州交易会、冬季オリンピック等の重大な活動や展示会、インターネット、専門市場等の重点分野及び重大困難事件等に対して共同で法執行と事件処理を行い、知的財産権の侵害違法行為を厳しく取り締まり、連携法執行と協働法執行の協同効果を発揮する。

3. 中国（北京）知識産権保護センター³⁹

2019年4月24日、中国（北京）知識産権保護センターは、保護の中心が次世代情報技術とハイエンド設備製造産業をめぐり、迅速な専利予備審査、専利権利行使、知的財産権保護協力及び専利ナビゲーション運営等の業務を展開する。今後、保護センターは、専利ナビゲーションを先導役として、迅速な予備審査と権利行使を保障し、専利運営を目的とした知的財産権の迅速な協同保護サービス・チェーンの構築を推進し、首都高精鋭産業発展と科学技術革新センターの設立に対する知的財産権の支持と促進作用を効果的に発揮させる。

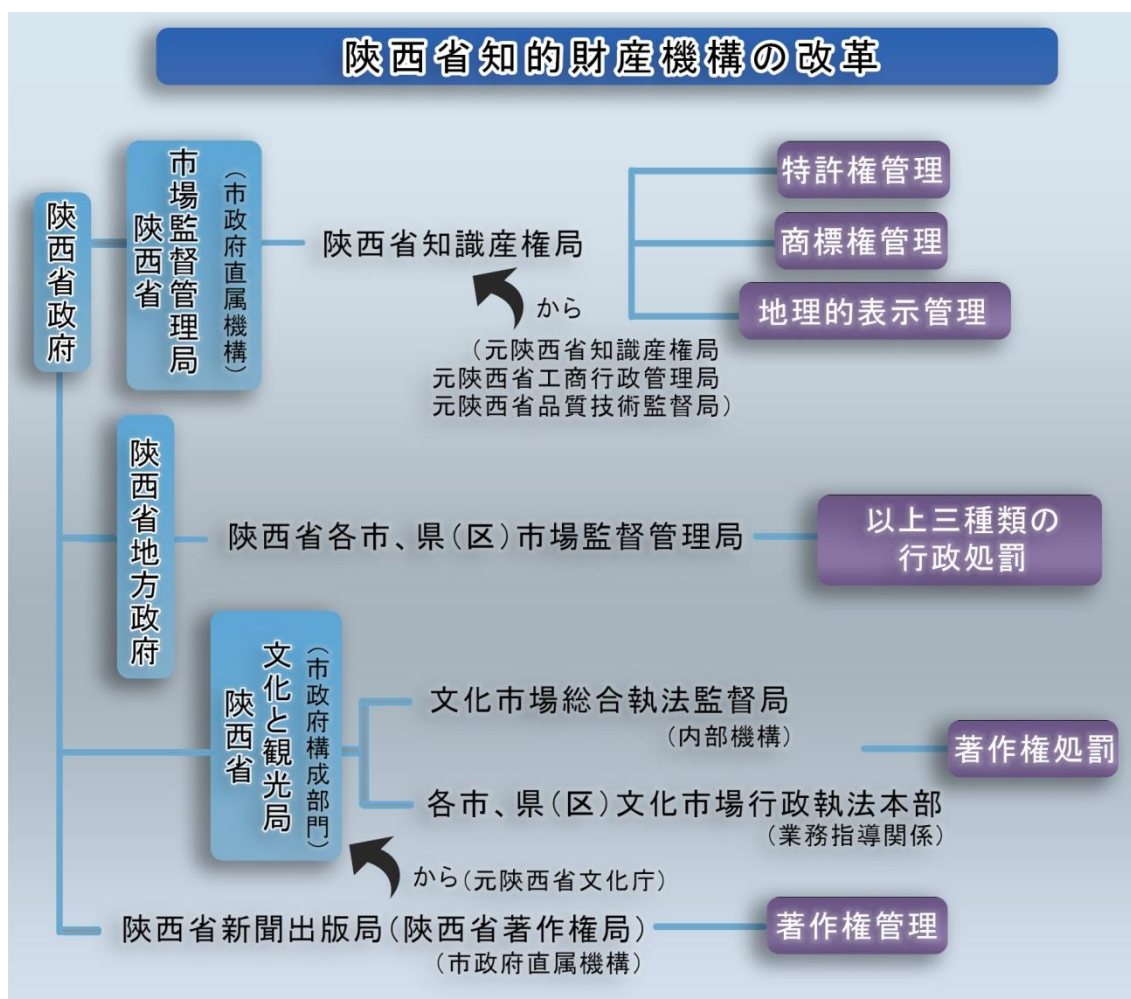
³⁹ 中国（北京）知識産権保護センター公式サイト、URL: <http://www.bjippc.cn/>

三、 陝西省

(一) 模倣品に関する経済概要

1. 改革の主要内容

図 7：陝西省知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行の影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理：陝西省知識產權局

陝西省知識產權局の職責は、次の通りである。全省の知的財産権保護業務に責任を負う。

全省における専利、商標、原産地地理的表示、集積回路配置図設計等の知的財産権を厳格に保護する制度を起草し、且つ実施を推進する。全省の知的財産権保護体制の構築を推進する。全省の専利、商標等の法執行業務の指導に責任を負う。法に基づいて専利、商標権侵害紛争を受理する。市・県の専利、商標等の知的財産権紛争の処理、権利行使の支援及び紛争の調停を指導する⁴⁰。

内設機構である保護処は、専利、商標権侵害の判断基準と法執行保護の検査、鑑定及びその他の関連基準を実施し、原産地の地理的表示、集積回路配置図設計、特殊なマークとオリンピックマーク、万国博覧会マーク等の公式マーク等に関連する保護業務を行い、専利、商標等の知的財産権侵害紛争を受理する⁴¹。

従って、今回の改革を通じて、陝西省の知的財産権の行政管理職責は、陝西省知識産権局に帰属するようになった。

行政処罰：陝西省市場監督管理局が手配・指導し、具体的には各地の監督管理部門が執行する。

陝西省市場監督管理局の機構職責によれば、市場秩序の管理・監督を担当し、商標及び専利の権利侵害行為並びに模倣品の製造・販売行為を取り締まるのである。

従って、陝西省の知的財産権の法執行職責は、陝西省市場監督管理局に帰属し、具体的な法執行は、各地の監督管理部門が担当する。

② 著作権について

行政管理：陝西省新聞出版局（陝西省著作権局）⁴²

陝西省著作権局の職責は、ニュース出版、著作権管理の地方法令を起草し、実施を手配し、また、出版活動を監督し、法令違反の出版物・出版活動を取り締まり、出版業者に対する指導を行い、陝西省の著作権管理を担当し、著作権侵害を取り締まることである。

行政処罰：陝西省文化・観光庁⁴³、各地の文化市場総合執法総隊

陝西省文化・観光庁の直下にある陝西省文化市場総合執法監督局の職責は、文化市場総合執法チームの建設を指導し、全陝西省の文化市場総合執法を指導・監督し、全陝西省レベル及び地域を跨る文化、出版、ラジオ・テレビ、映画等の市場における違法行為の取締りを手配することである。

各地の文化市場総合執法総隊は、著作権の法執行及び処罰を担当する。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

① 専利について

⁴⁰ 陝西省知識産権局機構の職責、

URL:http://snipa.shaanxi.gov.cn/admin/pub_newsshow.asp?id=1004511&chid=100062

⁴¹ 陝西省知識産権局保護処の職責、

URL:http://snipa.shaanxi.gov.cn/admin/pub_newsshow.asp?id=1013303&chid=100433

⁴² 陝西省政府「陝西省新聞出版局（陝西省著作権局）の主要職責、内設機構及び人民編制規定」、

URL:<http://www.jingbian.gov.cn/gk/zfwj/szfwj/40404.htm>

⁴³ 陝西省文化市場総合執法監督局、URL:<http://whhlyt.shaanxi.gov.cn/Article/Content2?id=69>

「陝西省 2018 年度専利法執行・権利行使業務に関する方案」を公布し、全省の専利執法・権利行使業務を展開する。執法チームの構築を強化し、全省で 137 名の専利行政執法官を新たに増員し、合計 374 名の許可証所持者を確保した。

② 著作権について

「陝西省の 2018 年度正規版ソフトウェア使用推進業務実施方案」を制定・配布し、目標任務を明確にし、業務責任を強めた。

③ 地理的表示について

地理的表示保護製品に関する地方基準の制定・改正を立案し、陝西省の地理的表示保護製品の省級地方基準が全面的にカバーするよう積極的に促進する。現時点において、全省の国家地理的表示保護製品の地方基準カバー率は、61%に達している⁴⁴。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018 年末、全省の常住人口は 3864.40 万人で、前年比 28.96 万人増加した。2018 年度の総生産額は 24438.32 億人民元で、前年比 8.3%増加した。陝西省の基幹産業は、装備製造業、情報技術産業、エネルギー化学工業、医薬製造業、食品工業である⁴⁵。

2) 生産：権利侵害産業の地域経済⁴⁶

① 工業

鉱業の付加価値は前年比 11.5%増、製造業は前年比 8.5%増となった。ハイテク産業（製造業）の付加価値は前年比 14.2%増となった。

② 食品、たばこ・酒、衣類、医薬品小売業

限度額以上の企業の商品小売額のうち、穀物油、食品類の小売額は、前年比 17.4%増、たばこ・酒類は前年比 14.3%増、衣類、靴・帽子類、針織物類は前年比 11.7%増、漢方・西洋医薬品類は前年比 11.1%増となった。

③ 対外貿易

前年度の貿易輸出入総額は、3513.78 億人民元であり、前年比 29.3%増加した。そのうち、輸出額は前年比 25.3%増の 2078.68 億人民元であった。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲⁴⁷

⁴⁴ 2018 年陝西省の知的財産権保護状況、2019 年 4 月 26 日、
URL:http://snipa.shaanxi.gov.cn/admin/pub_newsshow.asp?id=1013412&chid=100057

⁴⁵ 陝西省統計局「2018 年陝西省国民経済・社会発展統計公報」、2019 年 3 月 13 日、
URL:http://www.shaanxi.gov.cn/info/iList.jsp?tm_id=166&cat_id=17643&info_id=135909

⁴⁶ 陝西省統計局「2018 年陝西省国民経済・社会発展統計公報」、2019 年 3 月 13 日、
URL:http://www.shaanxi.gov.cn/info/iList.jsp?tm_id=166&cat_id=17643&info_id=135909

⁴⁷ データ出所：威科先行法律データベース、陝西地域における知的財産権侵害に関する行政処罰決定書、

① 商標権侵害の販売

- a) 医薬品類の商標権侵害の販売範囲：オンライン宅配物流を通じた販売数は 1000 件余りで、全国 26 省に及ぶ
- b) 酒類の商標権侵害の販売範囲：ネット販売により全国へ販売
- c) 建材類の商標権侵害の販売範囲：四川地域におけるオフライン小売店、金属・機械市場
- d) 酒類の商標権侵害の販売範囲：四川地域のオフライン酒類市場
- e) 食品類：四川地域オフライン食品小売店
- f) 電子部品類の商標権侵害の販売範囲：四川地域の工業パーク

② 典型事例

国内市場での流通：オシチニ 9291 偽薬品販売事件⁴⁸、偽酒製造販売事件⁴⁹

4) 取締り：政府部門法執行データ⁵⁰

① 専利について

2018 年の全省の専利行政事件の処理件数は、前年比 17.2%増の 1061 件であった。全省 12330 知的財産権権利行使支援、及び通報・クレーム受付件数は 3576 件に達し、前年比 26.3%増加した。

② 商標について

登録商標専用権の保護活動を徹底し、知名度の高い商標と地理的表示の登録商標専用権の侵害事件を重点的に取り締まる。全省において商標権侵害事件を 870 件立件・処理し、事件金額は 571 万人民币元で、罰金・没収金は 760 万人民币元であった。模倣による不正競争事件は 60 件あり、罰金・没収金が合わせて 122.28 万人民币元であった。

URL: [https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E9%99%95%E8%A5%BF%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E9%99%95%E8%A5%BF%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E9%99%95%E8%A5%BF](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E9%99%95%E8%A5%BF%C7%81bodyExtend:((%22%E9%99%95%E8%A5%BF%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E9%99%95%E8%A5%BF)

⁴⁸ 「2019 年陝西省における権利侵害模倣取締り 10 大典型事例」、2019 年 12 月 13 日、

URL: <http://news.xiancity.cn/system/2019/12/13/030700718.shtml>

⁴⁹ 「2019 年陝西省における権利侵害模倣取締り 10 大典型事例」、2019 年 12 月 13 日、

URL: <http://news.xiancity.cn/system/2019/12/13/030700718.shtml>

⁵⁰ 「2018 年度陝西省知的財産権の保護状況」、2019 年 4 月 26 日、

URL: http://snipa.shaanxi.gov.cn/admin/pub_newsshow.asp?id=1013412&chid=100057

(二) 重点的な関心分野、執行状況の概況

1. 都市の重点的な関心分野⁵¹

1) インターネット・電子商取引分野における権利侵害

ネット上の知的財産権の侵害行為に対する取締りを確実に強化し、インターネット自営、他営、モバイルクライアント等の異なるインターネット取引プラットフォームに対する管理メカニズムを健全化し、プラットフォームが知的財産権保護の法定義務を強化し、調査、証拠収集、執行決定等の業務の実行を指導する。オンラインにおける権利侵害の手がかりに対して、オフラインにおける根源追跡の精密度を高め、生産元を深く掘り下げ、流通チェーンを切断し、オンラインとオフラインの協同一体化管理を強化する。

2) 農村における模倣・粗悪食品及び地理的表示の使用権侵害

農村における模倣・粗悪食品の特別取締活動を展開し、大衆の合法的権益を保護する。当該地域の地理的表示の使用状況を把握し、地理的表示の権利侵害リスクの監視を強化し、法に基づいて地理的表示の違法行為を厳格に取り扱う。

3) 展示会の知的財産権の権利侵害

「糸博会」、「農高会」等の省内重点展示会をめぐり、展示会前の審査、展示会中の査察、現場設営等の措置を積極的に講じ、展示会期間における知的財産権侵害行為の予防、調停、処理を徹底的に行う。

4) 渉外の知的財産権の権利侵害

税関部門との連絡と情報交換を強化し、商標・専利の行政執法と税関における知的財産権保護措置との協働を確保する。専門的な優位性を発揮し、商標・専利権侵害認定等の専門業務の実施に協力し、輸出入段階における知的財産権侵害・模倣行為に対する取締りを強化する。

2. 権利侵害の法執行の状況

1) 「双打」と「劍網」行動⁵²

陝西省知識産権局は、陝西省通信管理局、陝西省公安庁、陝西省インターネット情報弁公室と共同で、「陝西省インターネット権利侵害海賊版『劍網 2018』取締り特別行動活動方案」

⁵¹ 陝西省知識産権局「2019 年度陝西省知的財産権執法保護特別行動活動方案」、2019 年 4 月 8 日、URL:http://snipa.shaanxi.gov.cn/admin/pub_newsshow.asp?id=1013375&chid=100057

⁵² 「陝西省におけるインターネットにおける権利侵害・海賊版「劍網 2018」摘発特別項目行動方案」、2018 年 8 月 8 日、URL:<http://gdj.shaanxi.gov.cn/info/1743/17868.htm>

を公布し、「双打」と「剣網」行動を企画した。市級地区を指導してインターネットプラットフォームでの図書の海賊版販売等多くの案件を摘発し、その中には西安市未央区納蘭書店が拼多多プラットフォームを通じて海賊版図書を販売していた案件も含まれている。この摘発により権利侵害を行なったインターネットショップは閉店処分とされ、版權侵害行為にストップがかかった。今回の行動は、インターネット上での違法転載に対する一斉取締りであり、結果、違法なニュースサイトやウェイボーアカウント、ウィチャットアカウント等インターネットユーザーアカウントが閉鎖された。ショート動画の版權についても集中的な取締りが行なわれ、作者の許可を受けずにショート動画を転載したり複製したり、インターネットを通じて他人の動画作品、音楽作品、撮影作品及び文字作品等の権利を侵害する行為に重点を置いた取締りが行なわれた。特に、インターネット動画、インターネット上で配信される音楽作品等の版權に対する監督管理をよりいっそう強化し、これら権利を侵害する教材、児童向け出版物及び動画移動メモリ、ならびにリンク、国外にサーバーを設置する等の手段により行われている権利侵害行為の制止への取締りを強めた。2018 年から2019 年以降、これら特定項目行動が継続的に行なわれている。2019 年のデータをみると、2019 年 11 月末までの間、全省各級行政執法部門は、のべ 21 万人を動員して生産經營主体、市場、經營場所等に対してのべ 65 万回にもものぼる摘発を行なっている。その結果摘発された各種行政案件は 1966 件で、係争金額は 3444.13 万元に達している。これら特定項目行動により、権利侵害行為に対する法執行機関の調査と摘発が強化され、版權市場の環境が浄化されてきたといえる。

これらの行動は、市級地域におけるネットワークプラットフォームでの海賊版書籍の販売事件等複数の事件の取締りを指導し、著作権の市場環境を有効に是正した。

2) 越境調達商談会における権利侵害の法執行行動⁵³

2019 年 10 月 19 日、第 7 回中国西部越境調達商談会、及び中国（西安）輸出入商品交易会が陝西省西安市で開催され、陝西省知識產權局の執法官が展示会に参加し、知的財産權の法執行・權利保護活動を展開し、展示会の市場秩序を守った。執法官は、電子商取引、輸出入及び新エネルギー自動車等の分野における專利製品 800 点余りを重点的に抽出検査し、検査で発見された專利表示表記の誤り及び偽造專利行為に対し、現場で是正した。

3) 陝西省における「4.26」權利侵害模倣品の集中処分活動

消費者からのクレームが多く、各界が高い関心を寄せている權利侵害模倣品、特に食品、たばこ・酒、女性・幼児用品、高齢者用品、健康品、書籍、音楽・映像製品、建材、自動車部品、特殊設備、医薬品、鉛蓄電池等の製品を重点的に処分する。

⁵³ 国家知識產權局、「陝西省知識產權局は、積極的に第 7 回横断抽出会の知的財産權保護業務を行っている。」、2018 年 10 月 25 日、URL:<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1133089.htm>

4) 陝西省 2019 年度知的財産権の法執行「鉄拳」行動⁵⁴

2019 年に陝西省各地の各部門は、特別執法行動を集中的に展開し、省全体の知的財産権執法の効果と保護水準を有効に引き上げた。11 月末までに、全省で 1052 件の知的財産権侵害事件を処理し、事件に係る総額は 890.1 万人民元、罰金・没収金は 502.1 万人民元、物品の押収額は 156.7 万人民元に達した。活動中に商標、地理的表示を厳格に取り調べた。各地で地域の知名特産品に対する知的財産権の保護をさらに強化する。専利権侵害事件を厳重に調査する。オンラインとオフラインの結合を堅持する。全省の各地で電子商取引分野における商標権侵害、偽造専利等の違法行為を厳重に調査する。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四)地域間の連携・協働状況

1. 中国（西安）知識産権保護センター⁵⁵

2018 年 6 月に国家知識産権局は、中国（西安）知識産権保護センターの設立を正式に承認した。当該センターが完成すれば、西安市に立脚し、西北部の各省をカバーし、全国に向けてハイエンド設備製造産業を核として、迅速な審査、権利確認、権利行使を一体化した協同保護メカニズムを形成する。同センターは、審査、権利確認、行政執法、権利行使支援、仲裁調停、司法連携連動の知的財産権に関する迅速協同保護活動体系を構築する。警察、検察院、裁判所、司法行政部門及び社会組織の全要素の集積を実現し、「ワンストップ式」によって各種の知的財産権通報・クレーム及び権利侵害紛争事件を速やかに受理し、イノベーション主体に知的財産権の事前警告、運営及び権利行使、仲裁等の迅速な協同保護サービスを提供する。

2. 「陝西省権利侵害・模倣摘発に関する行政執法と刑事司法の連携情報共有プラットフォーム管理使用弁法（試行）」⁵⁶

全省の権利侵害・模倣摘発に関する行政執法と刑事司法（以下「両者」という。）の連携情報共有プラットフォームの管理・使用を規範化するため、両者の連携業務の効率と規範化レベルを高め、違法犯罪の取締り力を強化し、両者の連携業務に関する法律法規と規定に基

⁵⁴ 「2019 年陝西省における知的財産権侵害と模倣品・粗悪品の製造・販売取締り業務の概要」、2019 年 12 月 16 日、URL: http://www.samr.gov.cn/zt/zxzz/dfdt/201912/t20191216_309239.html

⁵⁵ 中国（西安）知識産権保護センター公式サイト、URL: <http://www.xaippc.com/>

⁵⁶ 「陝西省権利侵害・模倣摘発の行政執法と刑事司法の連携情報共有プラットフォーム管理使用弁法（試行）」、2017 年 8 月 9 日公布・施行、URL: <http://www.ipraction.gov.cn/article/df/dfzcfg/202004/219691.html>

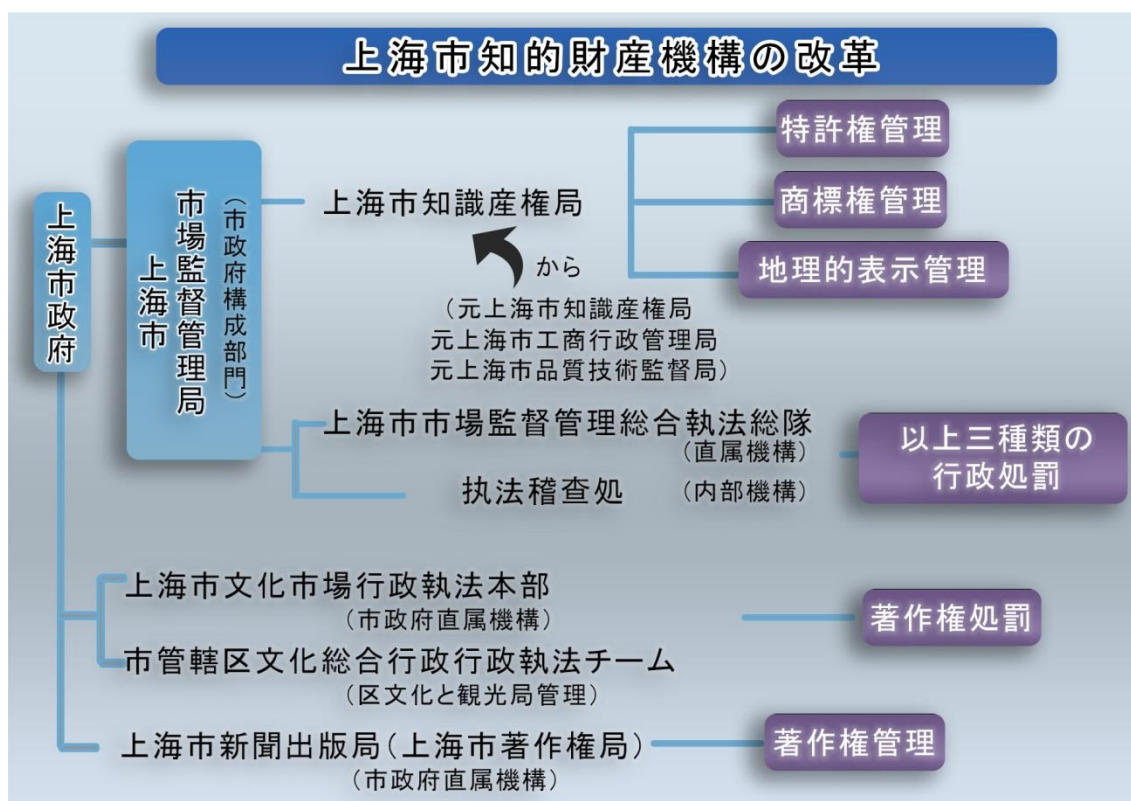
づき、陝西省の実情に合わせて本弁法を制定する。情報共有プラットフォームは、両者機関の情報流通と業務交流の内部業務プラットフォームであり、主に権利侵害・模倣摘発の両執法連携業務の枠組みの下で、相応のアプリを開発し、電子政務ネットワークによって、関連の行政執法機関と公安機関、検察機関、裁判機関間の事件の移送、受理、監督、フィードバック等の業務のインターネット上での流通を実現する。本弁法は、知的財産権侵害の地域・部門を跨る法執行協力に役立ち、管轄による地域間の法執行の障害を取り除き、知的財産権保護の効力を高め、権利者の利益を保障する。

四、 上海市

(一)模倣品に関する経済概要

1. 改革の主な内容

図 8：上海市知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理：上海市知識產權局⁵⁷

上海市知識產權局、知識產權保護処は、知的財産権保護体系の構築を推進し、知的財産権保護の業務を協調して実施する。新分野、新業態、新型イノベーションの知的財産権保護、管理とサービス政策を研究・奨励し、関連部門と共同で重点分野、重点産業、重大な特別項目の知的財産権保護及び重大な経済活動に対する知的財産権審査の業務を実施する。商標・

⁵⁷ 上海市知識產權局、機構職責、URL:<http://sipa.sh.gov.cn/jgjgzz/20191130/0005-23928.html>

専利の法執行への指導を担当する。知的財産権紛争調停、紛争処理、権利行使支援の業務に責任を負う。展示会における商標、専利、原産地の地理的表示等の保護業務を担当する。

従って、今回の改革を通じて、上海市の知的財産権の管理職責は、上海市知識産権局に帰属するようになった。

行政処罰：上海市市場監督管理局が指導し、具体的には上海市執法監督処及びその直下にある執法総隊が執行する。

上海市市場監督管理局の機構職責によれば、上海市市場監督管理局は、市場監督管理総合執法を指導し、執法チーム作りを指導し、市場秩序を監督・管理する。また、商標及び専利の知的財産権侵害行為並びに模倣品販売・製造行為の取締りを指導する。具体的には、上海市執法監督処及びその直下にある執法総隊が執行する⁵⁸。

従って、上海市の知的財産権に関する法執行の職責は、上海市市場監督管理局に帰属し、具体的には上海市執法監督処及びその直下にある執法総隊が担当する。

② 著作権について

行政管理：上海市新聞出版局（上海市著作権局）⁵⁹

ニュース出版及び著作権関連の法令を執行させ、地方法令を起草し、実施させる。また、著作権の行政管理を実施し、著作権侵害行為等を取り締まる。

行政処罰：上海市文化市場の行政執法総隊⁶⁰、市管轄区文化総合行政執法チーム

総隊は、主に上海市スポーツ、芸術品市場と文化財分野、娯楽施設、インターネット接続サービス営業場所、営業型公演、映画市場、出版物市場、印刷複製業界、観光市場、インターネット文化市場、ラジオ・テレビ業界に対する行政執法業務を担当し、法執行検査を実施し、違法事件を調査・処理し、地域文化の執法大隊に対して相応の業務を指導・監督し、関連の法執行に対して監査意見を提出し、総隊の指導者らから任せられたその他の業務を行う。

2) 改革後の知的財産権法執行の強度と水準

専利：2018年、市知識産権局は、「上海市専利助成弁法」及び「上海市専利一般助成ガイドライン」を改訂し、高質な専利、国際専利出願への支援力を増強した。

商標：2018年、元市工商局（改革後、市場監督管理局に編入）は、「重点商標保護業務の展開に関する意見書」と『上海市重点商標保護名簿』管理弁法（試行）を発表し、「商標の海外権利行使業務の展開に関する意見書」を公布し、上海商標の海外権利行使・保護弁公室を設立し、上海商標・ブランドの海外発展の加速と国際化レベルの向上を支援する。

2019年上半期、上海市は高い基準を保ちながら、知的財産権保護の高地を作り上げ、商標・専利の行政保護力を継続的に強化し、商標・専利権侵害の違法行為を厳しく取り締まり、

⁵⁸ 上海市市場監督管理局、機構職責、URL:<http://scjgj.sh.gov.cn/5002/>

⁵⁹ 上海市新聞出版局（上海市著作権局）、機構職責、
URL:<http://cbj.sh.gov.cn/organizations/orgOpenFunctions.jsp?resId=CMS0000000000001323>

⁶⁰ 上海市文化市場行政執法総隊、機構職責、URL:<http://whzf.sh.gov.cn/info/main>

「5 つの中心」の構築を加速させ、「四大ブランド」作りのために、全面的なサポートを提供する⁶¹。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018 年末時点で、全市の常住人口は 2423 万 7800 人になった。2018 年の同市の総生産額は、32679.87 億人民元で、比較可能な価格で計算すると前年比 6.6%増加した。上海市の基幹産業は、電子情報製品製造業、自動車製造業、石油化工業及び精密化学工業製造業、精品鋼材製造業及び金融業である⁶²。

2) 生産：権利侵害の地域経済

① 工業

2018 年、上海工業企業の工業付加価値は、8694.95 億人民元で、前年比 1.9%増加した。規模の大きい工業生産総額は、34841.84 億人民元で、前年比 1.4%増加した。電子情報商品製造業、自動車製造業、石油化工及び精密化工製造業、精品鋼材製造業、プラント製造業とバイオ医薬製造業は、上海の 6 つの重点工業業界である。2018 年、上述の 6 つの産業の工業総生産額は、前年比 1.4%増の 23870.77 億人民元に達し、全市の規模の大きい工業総生産額に占める割合は 68.5%に達した。

② 新興工業

2018 年、上海新エネルギー、ハイエンド設備、生物、次世代情報技術、新材料、新エネルギー自動車、省エネ環境保護等の工業戦略的な新興産業の工業総生産額は、前年比 3.8%増の 10659.91 億人民元に達した。

③ 対外貿易

2017 年、上海市は、優進優出戦略を実施して事業をリードし、対外貿易の安定的な成長を推進し、構造調整、動力転換を行い、全国の輸出増加への貢献度は、全国第 4 位となった。年間貨物輸出入額は 3.22 万億人民元で、全国の 11.6%を占め、前年比 12.5%増、9.8 ポイント増加した。そのうち、輸出額は、前年比 8.4%増の 1.3 万億人民元であった。輸入額は、前年比 15.4%増の 1.91 万億人民元であった⁶³。

⁶¹ 国家知識産権局「上海は持続的に商標専利行政保護力を強化する。」2019 年 7 月 31 日、
URL:<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1140935.htm>

⁶² 上海市人民政府「上海年鑑」、2018、2019 年 3 月、
URL:<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw24651/index.html>

⁶³ 上海市人民政府「上海年鑑」、2019 年 3 月、
URL:<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw24651/index.html>

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲⁶⁴

① 商標権侵害の販売

- a) 自動車類の商標権侵害の販売範囲：上海地域の自動車部品小売市場
- b) 衣料品類の商標権侵害の販売範囲：上海地域ネット販売プラットフォーム、上海地域の衣料品市場、衣料品小売店
- c) 金属材料類の商標権侵害の販売範囲：上海地域の金属部品市場
- d) たばこ類の商標権侵害の販売範囲：外国で偽造された後、全国の複数の地域のディーラーに輸入・販売
- e) 酒類の商標権侵害の販売範囲：上海地域の酒類小売店
- f) 食品類の商標権侵害の販売範囲：上海地域の食品小売店

② 著作権権利侵害の販売

衣料品類の著作権侵害の販売範囲：イギリスに輸出

③ 専利権侵害の販売

- a) 医療美容の専利権侵害の販売範囲：上海地域の医療美容病院
- b) 医療機器の専利権侵害の販売範囲：上海地域の医療機器専門店
- c) 金属類の専利権侵害の販売範囲：オンラインショップ販売
- d) 計器類の専利権侵害の販売範囲：オンラインショップ販売
- e) 電子科学技術類の専利権侵害の販売範囲：オンラインショップ販売
- f) 家庭用製品（家紡）専利権侵害の販売範囲：オンラインショップ販売

④ 典型事例

- a) 国内市場での流通：冒認登録商標商品の特大販売事件⁶⁵
- b) 輸出市場流通：越境の偽造タバコ製造・販売事件⁶⁶

4) 取締り：政府部門の法執行データ⁶⁷

① 専利について

専利管理部門は、通年で 17 回の法執行検査を実施し、34 社の企業及び商品 20 万種類以上に及んでいる。各種専利事件を立件・審理した件数は 385 件で、前年比 22%増加した。偽造専利事件を立件・調査・処理した件数は 121 件で、行政処罰決定を下した件数は 11 件で、罰金・没収金合計は 26.4 万人民币元であった。53 個の大型国際展覧会には、289 人を派遣し、

⁶⁴ データ出所：威科先行法律データベース、上海地域の知的財産権侵害に対して下した行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E4%B8%8A%E6%B5%B7%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E4%B8%8A%E6%B5%B7%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E4%B8%8A%E6%B5%B7](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E4%B8%8A%E6%B5%B7%C7%81bodyExtend:((%22%E4%B8%8A%E6%B5%B7%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E4%B8%8A%E6%B5%B7)

⁶⁵ URL:<http://www.zgdjw.com/index.php?c=article&id=1241>

⁶⁶ 観察者サイト、2019 年 1 月 31 日、URL:https://www.sohu.com/a/292534131_115479

⁶⁷ 上海市知識産権合同会議弁公室「2018 年上海知的財産白書」、2019 年 4 月、URL:<http://sipa.sh.gov.cn/cmsres/64/640855031aef41cea45c104c2df09d8a/84b5e18fc5b58a12d6f7b08585cdcd56.pdf>

現場で 215 件の専利権侵害紛争を処理した。

② 商標について

元工商管理部門は、通年で商標権侵害の違法事件を計 1428 件摘発し、各種の権利侵害商標マークと商品を合計で 16.04 万件没収し、罰金 1520.68 万人民元を課し、商標権刑事容疑事件を 39 件移送した。

統計によると、2019 年上半期の全市の商標違法摘発件数は、前年比 32.1%増の 761 件で、そのうち、商標権侵害・模倣件数は 741 件で、一般の商標違法件数は 20 件であった。罰金総額は、668.19 万人民元で、前年比 27.6%減少した。罰金 10 万人民元以上の事件は、13 件であった。各種の権利侵害の商標マークと商品を計 18 万点余り没収し、前年比 86.5%増加した。主に商標権侵害商品とマークの製造に使用される金型等の道具 8 点を没収し、前年比 60%増加した⁶⁸。

③ 著作権について

文化法執行部門は、年間約 1 万 4000 か所の各種の文化経営場所を取締り、無許可経営場所を 94 か所調査して取締り、違法書籍、音楽・映像製品等約 14 万点を没収し、著作権の行政処罰事件を 58 件処理し、罰金 159 万人民元余りを課した。

(二)重点的な注目分野、法執行状況の概況

1. 重点的な注目分野⁶⁹

1) 第 2 回中国国際輸入博覧会における知的財産権保護

第 2 回輸入博覧会を全力でサービス・保障するために、知的財産権権利行使のサービス体制の構築を一層深化させ、博覧会と参加企業の商標、専利等の知的財産権を効果的に保護する。

2) 重点商品の取引市場への特別項目規制

知的財産権の侵害事件が多発し、比較的に影響の大きい粗悪な取引市場、卸売市場、小売市場に対して、特別項目の規制行動を展開し、法執行の頻度を上げて、高圧的な取締り態勢を保ち、集团的、大規模な権利侵害行為の発生を防止する。

3) 電子商取引分野における知的財産権保護を強化する

オンライン調査、出所の追跡、協同調査・処分の体制を確立し、知的財産権のオンライン・

⁶⁸ 国家知識産権局「上海は持続的に商標専利行政保護力を強化する。」2019 年 7 月 31 日、URL: <http://www.sipo.gov.cn/dttx/1140935.htm>

⁶⁹ 上海市知識産権局「2019 年上海市知識産権局による知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売を取締まる業務要点」、2019 年 9 月、URL: <http://sipa.sh.gov.cn/xgkml/20191231/7672fdb589754360ad7221c8e0630753.html>

オフライン一体化の法執行を推進する。オンライン上の知的財産権侵害行為に対するモニタリング、識別、調査を強化し、情報収集と証拠固定を徹底し、電子商取引事業者による各種の知的財産権侵害違法行為を厳しく取り締まる。

知的財産権の保護について、上海市市場监督管理局は、「電子商務法」の知的財産権条項の実施を求めている。法執行の実務において、「電子商務法」、「商標法」及び「専利法」を有効的にリンクさせるとしている。また、オンラインでの排除調査、出所追跡、共同取締りシステムを確立し、知的財産権に関するオンラインとオフラインでの法執行を一体化させる。オンライン上での知的財産権への侵害行為に対するモニタリングを実施し、識別と排除調査を行ない、情報の収集と証拠の確定をしっかりと行い、電子ビジネス経営者に存在する各種知的財産権に対する権利侵害行為、違法行為を厳しく取り締まるとしている。また、「上海市2019年インターネット市場監督管理特定項目行動（網劍行動）方案」の実施を求めている。知的財産権に関する部門は、電子ビジネス主体資格の規範化に力を入れ、市場参入のために好ましい環境づくりを行なうことが求められる⁷⁰。

4) 外商投資企業における知的財産権保護を強化する

外商投資企業からの反響が集中している商標の悪意による冒認出願、知的財産権侵害・模倣等の問題の解決に力を入れ、懲罰を強化し、違法コストを高めることから、上海のビジネス環境の持続的な最適化を強力に後押しする。

5) 老舗企業の知的財産権保護の健全化

老舗企業による商標登録と専利出願業務の実行を奨励・支持し、老舗の知的財産権保護を強化し、老舗の知的財産権侵害と模倣・粗悪老舗製品の製造・販売の違法行為を厳しく取り締まる。老舗知的財産権に関わる重大な権利侵害事件の迅速な権利行使・権利保護ルートの確立を推進し、権利侵害が深刻で、社会的影響が大きい事件を集中的に取り調べる。

6) 大型展示会における知的財産権保護に焦点を当てる

上海国際展示会の都市作りをめぐり、本市展示会事業の地方立法に関する知的財産権条項の制定を推進する。国際調和の展示会において知的財産権保護メカニズムと紛争解決メカニズムを確立する。重要な展示会、交易会の期間における常駐監督・管理を強化し、展示会前の審査、展示会中の査察、現場でのステーション設置等の措置を積極的に講じ、知的財産権の保護活動を展開し、出展業者による知的財産権の使用行為を規範化する。

⁷⁰ 「2019 インターネット市場監督管理特定項目行動（網劍行動）方案」、
URL: <http://cxyz.yangzhou.gov.cn/detail.do?contentId=8a73756de673480d85eb29e2d6c32945&channelId=zcfg>

2. 権利侵害の法執行の状況⁷¹

1) 「輸入博覧会」における知的財産権保護の百日行動

「第2回中国国際輸入博覧会の知的財産権保護百日行動方案」に基づき、知的財産権行政執法部門は、輸入博覧会における知的財産権の通報・クレームに関する「優先処理ルート」を開設し、迅速な立件、迅速な調査、迅速な処置、迅速なフィードバックを果たし、規制の抜け穴を断固として防ぎ、監督・管理の空白をなくす。

2) 2019「鉄拳」行動

今回の行動は、上海市の知的財産権管理部門が知的財産権の行政執法の迅速且つ効率的な優位性を十分に発揮させ、商標、専利、地理的表示の権利侵害・模倣による違法行為の取締りを継続的に強化し、知的財産権の法執行効果の向上、重点市場の強化、重点分野の法執行の強化に力を入れる。

3) 商標の法執行行動

市工商局は、知名度の高い商標保護についての特別項目行動、商標権侵害の「遡源」特別項目行動、「商標法」における使用禁止条項に違反する未登録商標の使用を取り締まる「浄化」特別項目行動を展開し、商標権侵害・模倣、不正競争、消費者権益の侵害等の違法行為を厳しく取り締まる。

4) 「劍網2018」

市文化の執法総隊は、「劍網2018」著作権執法の特別項目行動を展開し、音楽・映像製品市場、オフライン書籍・雑誌市場、書籍のネット販売プラットフォーム、印刷企業に対する法執行監督・管理を強化する。

(三) 進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四) 地域間の連帯体制の実態

1. 「長江デルタ地域の知的財産権一体化発展枠組み協定書」

市知識産権合同会議は、「新時代の先導型知的財産権強市」作りの業務を加速するために、上海で全面的な配置を行った。滬蘇浙皖（上海市・江蘇省・浙江省・安徽省）3省1市の知識産権合同会議の弁公室は、上海市で「長江デルタ地域の知的財産権一体化発展協力枠組み

⁷¹ 上海市知識産権合同会議弁公室「2018年上海知識産権白書」、2019年4月、
URL:<http://sipa.sh.gov.cn/cmsres/64/640855031aef41cea45c104c2df09d8a/84b5e18fc5b58a12d6f7b08585cdcd56.pdf>

協定」に調印し、地域の知的財産権発展の共同協議、配置共進、共同統治の保護、サービス共有、人文共同育成等の面で協力を強化した。

2. 「12 省・市知的財産権の行政保護協力に関する協定書」

内容は北京市と同様である。

3. 「長江デルタ市場体系一体化建設協力備忘録」

地域の法執行協力を一層強化し、長江デルタ地域の市場監督管理・法執行分野における深い融合を促進するため、上海市は、江蘇省、浙江省、安徽省と共同で「友好協力、優位性の補完、情報の相通、共同发展」を原則として、「長江デルタ市場体系一体化建設協力備忘録」を締結した。2019 年、上海市における権利侵害・模倣行為取締業務は、長江デルタ地域の協力メカニズムをさらに進化させた。権利侵害・模倣行為の取締りに関して、長江デルタ地域の協働メカニズムの健全化を推進し、地域・部門を跨る意思疎通、協調、合同会議、手がかりの通報、事件の移送、法執行の連携、検査・鑑定結果の相互承認等の制度・メカニズムを確立する。権利侵害・模倣行為に対して、徹底的・根絶的な取締りを展開し、公平な競争を促進し、ビジネス環境を最適化する⁷²。

4. 中国（浦東）知識産権保護センター

中国（浦東）知識産権保護センターの設立は、国家知識産権局により全国において初めて設立を承認された国家級知識産権保護センターの設立を開始したことを示している。保護センターが正式に運営された後、ハイエンド設備製造、バイオ医薬品の 2 大重点産業分野に焦点を当て、専利の迅速な審査、迅速な審判の「グリーンルート」を提供し、さらにクレームへの迅速な対応メカニズム、紛争解決の多元化メカニズム、優位産業に関するオンラインの権利行使メカニズム等を確立することにより、専利の迅速な権利行使を実現する。センターは、知的財産権の協働保護を強化し、各種の知的財産権に関する特定執法検査と権利侵害、模倣等の知的財産権違法行為に対する行政処罰及び専利紛争の行政調停、行政処理に協力する。知的財産権侵害・模倣行為を効果的に取り締まる⁷³。

⁷² 人民サイト、2019 年 1 月 3 日、URL:<http://sh.people.com.cn/n2/2019/0103/c134768-32488965.html>

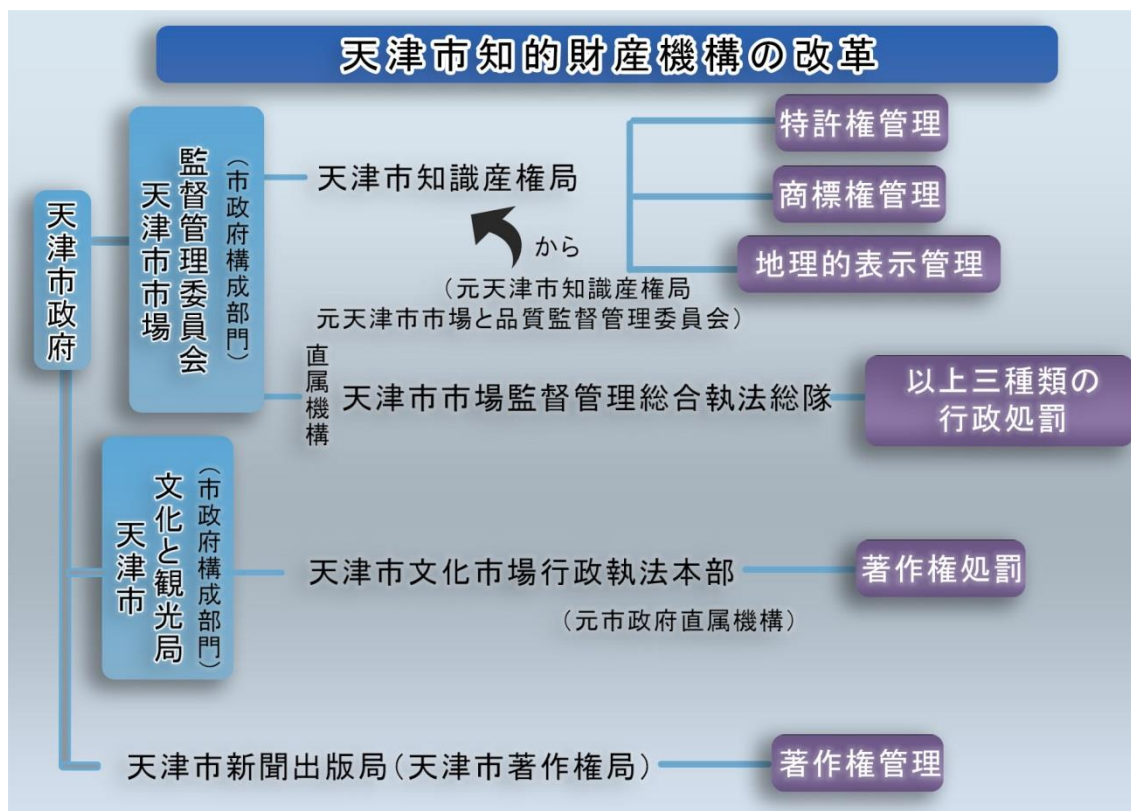
⁷³ 上海市知識産権局、2017 年 7 月 27 日、URL:<http://sipa.sh.gov.cn/gzdt/20191130/0005-23116.html>

五、 天津市

(一)模倣品に関する経済概要

1. 改革の主な内容

図 9：天津市知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行の影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理：天津市知識産権局⁷⁴

- a) 専利管理处：専利管理及び代行業務に責任を負う。専利の創造、管理を強化する政策制度を起草・実施する。各区、業界及び企業・事業団体の専利管理業務を指導・推進する。
- b) 専利管理处（専利代弁処）：専利代弁処は、相対的に独立して運営する。具体的な職責

⁷⁴ 天津市知識産権局、機構職責、

URL: http://zscq.tj.gov.cn/zwgk/zzjg/jg/200901/t20090116_12724.html

は、専利出願を受理すること、費用軽減・延長請求を審査・許可すること、専利出願費、専利年金及び年金滞納金を代理徴収すること、専利関連事務の照会とコンサルティング業務を担当し、専利権の譲渡、許可登録及び専利の法律状態の証明を行うこと、局の指導者からその他の業務を引き受けることである。

- c) 商標管理局：商標監督・管理業務を担当する。商標管理を強化する政策制度を起草・実施する。各区、業界及び企業・事業団体の商標管理業務を指導・推進する。著名商標の申告業務を実施する。原産地地理的表示の統一認定制度の実施を展開する。
- d) 知識産権保護処：知的財産権の保護業務を担当する。商標・専利権侵害の判断基準及び法執行を保護するための検査、鑑定及びその他の関連基準を実施する。商標・専利等の紛争の行政裁定業務を行う。商標・専利の法執行業務の指導、各区の知的財産権争の紛争処理、権利行使支援及び紛争調停業務の指導を担当する。

従って、今回の改革を通じて、天津市の知的財産権の管理職責は、天津市知識産権局に帰属するようになった。

行政処罰：天津市市場監督管理委員会が指導し、具体的には天津市市場監督総合行政執法総隊が執行する。

天津市市場監督管理委員会は、その機構職責によれば、市場秩序を管理し、商標及び専利の権利侵害行為並びに模倣品の製造・販売行為の取締りを指導する⁷⁵。

従って、天津市の知的財産権に関する執法の職責は、上海市市場監督管理委員会に帰属し、具体的にはその直下にある天津市市場監督管理総合行政執法総隊が担当する。

② 著作権⁷⁶について

行政管理：天津市新聞出版局（天津市著作権局）

地方の法令を起草し、ニュース出版及び著作権管理の措置を制定し、実施を手配する。また、著作権を管理し、著作権紛争を調停する。

行政処罰：天津市文化市場行政執法総隊⁷⁷

天津市の文化、文化財、出版、著作権、ラジオ・テレビ、映画、観光市場等に対する行政執法業務を担当する。市文化・観光局の名義により、市文化、文化財、出版、著作権、ラジオ・テレビ、映画、観光等の行政主管部門が担当する行政処罰に関わる行政検査、行政強制を統括的に行使する。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

「天津市知識産権保護条例」⁷⁸：2019年11月1日から「天津市知識産権保護条例」が施

⁷⁵ 天津市市場監督管理委員会、機構職責、URL：<http://sc.jg.tj.gov.cn/zwgk/jgzq/39313.html>

⁷⁶ 天津市文化市場行政執法総隊の職責、URL：<http://whly.tj.gov.cn/pages/detail.html?id=b0139221a34b4aa8988d7e2566b93d4b&type=0/1/3>

⁷⁷ 天津市文化市場行政執法総隊の職責、URL：<http://whly.tj.gov.cn/pages/detail.html?id=b0139221a34b4aa8988d7e2566b93d4b&type=0/1/3>

⁷⁸ 「天津市知的財産権保護条例」、2019年9月27日公布、同11月1日施行、URL：http://zscq.tj.gov.cn/zcfg/zl/201911/t20191115_147423.html

行され、全国初の省級知的財産権保護の総合的規方法規となった。

本条例は、便利且つ迅速な権利行使の道を開き、当事者が行政裁決、行政調停、人民調停等の多様な知的財産権紛争解決の道を選択できることを明確に規定し、一般的な権利侵害紛争の権利行使周期を短縮することを可能にした。それと同時に、違法コストを大幅に増加させ、主な知的財産権侵害違法行為に対し、条例は、罰金額の基点を引き上げることにより、上位法よりも厳格な行政処罰を設定し、知的財産権の違法行為の累犯に対し、法に基づいて重罰することを明確にし、知的財産権信用の監督・管理制度を明確にし、知的財産権の重大な信用失墜行為に対する相応の共同懲戒措置を講じ、権利侵害の違法コストをさらに増大させた。条例の頒布は、認定、証拠収集等の困難を緩和した。その中で、技術調査員制度を創設し、知的財産権主管部門と知的財産権管理部門は、専門家を技術調査官として採用すること、知的財産権事件の調査に参加させること、知的財産権行政保護業務に専門的な技術サポートを提供させることができることを明確にした。技術調査官の介入は、行政部門が専門性、技術性の高い知的財産権事件を取り締まる能力とレベルを大幅に引き上げることができる。

「条例」では、知識産権局の職責を明確にした。第5条の規定において、市及び区の知的財産権部門は、本行政区域内の知的財産権業務の主管部門であり、知的財産権の保護、管理等の業務の推進に責任を負い、法律・法規に基づいて職責範囲内の知的財産権保護の職責を履行する。市場監督管理、企画及び自然資源、農業農村、文化及び観光、著作権等の部門は、法律・法規に基づいて各自の職責範囲内の知的財産権保護の職責を履行する。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018 年末時点で、全市の常住人口は、前年比 2.73 万人増の 1559.6 万人となった。天津市の一次、二次、三次産業の構造比は、0.9 : 40.5 : 58.6 になっている。天津市の基幹産業は、ハイエンド装備製造業、次世代人工知能、バイオ医薬品、新エネルギー、新素材産業及び卸売・小売業である⁷⁹。

2) 生産：権利侵害の地域経済⁸⁰

① 工業

規模の大きい工業の付加価値は、2.4%増加した。主要産業別から見れば、農業副産物の食品加工業は前年比 19.1%増加、電気機械と器材製造業は前年比 18.5%増加、金属製品業は前年比 18.3%増加、専用設備製造業は前年比 12.6%増加、医薬品製造業は前年比 8.8%増加、自動車製造業は前年比 7.1%増加した。

⁷⁹ 天津市統計局、URL:<http://stats.tj.gov.cn/TJTJJ434/TJGK606/>

⁸⁰ 天津市統計局、URL:<http://stats.tj.gov.cn/TJTJJ434/TJGK606/>

② 対外貿易

2018 年、同市全体の輸出入総額は、8077.01 億人民元で、前年比で 5.6%増加した。そのうち、輸出額は、3207.16 億人民元で、前年比 8.6%増加した。

③ 新型産業及び電子商取引

2018 年、規模の大きい工業のうち、ハイテク産業（製造業）の付加価値は前年比 4.4%増で、全体の 13.3%を占めた。戦略的新興産業の付加価値は、前年比 3.1%増加した。一定規模以上のサービス業のうち、戦略的新興サービス業、ハイテク・サービス業、科学技術サービス業は、それぞれ前年比で 9.2%増、11.9%増、12.2%増となり、利益率は、それぞれ前年比で 8.5%増、7.3%増、7.5%増となった。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲⁸¹

① 商標権侵害の販売

- a) 日用品類の商標権侵害の販売範囲：天津地域のオフライン小売場所
- b) 自動車類の商標権侵害の販売範囲：天津地域の自動車販売ディーラー
- c) 飲食類の商標権侵害の販売範囲：天津地域のレストラン内販売
- d) 食品類の商標権侵害の販売範囲：天津地域のオンライン・オフライン販売ルートから全国へ流通する
- e) スポーツ用品の商標権侵害の販売範囲：天津地域よりエジプトへの輸出
- f) 自転車類の商標権侵害の販売範囲：天津地域よりパキスタンへの輸出

② 典型事例

- a) 国内市場での流通：天津市偽造調味料の製造・販売事件⁸²

- b) 輸出市場流通：

天津市のエジプト輸出偽造サッカーボール販売事件⁸³、

天津市のパキスタン輸出偽造自転車部品の販売事件⁸⁴

4) 取締り：政府部門の法執行データ⁸⁵

① 専利

年間を通して、専利行政執法の「雷霆」行動及びその他の各種行政執法活動を 60 回余り展開し、各種の専利権侵害紛争を 121 件調停し、知的財産権に関する通報、クレーム、相談

⁸¹ データ出所：威科先行法律データベース、天津地域の知的財産権侵害に対して発行された行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%A4%A9%E6%B4%A5%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E5%A4%A9%E6%B4%A5%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050010%C7%81%C7%82%E5%95%86%E6%A0%87&tip=%E5%A4%A9%E6%B4%A5](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%A4%A9%E6%B4%A5%C7%81bodyExtend:((%22%E5%A4%A9%E6%B4%A5%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050010%C7%81%C7%82%E5%95%86%E6%A0%87&tip=%E5%A4%A9%E6%B4%A5)

⁸² 「天津調味料偽造黒幕、1 億人民元の偽造調味料が全国に流出し、有名ブランドが全部当たり！公安部門は既に介入！」、2017 年 1 月 18 日、URL:https://www.sohu.com/a/124674617_117503

⁸³ 「天津税関は 5 万 8000 個のパクリ・ワールドカップ・サッカーボールを押収した。」、2018 年 7 月 10 日、URL:http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2018-07/10/content_7590885.htm?node=20908。

⁸⁴ 「天津市税関は、輸出入商品の権利侵害を取り締まり」、2018 年 4 月 26 日、

URL:<http://tj.people.com.cn/n2/2018/0426/c375366-31509995.html>

⁸⁵ 天津市知識産権戦略リーダー・グループ弁公室「2018 年天津市知識産権保護状況白書」、2019 年 4 月、URL:<http://zscq.tj.gov.cn/ywgz/zlbh/gzdt/201906/P020190610410561290850.pdf>

案件を 4290 件受理した。「12330」知的財産権通報・クレーム・権利行使支援センターをプラットフォームとして、行政執法、司法訴訟、紛争調停、仲裁を業務の中心とする「1+4」知的財産権保護業務メカニズムを健全化した。

② 商標

年間を通して、市場監督管理システムは、登録商標専用権の特別項目取締り、商標権侵害の「遡源」特別項目取締り等の行動を展開し、執法官を 5640 回出動させ、13680 社の企業を検査し、527 件の事件を立件・結審し、罰金・没収額は合計 913.73 万人民元を課し、公安機関に 11 件移送した。

③ 著作権

天津市文化市場の行政執法部門は、著作権侵害の疑いのある主体 3889 カ所を査察し、権利侵害・海賊版事件 15 件を立件・調査し、公安へ 3 件を移送し、権利侵害・海賊版事件を累計 16 件処理し、計 141137.5 人民元の罰金を課し、不法出版物 5304 冊を没収した。インターネット上の権利侵害を取り締まる特別項目行動を展開し、オンラインゲーム事業者、インターネット文化事業者 3300 社余りを検査し、権利侵害・海賊版事件を 10 件摘発し、行政罰金 15 万人民元余りを課した。

(二) 重点的な注目分野、法執行状況の概況

1. 重点的な注目分野⁸⁶

1) インターネット分野における権利侵害

インターネット映画・テレビ、音楽、ネット通販のための第三者プラットフォーム等の分野に対し、インターネット分野における権利侵害・模倣行為の取締りを推進する。

天津市では、インターネット市場に対する監督管理を強化し、模倣品のオンライン販売や虚偽広告発布等の違法行為を厳しく取り締まる。製品の品質に関する違法案件を摘発するとし、具体的には「劍網 2019」特定項目行動を実施し、インターネット上での映画動画、音楽等の版權に対する監督管理を強化するとしている。

2) 農村及び都市と農村の結合地域市場における権利侵害

農村市場、都市と農村の結合地域市場等における模倣品・粗悪品の多発地域の食品、医薬品、小型家電等の消費品に対し、市場監督管理・執法を強化する。偽造・粗悪種子、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその付属品等を製造・販売する違法行為を厳しく取り締まる。

⁸⁶ 「2019 年天津市における知的財産権侵害及び模倣・粗悪品の製造・販売取締業務要点」、2019 年 8 月 12 日、URL:<http://www.cnsymm.com/2019/08/20/29121.html>

3) 輸出段階における権利侵害

「一帯一路」沿線国・地域に焦点を当てて、国境を越えた権利侵害・模倣品の製造・販売の違法行為を厳しく取り締まる。生産企業及び重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。

4) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業マークの混同・不正競争、専利権侵害・模倣、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

5) 悪意による商標の冒認出願

著名商標、外国の商標、老舗登録商標を重点として、法に基づいて商標の専用権侵害行為を厳格且つ厳重に取り締まり、商標の悪意による冒認出願行為を抑制する。

具体的には、天津市「双打」指導グループが2018年8月に投訴中心、稽查総隊と共に全市を対象に行なった「五糧液」（五糧液）等の商標に対する特定項目取締りにより140店舗を検査した結果、授權を受けずに販売していた店舗が121件発見され、権利侵害商品を販売していた店舗が27店舗摘発された。結果、149本もの「五糧液」（五糧液）が摘発対象となった。2018年11月23日、市政府弁公庁は「天津市老舗振興作業方案」を發布し、2020年までに天津市の老舗商標保護リストを作成し、老舗に対する知的財産権侵害行為や模倣品の販売行為の摘発を6回にわたって行なうことを通知した。これにより、老舗企業5社が馳名商標を申請し、その全てが老舗として商標戦略模範企業としての指定を受けた⁸⁷。

2. 権利侵害の法執行状況

1) 「遡源」商標特別項目の規制行動⁸⁸

2018年8月、天津市通報・クレームセンター、査察総隊は、全市範囲内で「五糧液」（五糧液）等の商標特別項目取締りを行い、140店舗を検査したところ、ライセンスされていない店舗121店舗を摘発し、権利侵害商品の販売店27店舗を摘発し、「五糧液」（五糧液）149瓶を押収した。市全体で「狗不理」老舗商号の権利侵害を取り締まる特別項目法執行を実施し、違法経営者7社を取り締まった。

2) インターネット権利侵害・海賊版を取り締まる「劍網2018」特別項目行動を展開する

⁸⁷ 「「天津市老字号振興工作方案（2018-2020年）」の発行に関する天津市人民政府弁公庁の方案」、

URL: http://www.tj.gov.cn/zw/zfgb/qk/2018/23/201812/t20181217_3646532.html

⁸⁸ 天津市知識産権戦略リーダー・グループ弁公室「2018年天津市知識産権保護状況白書」、2019年4月、URL: <http://zscq.tj.gov.cn/ywgz/zlbh/gzdt/201906/P020190610410561290850.pdf>

「劍網 2018」特別項目行動を展開し、インターネット上の転載、ショート動画、アニメ等の分野における権利侵害・海賊版活動を集中的に取り締まり、クリーンなインターネット空間秩序を維持し、良好なインターネット著作権環境を築いた。

3) 農村の模倣・粗悪食品に対する特別項目規制⁹⁰

2018 年天津市知識産権局は、農村の模倣・粗悪食品に対する特別項目取締りの状況報告をまとめた。監督検査では、各区が農村の模倣・粗悪食品に対する特別項目取締りを実施する資料を重点的に調査し、小規模工房、小規模商店、小規模露店、小規模レストラン、小売業者等の食品生産経営主体と農村市場、食品卸売市場を重点として、各区が無作為に 4 つの地点を選んで現場検査を行った。

4) 中秋節・国慶節期間における専利権侵害・模倣の取締り業務⁹¹

2018 年 9 月 28 日、天津市武清区知識産権局の専利執法官は、地域内のスーパーで特別執法検査を実施した。今回の検査は、副食調味料、食糧・食用油、日用商品 50 種類余りに及び、西王トウモロコシの胚芽油等専利を表記した製品に対して逐一にオンライン専利検索、検査を行ったが、専利模倣製品と専利表示の不規範化の問題は発見しなかった。同時に、企業に専利権侵害知識を宣伝し、専利権侵害製品と専利模倣製品の市場進入を排除し、知的財産権侵害行為を自覚的に阻止する。

5) 専利代理業界の「藍天」特別項目規制行動⁹²

2019 年 8 月から、市知識産権局は、専利代理機構を組織し、全面的な自己調査と信用承諾業務を実施し、専利代理の違法行為に対する取締りを強化し、無資格な専利代理行為を取り締まり、非正常な専利出願の代理行為を取り締まり、専利代理の「名義貸し」行為を取り締まり、不正な手段による業務誘致行為を取り締まり、業界の自律強化を推進し、特別取締りの圧倒的な勢力形成を加速させる。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

⁸⁹ 天津市知識産権戦略リーダー・グループ弁公室「2018 年天津市知識産権保護状況白書」、2019 年 4 月、URL:<http://zscq.tj.gov.cn/ywgz/zlbh/gzdt/201906/P020190610410561290850.pdf>

⁹⁰ 天津市知識産権局「市知識産権局は、天津市の農村模倣・粗悪な食品に対する特定項目規制・監督検査を実施する。」、2019 年 2 月 4 日、URL:http://zscq.tj.gov.cn/xwdt/dt/201902/t20190203_142419.html

⁹¹ 天津市知識産権局、2018 年 11 月、URL:http://zscq.tj.gov.cn/ywgz/zlbh/zlbhgz/201811/t20181121_141242.html

⁹² 天津市知識産権局、「市知識産権局は、天津市の専利代理業界の「藍天」特定項目規制行動の業務配置推進会を開催した。」、2019 年 8 月、URL:http://zscq.tj.gov.cn/xwdt/dt/201908/t20190815_145861.html

(四) 地域間の連帯体制の実態

1. 京津冀協働：

内容は、北京市と同様である。

2. 「12省・市知的財産権行政保護協力に関する協定書」：

内容は、北京市と同様である。

3. 中国（濱海新区）知識産権保護センター⁹³

当該項目は、今後濱海新区のハイエンド設備製造、バイオ医薬産業等の企業向けに、知的財産権の申告、保護、運用、管理を一体化した全チェーン・サービス・サポートを作り上げる。今回、中国（濱海新区）知識産権保護センターを濱海・中関村科学技術パークに立地・設立したのは、国家知識産権局、天津市知識産権局及び濱海新区政府の三者が共同で濱海新区の知的財産権の保護業務を推進する重要な措置である。

⁹³ 新華社、2018年10月14日、

URL：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1614291117141770532&wfr=spider&for=pc>

行政管理：四川省市場監督管理局（知識産権局）⁹⁴

全省の知的財産権戦略・法規・計画の制定、知的財産権の保護、商標・専利の執法業務の指導に関する職責を担当する。また、四川省の市場秩序を管理し、商標及び専利の権利侵害行為並びに模倣品の製造・販売行為の取締りを指導する。

従って、今回の改革を通じて、四川省の知的財産権の管理職責は、四川省市場監督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。

行政処罰：四川省市場監督管理局（知識産権局）が指導し、具体的には各地の市場監督管理部門が執行する。

内設部門：

A. 専利監督管理処

専利政策研究の企画・展開、専利保護に関する地方法規、規則及び政策の起草について、責任を負う。専利監督管理の政策措置を立案・実施する責任を負う。専利に関する通報・クレームを受理する責任を負い、全省の専利権侵害紛争の調停及び偽造専利行為の取締りを指導する。専利の重大な事件、地域を跨る専利事件の取締り業務等を指導・協力する。

B. 商標監督管理処

商標政策研究の企画・展開、商標保護に関する地方法規、規則及び政策の起草について、責任を負う。商標監督の政策措置を立案・実施する責任を負う。商標に関する通報・クレームを受理する責任を負う。全省の商標権侵害事件の取締り及び紛争の調停を指導する責任を負い、商標の重大な事件、地域を跨る商標事件の取締り業務を指導・協力する。原産地の地理的表示、地理的表示商品、地理的表示商標、特殊な標識、正式な標識の使用管理及び保護業務を担当する。全省の商標代理機構、商標印刷製作機構の監督管理について、責任を負う。著名商標の保護業務について、責任を負う。

従って、四川省の知的財産権の執法職責は、四川省市場監督管理局（知識産権局）に帰属し、具体的な法執行は、各地の市場監督管理部門が担当する。

② 著作権について

行政管理：中共四川省委員会宣伝部、四川省新聞出版局（省著作権局）

四川省委員会宣伝部は新聞出版と映画業務を統一的に管理し、省新聞出版広電局の新聞出版の職責と映画管理の職責を元の省委員会宣伝部に組み込み、対外的に省新聞出版局（省版權局）と省映画局の看板を掲げ、省内の著作権に関する事務の管理を担当する⁹⁵。

行政処罰：四川省ラジオ・テレビ局⁹⁶、四川省各地の文化市場総合執法大隊

全省の出版物市場情報を収集・把握し、市場状況を調査・分析し、出版物市場に対して日常的な検査を行い、速やかに対策と提案を提出する。不法出版、印刷、発行活動に対して立件前の初期調査を行い、立件意見を関連行政処に提出して審査・認可を受けた後、局の支部

⁹⁴ 四川省市場監督管理局（知識産権局）機構職責、
URL:<http://scjgj.sc.gov.cn/scjgj/c104462/jg.shtml>。

⁹⁵ 四川省機構改革方案、URL:<http://news.sina.com.cn/c/2018-11-02/doc-ihnfikve8499210.shtml>

⁹⁶ 四川省ラジオ・テレビ局、四川省出版物市場査察総隊の職責、
URL:http://gdj.sc.gov.cn/xxgk/zsdw/201604/t20160428_13048.html

行政リーダーに報告して承認を受ける。立件後の調査・証拠収集業務を担当し、関連行政処に調査・証拠収集文書を引き渡し、処罰の提案を提出する。弁理局から任せられた出版物の市場監督、検査業務を行う。市（州）の出版物市場の査察業務を指導、督促、調整する。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

① 総合執法

2018年初頭、四川省知識産権局は、「知的財産権侵害取締りメカニズムの健全化業務に関する法案」を公布・実施した。第一に、知的財産権に関する通報・クレームに対する迅速な対応メカニズム等の措置を通じて、知的財産権の行政執法能力を全面的に向上させる。第二に、知的財産権侵害摘発の法執行連携体制の健全化において、関連部門は法執行連携体制を整備し、法執行連携方式を革新し、法執行基準を統一し、事件移送体制を健全化しなければならない。第三に、権利侵害取締りの監督管理責任体制の設立において、関連部門は、権利侵害取締り処理の審査評価メカニズムを構築し、情報共有メカニズムを健全化すべきである。第四に、知的財産権侵害取締り結果の運用メカニズムの設立において、関連部門は、故意及び繰り返しの侵害行為に対する処理結果を企業及び個人信用情報収集システムに組み入れ、偽造商品の製造・販売により行政処罰を受けた当事者の関連情報、及び処罰決定の関連内容を速やかに「国家（四川）企業信用情報公示システム」にて外部に公示しなければならない。第五に、知的財産権侵害取締りの保障体制の設立において、各関連部門は、執法チームの研修を強化し、法執行装備の配置を強化し、法執行能力を向上させ、宣伝ルートを開拓し、法執行・権利行使の効果を高めるべきである⁹⁷。

② 商標

法執行協力を強化して全省の商標知的財産権保護を推進する側面において、制度メカニズムをさらに健全化し、商標ブランドの保護を強化し、行政執法と刑事司法との積極的連携メカニズムを強化・健全化した。省市場監督管理局は、省公安厅と共同で「法執行協力体制の構築に関する意見」を発表し、省高級人民法院と共同で「商標専用権保護協力体制の構築に関する意見」を発表した。また、2018年に市場監督管理部門は、司法機関に商標権侵害刑事嫌疑事件20件余りを移送した。

3、偽造商品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018年末の四川省の常住人口は、8341万人である。2018年の全省の地域総生産額（GDP）は、40678.13億人民元で、比較可能な価格で計算すると、前年比8%増となる。四川省の基幹産業は、装備製造産業、電子情報産業、食品飲料産業、先進材料産業、エネルギー化工産

⁹⁷ 「四川省が知的財産権侵害の取締り強度を増加する。」、2018年1月30日、
URL: <http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10465/10574/2018/1/30/10444038.shtml>

業である⁹⁸。

2) 生産⁹⁹：権利侵害産業の地域経済

① 工業

道路、船舶、航空宇宙及びその他の運輸設備製造業の上昇値は、前年比 22.1%増となり、金属製品業は前年比 15.3%増、専用設備製造業は前年比 14.6%増、石油・天然ガス採掘業は前年比 14.5%増、コンピューター、通信やその他電子機器製造業は前年比 14.4%増、医薬製造業は前年比 13.0%増、酒、飲料や精製茶製造業は前年比 10.4%増、食品飲料産業は前年比 12.5%増、エネルギー化工産業は前年比 13.1%増となった。

② 小売業

商品小売販の売額は 15447.2 億人民元で、前年比 10.8%増加した。飲食収入は 2807.4 億人民元で、前年比 12.5%増加した。限度額以上の企業（単位）のうち、通信通販による商品販売額は 801.1 億人民元で、前年比 31.5%増加した。

③ 対外貿易

貿易輸出入総額は 5947.9 億人民元で、前年比 29.2%増加した。このうち、輸出額は 3334.8 億人民元で、前年比 31.4%増加した。

3) 流通：権利侵害商品の販売範囲¹⁰⁰

① 商標権侵害の販売

- a) 酒類の商標権侵害の販売範囲：1 つは、四川省を生産拠点として、雲南省、貴州省、重慶市、湖北省、湖南省等の 5 省・直轄市の偽造品製造販売ネットワークと関連する。もう 1 つは、北京市、天津市、河北省、雲南省、四川省を生産拠点として、全国 24 の省・直轄市・自治区の偽造品製造販売ネットワーク、及び四川地域のオフライン小売店と関連する。
- b) 酒類・食品類の商標権侵害の販売範囲：四川地域のオフライン小売店
- c) 電子部品類の商標権侵害の販売範囲：四川地域の工業園區
- d) 潤滑油類の商標権侵害の販売範囲：四川地域を中心として、本地、河南省、北京市、及び広州省等向けの販売

⁹⁸ 「四川省の五大基幹産業の 1 月—3 月までの売上額は、9554 億人民元であった。」、2019 年 5 月 21 日、URL:<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2019/5/21/61be0b5eacdc411396fe501caa8577a9.shtml>

⁹⁹ 「2018 年四川経済情勢に関するプレスリリース」、2019 年 1 月 23 日、URL:<http://www.sc.gov.cn/10462/10705/10707/2019/1/23/978998395cdc406d84070e3e09bcefbb.shtml>

「四川省の五大基幹産業の 1 月—3 月までの売上額は、9554 億人民元であった。」、2019 年 5 月 21 日、URL:<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2019/5/21/61be0b5eacdc411396fe501caa8577a9.shtml>

¹⁰⁰ データ出所は：威科先行法律データベース、四川地域の知的財産権侵害に対して発行された行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%9B%9B%E5%B7%9D%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E5%9B%9B%E5%B7%9D%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%9B%9B%E5%B7%9D](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%9B%9B%E5%B7%9D%C7%81bodyExtend:((%22%E5%9B%9B%E5%B7%9D%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%9B%9B%E5%B7%9D)

② 典型事例

国内市場での流通：

偽造酒の製造販売事件¹⁰¹

ブランドモーターオイル・潤滑油の商標偽造事件¹⁰²

4) 取締り：政府部門の法執行データ

① 専利について

2019 年に行政執法の特別項目行動を踏み込んで展開した。法執行による事件処理を常に監督管理業務の第一の要務として、「双打」、「藍天」等の特別項目行動を踏み込んで展開し、毎月には省・市・県の専利執法の連携行動を展開し、食品医薬品、農業家電、安全生産、環境保護等の重点分野と重点段階における法執行検査を実施し、これまでに、全省が専利偽造事件を 200 件立件・調査・処理し、200 件を結審した。専利権侵害紛争事件を 878 件受理し、854 件結審した¹⁰³。

② 商標について

2018 年、全省の各級市場監督管理部門は、各種の商標違法事件を 1563 件取り締り、前年比 51.9%増となった。取り締まった商標権侵害・偽造事件は、1491 件で、事件額は 1688.91 万人民元で、事件数は前年比 67.91%増、事件額は前年比 140.58%増となった。このうち、「溯源行動」、「紅盾春雷行動」等の特別項目行動を手掛かりにして、法に基づいて登録商標専用権を保護し、重大事件を深く摘発した。例えば、成都新津県市場監督管理部門は、ある電動自転車の拠点を取り締まり、登録商標「旭峰」と詐称した電動自転車 394 台を押収し、総額が 800 万人民元余りであった。徳陽、達州、遂寧等の各地で、「五糧液」、「茅台」、「国窖 1573」、「舍得」、「郫県豆瓣」等の白酒類の著名商標と老舗商標に対する権利侵害・偽造事件は 35 件摘発され、事件総額が 130 万人民元余りに達した。全省において、「アップル」の登録商標専用権侵害を取り締まる特別項目行動を展開し、権利侵害の容疑のある市場主体を合わせて 392 社調査し、そのうち、立件・取調べたのが 71 社で、罰金・没収額の総計が 60.8 万人民元となり、閉店・休業が命じられたのが 2 社で、軽微な違法行為を犯した市場主体 78 社に対して現場指導を行った。「是正命令通知書」は、230 部下された¹⁰⁴。

¹⁰¹ 「精密に組織し、朗報が頻発：四川省各地の経済偵察部門が知的財産関連の重大事件を次々と取り締まる。」、2019 年 3 月 13 日、

URL: <http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/dfdt/202004/72766.html>

¹⁰² 「四川警察は、偽造潤滑油の越省製造・販売グループを打ち壊し、事件額が 1000 万人民元超える。」、2019 年 12 月 8 日、URL: <https://moment.rednet.cn/pc/content/2019/12/08/6306870.html>

¹⁰³ 「四川省市場監督管理局が省政協第 12 期第 2 回会議第 1143 号提案に対する回答」、2019 年 9 月 25 日、URL: <http://www.sc.gov.cn/10462/11689/11698/11703/2019/10/12/2c7f86dd74344e2f98adee2323fcfc83.shtml>

¹⁰⁴ 「四川省法執行協力とインターネット商標知的財産権保護座談会が開催された。」、2019 年 5 月 1 日、URL: <http://sichuan.ipraction.gov.cn/article/gzdt/202004/266964.html>

(二) 重点的な注目分野、執行情報の概況

1. 重点的な注目分野¹⁰⁵

1) 電子商取引プラットフォームにおける権利侵害

インターネットの監督管理を強化し、オンラインでの権利侵害の模倣品の販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。ネット上の商標権侵害行為を取り締まる。

例えば、四川省はインターネット電子ビジネス領域において今後ウェブサイトの届け出制度、IP アドレスやドメイン名等インターネットの基礎資源に対する管理を強化することにより、インターネット市場主体の責任と義務を規範化し、オンライン虚偽広告、商標の冒認等の違法行為に対する監督管理を徹底し、インターネット上の虚偽行為の取り締まりを重点に置いたインターネット市場に対する監督管理特定行動を展開するとしている。インターネット（スマホ）ノベルス、映画・動画、電子ビジネス、アプリケーションショップ、インターネット教材等の領域もまた特定項目として指定して管理を強化するとしている。

2) 文化観光産業

観光産業のブランド作りを強化する。四川省の文化観光産業のブランド作りを重点として、文化観光産業の商標ブランド戦略の実施を積極的に推進し、文化観光産業の市場主体による商標の国内・国際登録を推奨する。地理的表示商標の監督管理を強化する。各地が地方の特色ある優位資源を十分に発掘し、地理的表示ブランド作りを強化し、各地の地理的表示商品の開発と利用を積極的に奨励する。観光産業に対する知的財産権の保護を強化する。文化観光産業の知的財産権保護の執法業務を積極的に展開し、法に基づいて商標・専利権の侵害模倣の違法行為を取り締まる¹⁰⁶。

3) 農村と都市の連結地域の市場における権利侵害

農村と都市部の境界にある市場の食品、薬品及び小型電気製品等の消費品について、市場監督管理を強化する。重大な問題があり、粗悪な影響を生じている卸売市場及び農作物集散市場等については、市場主体责任を厳しく担わせ、法執行を強め、経営者による違法行為を厳しく取り締まる。粗悪な種子、化学肥料、農薬、農業用フィルム及びその部品を製造販売する行為を厳しく取り締まり、これらを撲滅する。植物新品種権に対する侵害行為を摘発し、植物新品種の模倣品を製造販売する行為を厳しく罰する。

¹⁰⁵ 四川省知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品製造販売取締業務指導グループ「四川省知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品製造販売取締業務の要点」、2019年7月5日、

URL:<http://images.ipraction.gov.cn/sichuan/201907/20190711100159878.pdf>

¹⁰⁶ 「四川省市場监督管理局による省政協第12期第2回会議第1324号提案に対する回答」、2019年9月24日、

URL:<http://www.sc.gov.cn/10462/11689/11698/11703/2019/10/12/dc59332b9e7a46a886f0313a5f7e7c1b.shtml>

4) 輸出入段階における権利侵害

「一帯一路」の沿線国・地域に焦点を当て、国境を越えた権利侵害の模倣品の製造・販売の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。生産企業、重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。

5) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願、商業標識の混同・不正競争、専利権侵害・模倣、及びネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

上に述べた内容は、四川省の 2018 年度から 2019 年度までの業務方案の中に書かれていることである。「強化」という二文字は、機構改革の後にこの分野が新しい作業重点となることを示している。これまでの知的財産権中の専利権、商標権及び地理表示の分散性管理と処罰に比べ、改革後は統一性を強化していく。これにより、よりいっそう厳しく取り締まりをするというのは、改革後における職務機能の明確な線引き、省級政府が指導し、その傘下にある市、県（区）が具体的な法執行を行なうという作業スタイルが途切れ目のない法執行行動を増加させる。後ろの部分で、作業方案が発布された後に相応して展開される権利侵害行為に対する法執行活動を引用するつもりであるので、ご阅读いただきたい。総合すると、都市の重点注目領域というこの内容について、中国政府が発布した文書の中には改革後における知的財産権の保護作業方案がこれまでに出了た方案に比べて具体的にどのように強化されたのかという説明はない。しかしながら、機構改革後の職務機能の配分、行政による法執行の調節配備については、明らかに操作性が高まっており、知的財産権の保護のための手立てと効力が向上しているといえる。

2. 権利侵害の法執行の状況

1) 春雷行動 2020¹⁰⁷

四川省は、「春雷行動 2020」と知的財産権保護の法執行行動の展開を開始し、「4+X」モデルを採用する。即ち、全省において「知的財産権保護」、「食品経営安全」、「薬品安全安心」、「価格引き下げ惠民」の 4 つの法執行サブ行動を統一的に展開すると同時に、各地で実践と結びつけ、1~2 個の重点的な規制内容を確定する。知的財産権保護の法執行サブ行動は、涉外知的財産権事件の取締り、農業分野における商標権侵害の違法行為の処理、酒類登録商標専用権の保護行動、専利分野における違法な現象を是正し、市場の混同、営業秘密の侵害

¹⁰⁷ 「四川省「春雷行動 2020」知的財産権を展開し、医薬品安全等が法執行の重点に」、2019 年 12 月 17 日、
URL: <http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2019/12/17/60ba2f5133bf4541912b817099230808.shtml>

等の不正競争行為を厳しく取り締まることに重点を置く。

2) 専利代理業界に対する「藍天」特別是正行動¹⁰⁸

2019年6月、省市場监督管理局は、国家知識産権局の統一的な配置に基づき、2019年専利代理業界に対する「藍天」特別是正行動を全省範囲で実施し、名義貸し、専利代理における非正常な出願、無資格による専利代理等の違法行為を厳しく取り締まる。企業の経済戸籍照会システムを利用して、全省の企業を調査し、経営範囲に「専利代理」の文字が含まれている企業1669社を整理し、各企業の所在地に基づいて各市・州市場监督管理局に逐一審査を行うよう通知し、専利代理機構の許可証を取得していない企業に対し、社会公衆を誤認させる潜在リスクを取り除くために、速やかに経営範囲を変更するように求めた。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四)地域間の連帯体制の実態

1. 中国（四川）知識産権保護センター

2019年7月23日、中国（四川）知的財産保護センターが正式に設立された。四川保護センターは、次世代情報技術産業分野に向けて、迅速な審査、権利付与、権利確認、権利行使を一体化させ、審査審判、行政執法、権利行使支援を連動させた知的財産権の迅速な協力保護活動を展開している¹⁰⁹。

2. 「12省・市知的財産権行政保護協力に関する協定書」¹¹⁰

内容は、北京市と同様である。

3. 省外の法執行協働の強化

全省各級の市場監督管理部門は、省を跨る商標保護執法活動を積極的に展開し、江蘇省、新疆ウイグル自治区、山東省等の省、自治区との間で事件の手がかりを交換し合い、地域を跨る法執行協力の効果を高めた。地域を跨って協力して、「郫県豆弁」、「峨眉牌」、「沱牌」、

¹⁰⁸ 「四川省市場监督管理局が省政協第12期第2回会議第1143号提案に対する回答」、2019年9月25日、
URL:<http://www.sc.gov.cn/10462/11689/11698/11703/2019/10/12/2c7f86dd74344e2f98adee2323fcfc83.shtml>

¹⁰⁹ 「中国（四川）知的財産保護センターが運営を開始した。」、2019年7月23日、
URL:<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1140775.htm>

¹¹⁰ 「12省・市は、上海市において「知識産権行政保護協働に関する協定書」に調印した。」、2019年12月4日、URL:<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1651981161208871287&wfr=spider&for=pc>

「舍得」等の登録商標専用権の侵害行為を摘発し、権利侵害の模倣商品の市場参入を速やかに制止し、商標権者と消費者の合法的権益を保護し、公平な競争の市場秩序を守った¹¹¹。

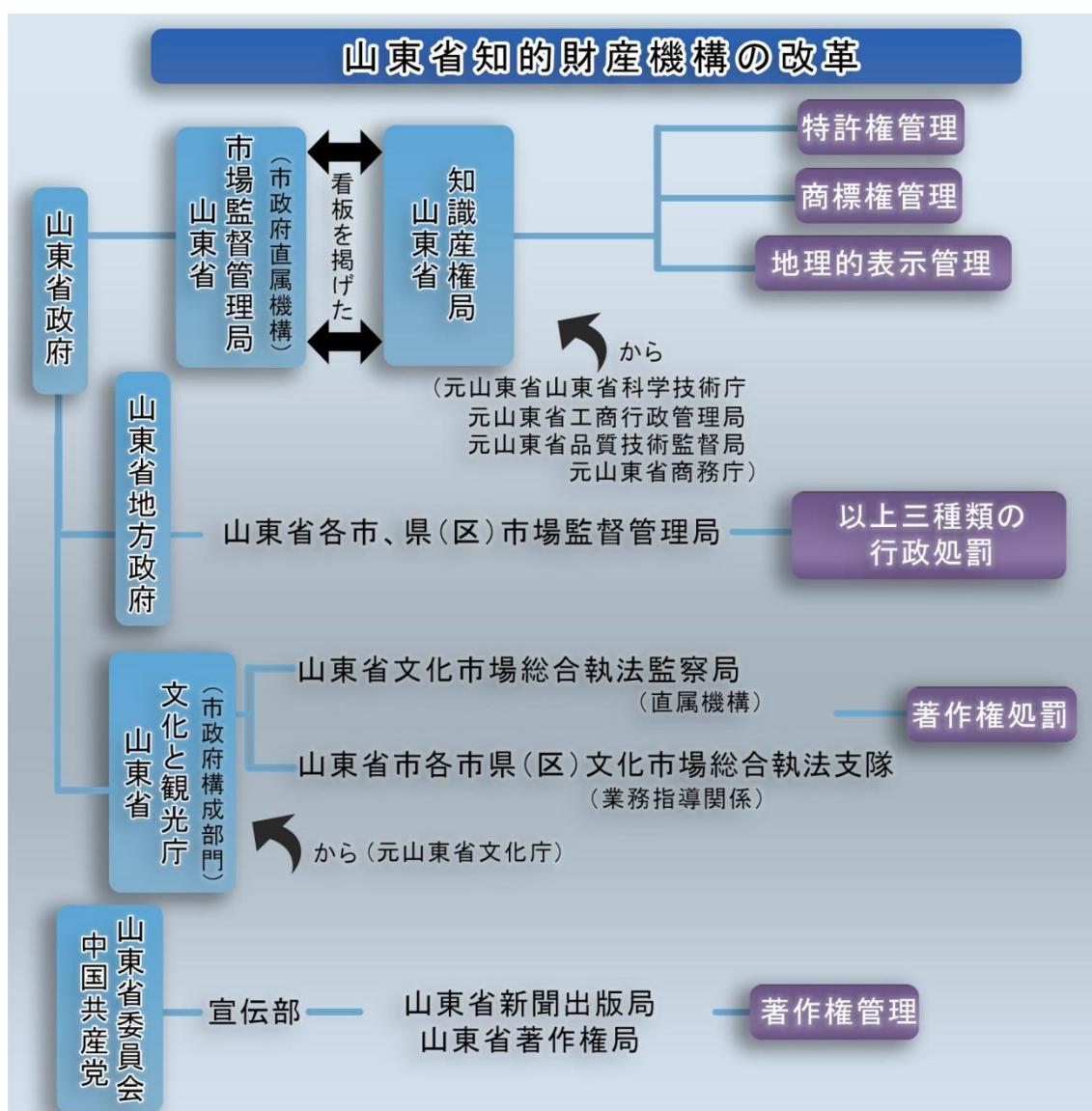
¹¹¹ 「四川省法執行協力とインターネット商標知的財産権保護座談会が開催された。」、2019年5月1日、URL: <http://sichuan.ipraction.gov.cn/article/gzdt/202004/266964.html>

七、 山東省

(一) 模倣品に関する経済概要

1. 改革の主要内容

図 11：山東省知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理：山東省市場監督管理局（知識産権局）¹¹²

主に全省の市場総合監督管理を担当し、市場主体を統一的に登記し、情報開示及び共有メカニズムを構築する。市場監督管理の総合的な法執行業務を組織し、市場秩序を規範化して維持する。省全体の知的財産権保護及び商標、専利執法業務等に責任を負う。

内設部門：知識産権保護処

知的財産権保護体系の構築に関連する業務を担う。商標、専利、原産地地理的表示、特殊マーク及びオリンピックマーク、万国博覧会マーク等の公式マークに関する保護業務を行う。専利権、集積回路配置図設計専有権等の知的財産権の対外的な譲渡審査を行う。知的財産権紛争の処理、権利行使支援及び紛争調停業務を指導する。

従って、今回の改革を通じて、山東省の知的財産権の管理職責は、山東省市場監督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。

行政処罰：山東省市場監督管理局（知識産権局）¹¹³により指導を手配され、具体的な法執行と処罰の職責は山東省市・県（区）市場監督管理部門により執行される。

市場監督管理の総合的な法執行業務の手配、市場秩序の規範化と維持に責任を負う。全省の知的財産権保護及び商標、専利の法執行業務等に責任を負う。

全省の市場秩序の監督管理に責任を負う。知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造販売行為を取締り、市・県の関連業務を指導する。

内設部門：執法査察処

市場主体の参入、生産、経営、取引における関連違法行為の摘発を行う。

従って、山東省の知的財産権の法執行職責は、山東省市場監督管理局（知識産権局）に帰属し、具体的な法執行は、各地の監督管理部門が担当する。

② 著作権について

行政管理：中共山東省委員会宣伝部、山東省新聞出版局、山東省著作権局

機構改革後、山東省委員会宣伝部は、省新聞出版局、省版權局、省政府新聞弁公室、省精神文明建設委員会弁公室、省映画局の看板を掲げ¹¹⁴、省内の著作権に関する事務管理に責任を負う。

行政処罰：山東省文化及び観光庁¹¹⁵、山東省市各市、県（区）文化市場総合執法支隊

全省の文化市場の総合的な法執行を指導し、文化、文化財、出版、ラジオ・テレビ、映画、観光市場分野の行政執法の指導監督、重大な事件の監督・処理、地域を跨る重大な事件の調査・処理と組織・調整等の業務を担当する。

山東省文化市場総合執法監察局（直屬機関）：委託を受けて法律法規に明確に要求された

¹¹² 山東省市場監督管理局（知識産権局）機構職責、

URL:http://amr.shandong.gov.cn/art/2018/10/25/art_76515_7411254.html?xxgkhide=1

¹¹³ 山東省市場監督管理局（知識産権局）機構職責、

URL:http://amr.shandong.gov.cn/art/2018/10/25/art_76515_7411254.html?xxgkhide=1

¹¹⁴ 山東省の機構改革案、

URL:<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1613839967039458103&wfr=spider&for=pc>

¹¹⁵ 山東省文化と観光庁機構職責、URL:<http://whhly.shandong.gov.cn/col/col70754/index.html>

省級が担う執法職責を行使し、及び重大な事件の調査・処理と地域を跨る執法の組織的協調を行う。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

專利：2018 年、知的財産権イノベーションが新旧原動力の転換を支援するという重要な役割を十分に発揮させるため、山東省市場监督管理局（省知識産権局）は、「知的財産権イノベーションが新旧原動力の転換を支援する業務措置」を制定し、知的財産権保護を強化する。省・市・県の三級連動の專利行政執法体系をさらに健全化し、專利行政執法の特別行動を踏み込んで展開し、重点分野及び重点段階に対して集中的な規制を行うように求めた。部門の協力を強化し、事件の移送・処理業務の協力体制を健全化し、法に基づいて悪意による権利侵害、集団的権利侵害、繰り返しの権利侵害等の行為を厳しく処罰し、インターネット上の法執行監督管理における部門間の協力を強化する。

知的財産権の法律法規を深く学習し、知的財産権事件の処理能力を高めるため、省市場监督管理局は、商標・專利知的財産権事件の処理人員研修セミナーを数回開催した。このうち、省市場监督管理局の執法査察局、法規処及び知的財産権保護処からの知的財産権の典型事件の担当者は、全国、全省の商標知的財産権執法の事件処理業務が直面する新たな情勢、任務要求について説明し、「商標法」、「專利法」及び関連法律法規を解説したうえ、知的財産権執法の事件処理実務とノウハウ、重点分野、重点製品の判例解析、判例論説等の内容を紹介した¹¹⁶。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

全省の常住人口は 9579.31 万人で、年平均 0.54%増加している。2018 年の同省総生産(GDP)は 76469.7 億人民元で、比較可能な価格で計算すると前年比 6.4%増となる。一次、二次、三次産業の構造比は、6.5:44.0:49.5 である。山東省の基幹産業は、情報技術産業、装備製造業、現代海洋産業、石油化工業、農産物輸出入業及び農業である¹¹⁷。

2) 生産：権利侵害産業の地域経済¹¹⁸

① 農業

2018 年、農林牧畜漁業の付加価値は、前年比 3.2%増の 5272.5 億人民元であり、食糧総生産量は約 532 億 kg で、5 年連続で 500 億 kg を超えた。

② ハイテク産業

¹¹⁶ 「「知的財産権イノベーション新旧原動力の転換を支援する業務措置」の公布に関する通知」、2018 年 3 月 19 日公布・施行、URL:<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1598158623768411840&wfr=spider&for=pc>

¹¹⁷ 山東省人民政府、経済データ、URL:<http://www.shandong.gov.cn/col/col94094/index.html>

¹¹⁸ 山東省人民政府、経済データ、URL:<http://www.shandong.gov.cn/col/col94094/index.html>

次世代の情報技術製造業、新エネルギー新材料、ハイエンド設備等 10 大産業の付加価値は、それぞれ前年比 6.7%増、6.0%増、5.5%増となった。産業用ロボット、都市軌道車両、サーバー等のハイテク製品の生産量は、それぞれ前年比 71.5%増、20.5%増、76.3%増となった。ソフトウェアの事業収入は、前年比 14.9%増の 5028.1 億人民元であった。ソフトウェア事業の輸出額は、前年比 11.3%増の 17.8 億米ドルであった。

③ 対外貿易

貨物輸出入総額は、前年比 7.7%増の 19302.5 億人民元であった。このうち、輸出額は前年比 6.1%増の 10569.6 億人民元であった。輸出商品のうち、電気機械製品の輸出額は前年比 2.7%増の 3980.6 億人民元であった。紡績衣料品の輸出額は、前年比 5.4%増の 1521.4 億人民元であった。農産物の輸出額は、前年比 0.2%減の 1150.3 億人民元であった。サービス貿易の輸出入額は、前年比 15.1%増の 4060.9 億人民元であった。

④ サービス産業

生産性サービス産業のうち、インターネットと関連サービスの事業収入は前年比 8.7%増、ソフトウェアと情報技術サービス業は前年比 14.1%増、ビジネスサービス業は前年比 25.1%増であった。生活性サービス産業のうち、ラジオ、テレビ、映画、録音製造業の収入は前年比 71.8%増、娯楽業は前年比 15.5%増であった。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲¹¹⁹

① 商標権利侵害の販売

- a) 食品類の商標権侵害の販売範囲：ポーランドへの輸出
- b) 製造業における部品類の商標権侵害の販売範囲：南アジア諸国への輸出
- c) 燃料類の商標権侵害の販売範囲：ベトナムへの輸出
- d) 日用品類（調理器具）商標権侵害の販売範囲：山東地域のオフライン卸売市場
- e) 金属・建材の商標権侵害の販売範囲：山東地域のオフライン卸売市場、四川地域からタイへの輸出
- f) 衣料品の商標権侵害の販売範囲：山東地域のオフライン卸売市場
- g) 自動車部品類の商標権侵害の販売範囲：山東地域のオフライン販売
- h) 酒類の商標権侵害の販売範囲：山東地域のオフライン販売

② 著作権権利侵害の販売

衣料品類の著作権侵害の販売範囲：山東地域からイギリスへの輸出

③ 専利権利侵害の販売

¹¹⁹ データ出所：威科先行法律データベース、山東地域の知的財産権侵害に関する行政処分決定書、URL：[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%B1%B1%E4%B8%9C%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E5%B1%B1%E4%B8%9C%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%B1%B1%E4%B8%9C](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%B1%B1%E4%B8%9C%C7%81bodyExtend:((%22%E5%B1%B1%E4%B8%9C%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%B1%B1%E4%B8%9C)

a) 日用品類（電気毛布）専利権侵害の販売範囲：

T-Mall ショッピングプラットフォーム

b) 水産物の専利権侵害の販売範囲：オンライン店舗

④ 典型事例

輸出市場の流通：

龍口春雨商標権侵害事件¹²⁰、

手工ハンマー輸出権利侵害事件¹²¹、

「中国重汽」商標権侵害事件¹²²

4) 取締り：政府部門の法執行データ¹²³

① 専利

専利の行政執法を踏み込んで展開する。専利保護の執法・権利行使の「雷霆」特別行動を実施し、電子商取引、専門市場、展示会等の重点分野及び重要段階に対して専利執法の連携検査活動を実施する。雷霆行動では、区域を跨ぎ部門を跨いで専利に関する法執行を協力することを強調している。部門を跨いだ法執行協力体制を整え、裁判所、公安、工商、版權、税関、文化、放送、農業等その他の部門の協力と意思の疎通を進め、情報の共有、手掛かりの移送、案件の協力調査システムを確立し、知的財産権を侵害する違法行為に対する摘発力を高めるとしている。例えば、2018年5月15日、山東省知識産権局、済南市知識産権局、歴下区科技局が銀座購物広場で専利に関する行政執法検査を行ない、銀座集团股份有限公司が申告した知的財産権保護の専門市場の準備状況について検査を行なった。今回の検査では、日用百貨、小型家電、兒童玩具、牛乳、食品等多種類の商品が調査対象となった。上に述べたサンプリング検査の結果、専利商品40件あまりが登録され、3件の専利標識が規範的ではないと判定され、是正を命じられた¹²⁴。

2018年、専利行政執法事件の処理件数は着実に増加し、専利行政執法事件が5092件処理され、そのうち、専利紛争事件が1481件、偽造専利事件が3611件であった。

② 商標

登録商標専用権の保護は、新たな進展を遂げた。商標監督管理リスクの排除と防止に関する集中行動、商標権侵害の「溯源」行動及び未登録商標の「浄化」特別行動を展開し、商標権侵害の違法事件を1591件摘発した。

(二) 重点的な注目分野、法執行状況の概況

¹²⁰ 搜狐、北京高沃知的財産権、2018年4月25日、URL：https://www.sohu.com/a/229429227_361113

¹²¹ 齊魯壹点、2019年4月3日、

URL：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1629785415033755782&wfr=spider&for=pc>

¹²² 青島税関、2019年9月27日、URL：http://www.sohu.com/a/343845833_349528

¹²³ URL：<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1631861127712857975&wfr=spider&for=pc>

¹²⁴ 国家知識産権局「済南専利行政執法検査を共同実施」、2018年8月16日、URL：<http://www.sipo.gov.cn/dtxx/1125393.htm>

1. 重点的な注目分野

1) インターネット分野、電子商取引分野における権利侵害

インターネット上の監督管理を強化し、権利侵害模倣品のオンライン販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。

山東省市場监督管理局（知識産権局）模倣品・粗悪品の重点分野の管理業務方案（2019-2021）により、インターネット上での権利侵害行為が取締りを受けた。インターネット市場に対する監督管理が強化され、模倣品のオンライン販売、インターネット上での虚偽広告発布等の権利侵害行為に対する取締りが強化された。また、製品品質に関わる違法案件も取り締まるとされた。インターネット市場の秩序を維持保護し、消費者に直接かかわる利益を守ることをインターネット販売プラットフォームに対する取締りと摘発の重点とし、虚偽宣伝、虚偽販促、模倣品等の違法行為に対する取締りを強化し、インターネット市場環境を浄化するとした。インターネット上で販売される電子製品、半導体、自動車部品及び児童用品等の消費品に重点を置いてこの領域における違法行為を厳しく取り締まるとしている¹²⁵。

具体的には、「剣網 2018」特定項目行動の実施により、インターネット上での権利侵害が多く発生している領域を重点に、移動端末、セルフメディア等を使用して権利侵害の海賊版を伝播する行為を厳しく取り締まるとしている¹²⁶。また、「剣網 2019」特定項目行動を通じて、インターネット上の動画や音楽等の配信に対する監督管理を強化するとしている¹²⁷。

2) 農村と都市の連結地域市場における権利侵害¹²⁸

農村と都市の連結地域市場の食品、医薬品、小型家電等の消費品に対して、市場の監督管理法執行を強化する。偽造・粗悪種子、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその部品等を製造・販売する違法犯罪行為を厳しく取り締まる。問題が深刻で、卸売市場、小売市場に悪質な影響を及ぼす場合には、経営者の違法行為を厳しく取り締まる。農村の模倣品食品を全面的に規制し、食品産業の集中地域、農村小売市場、小工房、小店舗及び認証企業と認証食品の監督管理を強化し、食品の名称、包装、表示、商標等と同一又は類似の食品を重点的に調査する。

¹²⁵ 山東省市場监督管理局（知識産権局）「模倣品・粗悪品の重点分野の管理業務方案（2019-2021）」、URL:<http://amr.shandong.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=-1&filename=1903280954177683077.pdf>

¹²⁶ 「山東省が「剣網 2018」特定項目行動を起動」、URL:<http://news.eastday.com/eastday/13news/auto/news/china/20180806/u7ai7956900.html>

¹²⁷ 国家版权局「山東「剣網 2019」特定項目行動正式に起動」、URL:http://www.sohu.com/a/318987966_120026323

¹²⁸ 「山東省市場监督管理局（知識産権局）模倣品・粗悪品の重点分野の管理業務方案（2019-2021）」、2019年1月3日、URL:<http://amr.shandong.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=-1&filename=1903280954177683077.pdf>

3) 輸出入段階における権利侵害

陸上輸送の輸出入商品と越境電子商取引の商品に対する監督管理を強化し、ハイリスク貨物と重点的な航路の監督管理を強化する。生産企業及び重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化する。

4) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業標識の混同・不正競争、専利権侵害偽造、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

2. 権利侵害の法執行状況

1) 農村における模倣・粗悪食品の特別取締業務¹²⁹

2018年12月から、山東省の執法官は、農村食品小工房、小型食品店、小売市場等の食品生産経営機関約1300社を取調べ、そのうち、是正処置通知書が下されたのが408社、是正が命じられたのが18社であった。農村食品の安全対策を全省の重点内容として、現在展開されている食用植物油、酒類、風味飲料と乳飲料、お菓子等の重点品種の規制活動と合わせて、発見された問題を厳しく取り締まる。山東省市場监督管理局は、全省の公正取引システムを利用して、「六個核桃」、「喜旺」、「景芝酒業」、「雪花」等のブランドに対して、偽物を摘発するという権利保護の特定項目活動を展開しており、経営者と消費者の合法的權益を強く守った。2018年3月から11月にかけて、全省範囲で包装済みの酒類、飲料、乳製品、健康食品等の食品業界、小型家電、洗濯用品、衣料品等の生活用品分野、農業資本、建材等の生産材料分野の商品名称、包装、装飾等の表示及び他人の企業名称を使用する市場混同行為を重点的に取り締まる。

2) 模倣・粗悪商品の製造・販売活動を厳しく取り締まる¹³⁰

2019年8月から11月にかけて、山東省市場监督管理局は、建材分野の品質違法行為を厳しく取り締まり、企業が製品品質安全責任を確実に履行するよう促す。ネットにおける食事注文、キャンパスや周辺の食品や健康食品、衣料品業界の「フリーライド」等は、規制の重点として際立たせる。ネット販売、農村市場、都市と農村の結合地域等の重点地域における権利侵害・模倣行為の取締りを強化し、法に基づいて市場開発者の主体责任を厳格に追及し、消費者の合法的權益を確実に保護する。

¹²⁹ 「山東省市場监督管理局権利侵害模倣品の製造・販売の違法行為を厳しく取り締まる。」、2019年3月15日、URL:<http://sd.people.com.cn/n2/2019/0315/c364532-32742991.html>

¹³⁰ 中国質量新聞サイト、2019年8月22日、URL:http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2019-08/22/content_7449288.htm

3) 網劍行動¹³¹

2019 年 7 月から 11 月まで、山東省市場監督管理局は、4 カ月間の 2019 インターネット市場監督管理特別項目行動を実施し、模倣品・粗悪品、安全でない食品及び偽薬・粗悪な医薬品のネット販売を厳しく取り締まる。今回の 2019 インターネット市場監督管理特別項目行動の重点業務には、電子商取引の主体資格の規範化に力を入れ、良好な参入環境を上げること、偽物・粗悪品のネット販売、安全でない食品及び偽薬・粗悪な医薬品のネット販売を厳しく取締り、安心な消費環境を上げること等が含まれる。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四)地域間の連携協働の状況

「十二省・市知的財産権行政保護協力協定書」：内容は北京市と同様である。

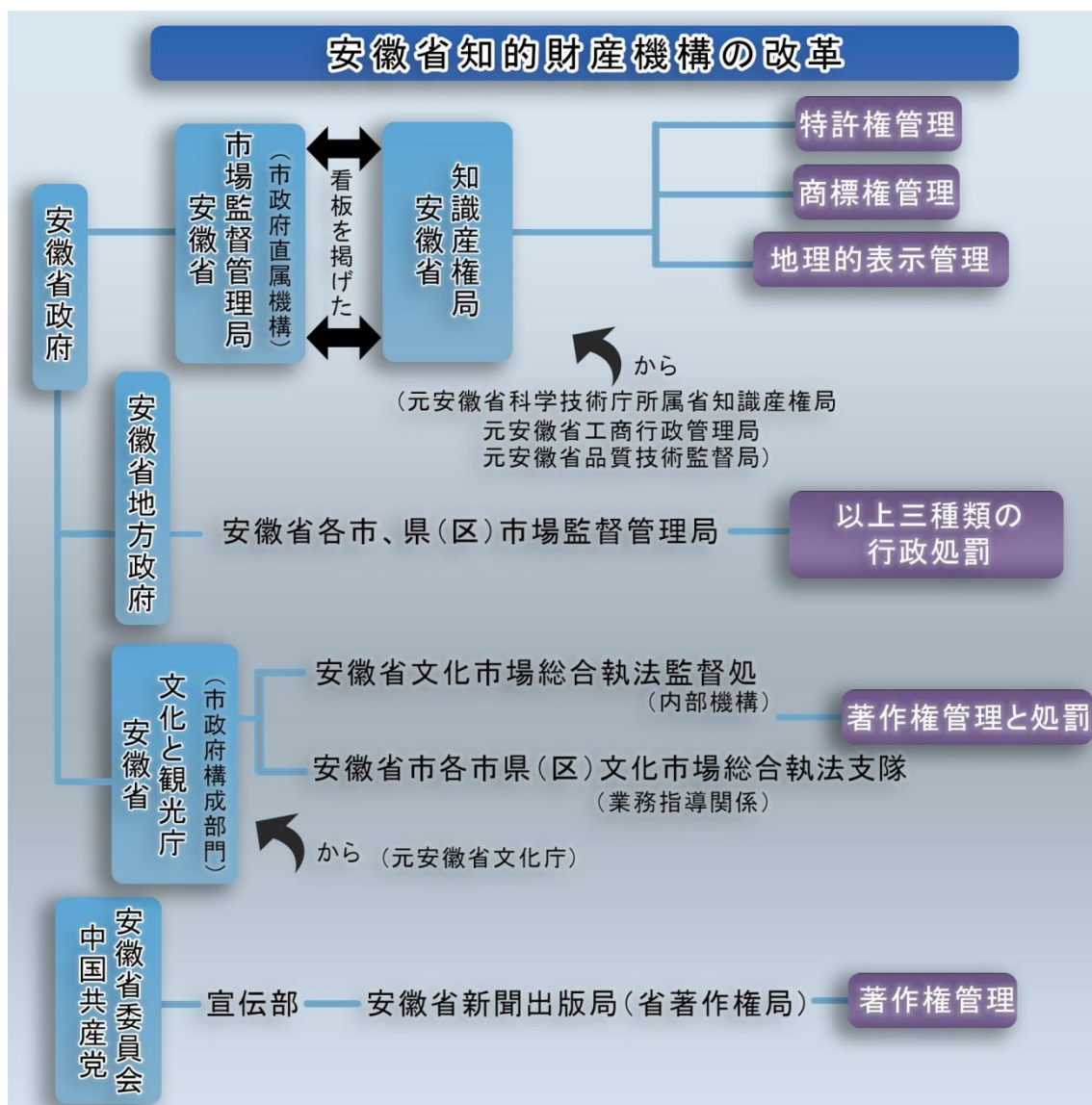
¹³¹ 齊魯サイト、2019 年 7 月 25 日、
URL:<http://www.iqilu.com/html/yanguanglianxian/yanguanglianxian/2019/0725/4319443.shtml>

八、安徽省

(一) 模倣品に関する経済概要

1. 改革の主要内容

図 12：安徽省知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行の影響と効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理：安徽省市場監督管理局（知識産権局）¹³²

知的財産権の保護に責任を負い、市場秩序の管理監督を担当する。法に基づいて市場取引、インターネット商品の取引及び関連サービス行為を監督する。商標・専利の知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売行為等の取締りを指導する。

内設部門：知識産権保護処

知的財産権保護体系の構築に関連する業務を担う。商標・専利権侵害の判断基準及び保護法執行に関する検査、鑑定及びその他の関連基準を徹底して執行する。商標審判、専利復審及び無効等の行政裁定に関連する業務を担当する。

従って、今回の改革を通じて、安徽省の知的財産権の管理職責は、安徽省市場監督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。

行政処罰：安徽省市場監督管理局（知識産権局）¹³³により指導を手配され、具体的な法執行と処罰の職責は安徽省市・県（区）市場監督管理部門により執行される。

第一、市場秩序の監督管理に責任を負う。法に基づいて市場取引、ネット上の商品取引及び関連サービスの行為を監督・管理する。商標・専利の知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造販売行為等の取締りを指導する。

第二、市場監督管理の総合的な執法業務の手配と指導に責任を負う。

第三、市場秩序の監督管理に責任を負う。商標・専利の知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造販売行為等の取締りを指導する。

内設部門：執法査察処

市場監督管理の総合的な法執行及び事件調査・処理の制度・措置を起草・実施する。商標・専利の知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売等の行為に対する取締りを指導する。市・県の市場監督管理総合執法業務を指導する¹³⁴。

従って、安徽省の知的財産権の執法職責は、安徽省市場監督管理局（知識産権局）に帰属し、具体的な執法は、各地の市場監督管理部門が担当する。

② 著作権について

行政管理：中共安徽省委員会宣伝部、安徽省新聞出版局（省著作権局）

機構改革後、安徽省委員会宣伝部は新聞出版と映画業務を統一的に管理する。省新聞出版広電局の新聞出版、映画管理の職責が省委員会宣伝部に組み込まれ、対外的には省新聞出版局（省版權局）、省映画局の看板を掲げ¹³⁵、省内の著作権に関する事務管理に責任を負う。

行政処罰：安徽省文化・観光庁¹³⁶、安徽省各市県（区）文化市場総合執法支隊

全省の文化市場の総合的な執法を指導し、全省型、地域を跨る文化、文化財、出版、ラジオ・テレビ、映画、観光等の市場における違法行為の取締りを行い、重大な事件を調査・処理し、市場秩序を守る。

文化市場総合執法監督処：文化市場の総合執法業務の基準と規範を起草し、且つ監督・実

¹³² 安徽省市場監督管理局、機構の職責、URL: <http://amr.ah.gov.cn/public/5248926/116788762.html>

¹³³ 安徽省市場監督管理局、機構の職責、URL: <http://amr.ah.gov.cn/public/5248926/116788762.html>

¹³⁴ 安徽省市場監督管理局、機構の職責、URL: <http://amr.ah.gov.cn/public/5248926/116788762.html>

¹³⁵ 安徽省の機構改革方案、URL: <http://dy.163.com/v2/article/detail/DVFG3FJ005149E7P.html>

¹³⁶ 安徽省文化と観光庁、機構の職責、URL: <https://ct.ah.gov.cn/jgsz/jgzz/index.html>

施する。文化市場の総合執法チームの統合と構築を指導・推進する。全省の文化市場の総合執法業務を指導・監督し、全省型、地域を跨る文化市場の重大な事件を摘発・処理する。文化と観光市場からの通報・クレームに対応する。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準¹³⁷

① 専利について

「安徽省偽造専利の行政処罰裁量基準ガイドライン」及び「安徽省偽造専利の行政処罰裁量基準の細分化表示」を改正し、知的財産権行政執法能力の養成を強化し、知的財産権の行政執法体系を健全化し、執法チームの専門化、情報化、規範化レベルを向上させる。「2018年安徽省の専利事業発展戦略の推進業務に関する実施方案」を制定・実行し、知的財産権に強い都市作りを推進する。国内初の専利品質評価地方基準「専利品質評価技術規範」を制定し、インターネットのビッグデータ分析を通じて全省の発明専利の品質に対して評価等級を付け、専利の品質向上を導く。「安徽省高価値専利プロジェクト審査評価及び管理弁法（試行）」を公布し、安徽省が良好な産業化の将来性を有する高価値専利の創造及び運営メカニズムを構築する。専利執法には、専利行政執法資格を有しなければならない。省知識産権局と省政府法制弁公室は、共同で定期的に専利行政執法の資格認証研修セミナーを開催し、2018年に56人が研修を通じて専利行政執法資格を取得し、基層レベルの執法力を補充した。

② 商標について

「農村電子商取引の全面的なカバー強化・向上活動展開及び農村電子商取引の商標登録とブランド作りの強化に関する実施方案」を制定・公布し、農村電子商取引の商標登録を導く。

③ 著作権について

安徽省版權局は、「安徽省の2018年ソフトウェア正規版化業務実施方案」を公布し、ソフトウェア正規版化業務を強力に推進し、企業・事業単位のソフトウェア正規版化の適用範囲をさらに拡大した。

④ 地理的表示について

「地理的表示商標の運用と保護の強化に関する通知」を制定し、地域の公用ブランドを立ち上げ、独特な産業発展を促進し、貧困救済キャンペーンを支援する。

3. 模倣品に関する製造・流通・取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018年末時点で、全省の戸籍人口は7082万9000人で、前年比23万7000人増加した。

¹³⁷ 国家知識産権局「2018年安徽省知的財産権の発展と保護状況白書」、2019年4月23日、
URL:<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1147841.htm>

2018 年の年間総生産額は、30006 億 8200 万人民元で、比較可能な価格により計算すると前年比 8.02%増加した。一次、二次、三次産業の構造比は 8.8 : 46.1 : 45.1 となっている。安徽省の基幹産業は、農産物生産、工業と消費品小売業である¹³⁸。

2) 生産：権利侵害の地域経済¹³⁹

① たばこ・酒類産業の商標権侵害、食品医薬品・健康食品類の商標権侵害、農村市場における商標権侵害

2018 年、安徽省の年間社会消費品の小売総額は、前年比 11.6%増の 12100.1 億人民元となり、価格要素を差し引いて実質で 9.4%増加した。農村部の消費品小売額は、同比 12.9%増の 2368.2 億人民元であった。

② 外商投資企業の商標権侵害

年間の輸出入総額は、629.7 億米ドルで、前年比 16.6%増加した。このうち、輸出額は、前年比 18.3%増の 362.1 億米ドルであった。輸入額は、前年比 14.3%増の 267.6 億米ドルであった。輸出経営主体別で見れば、生産型企業の輸出額が前年比 20.1%増、貿易型企業の輸出額が前年比 1.2%減となった。輸出商品別では、電気機械製品、ハイテク製品がそれぞれ前年比 23%、31.1%増加した。全省で 1 億人民元以上の建設中の省外投資事業は 5499 件、同年の実質的な資金調達額は前年比 9%増の 11942 億人民元であった。

③ 工業専利の権利侵害

2018 年、安徽省の工業構造は引き続き最適化され、設備製造業の付加価値は前年比 12%増加し、ハイテク産業の付加価値は前年比 22.6%増加した。戦略的新興産業の生産額は、前年比 16.1%増となり、規模の大きい工業に占める割合は前年比 29.5%増となり、24 カ所の戦略的新興産業集積発展拠点の工業総生産額は、前年比 16.6%増に達した。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲¹⁴⁰

① 商標権侵害の販売

- a) 食品類の商標権侵害の販売範囲：安徽地域では、江蘇省、寧夏省、安徽省等複数の省に販売
- b) 医薬品類の商標権侵害の販売範囲：安徽地域のオフライン販売は、全国 21 省 49 地域に及んでいるのに対し、ネット販売は全国各地に及ぶ
- c) 電子製品加工（携帯電話）類商標権侵害の販売範囲：安徽地域のオフライン販売は、

¹³⁸ 安徽省統計局「安徽省 2018 年国民経済と社会発展統計公報」、2019 年 2 月 28 日、
URL:<http://ah.people.com.cn/n2/2019/0228/c358428-32689985.html>

¹³⁹ 安徽省統計局「安徽省 2018 年国民経済と社会発展統計公報」、2019 年 2 月 28 日、
URL:<http://ah.people.com.cn/n2/2019/0228/c358428-32689985.html>

¹⁴⁰ データ出所：威科先行法律データベース、安徽地域の知的財産権侵害に関する行政処分決定書、
URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%AE%89%E5%BE%BD%C7%81bodyExtend:\(%22%E5%AE%89%E5%BE%BD%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050010%C7%81C7%82%E5%95%86%E6%A0%87&tip=%E5%AE%89%E5%BE%BD](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%AE%89%E5%BE%BD%C7%81bodyExtend:(%22%E5%AE%89%E5%BE%BD%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%2F090010050010%C7%81C7%82%E5%95%86%E6%A0%87&tip=%E5%AE%89%E5%BE%BD)

全国 20 余りの省市に及ぶ

- d) 衣料品類の商標権侵害の販売範囲：安徽地域のデパート小売店、安徽地域の輸出販売
- e) 日用品類（調理器具）商標権侵害の販売範囲：安徽地域の輸出販売
- f) たばこ類の商標権侵害の販売範囲：安徽地域のオフライン小売店

② 典型事例

国内市場での流通：

老干媽調味料偽物の製造・販売事件¹⁴¹、
「アスピリン」偽物の製造・販売事件¹⁴²、
携帯電話ディスプレイの偽物の製造・販売事件¹⁴³

4) 取締り：政府部門の法執行データ¹⁴⁴

① 専利について

省知識産権局は、「護衛」、「双打」、「雷霆」、「清風」法執行・権利行使の特別項目行動を展開し、2018 年には全省で延べ 600 人余りの執法官を動員し、商業場所を 260 回余り調査し、商品を 2 万 2000 点余り検査した。専利事件の取締り件数は、前年比 17.3%増の 2615 件で、そのうち専利紛争事件は 1181 件、偽造専利事件は 1434 件であった。渉外専利権侵害紛争事件は、282 件処理され、専利権者の合法的利益を有効に保証した。

② 商標について

商標権侵害を取り締まる「遡源」特別項目行動を踏み込んで展開し、2018 年の同省全体の商標権侵害・模倣事件の立件・摘発件数は、前年比 22%増の 3693 件で、そのうち著名商標侵害事件は 1798 件で、外商投資企業の商標侵害事件は 252 件、食品医薬品・健康食品類の商標権侵害事件は 1109 件、農村市場の商標権侵害事件は 1678 件であった。権利侵害模倣品の事件額は 2005 万人民币元、罰金・没収金額は 1616 万人民币元であった。商標権侵害模倣品の生産加工拠点 106 カ所を破棄した。

③ 著作権について

省版權局及び全省各級の著作権行政執法部門は、緊密に連携し、2018 年に受理した各種の通報・クレーム又は監督管理によって、著作権侵害の疑いのある違法事件を 53 件発見し、そのうちネット事件は 14 件であった。4 件の権利侵害違法事件は、国家版權局に提出し、全国の「猥褻対策弁公室」等の多部門が共同で監督・処理を行った。53 件の知的財産権侵害嫌疑事件のうち、立件・調査・処理したのが 39 件で、公安機関へ移送して刑事責任を追

¹⁴¹ 新華サイト、2019 年 9 月 21 日、URL:<http://muji.bandao.cn/a/283757.html>

¹⁴² 安徽サイト、2019 年 4 月 1 日、
URL:<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1629571230253647184&wfr=spider&for=pc>

¹⁴³ 新華社、2018 年 5 月 13 日、
URL:<http://baijiahao.baidu.com/s?id=1600332891899581040&wfr=spider&for=pc>

¹⁴⁴ 国家知識産権局「2018 年安徽省知的財産権の発展と保護状況白書」、2019 年 4 月 23 日、URL:
<http://www.sipo.gov.cn/dtxx/1147841.htm>

及したのは8件で、すでに1件が処理済みである。行政事件は31件ですでに全件処理済みである。権利侵害行為の侵害停止命令、調停処理、ウェブサイトの閉鎖、又はその他の行政処理措置を講じたのは、14件であった。

④ 総合

2019 年上半期：安徽省市場監督管理局は、市場監督管理体制改革後の総合監督管理執法の優位性を十分に発揮させ、「力」と「ポイント」を上手に利用して事件を処理し、市場監督管理の執法業務を真剣に行う。上半期、同省の市場監督管理システムが摘発した各種違法事件は、計 22932 件で、2018 年上半期比 6%増、処理件数は 20633 件、重大な事件は 127 件、公安機関への移送件数は 85 件、事件の貨物総額は 9484 万 4000 人民元となり、罰金は 12465 万 8200 人民元であった。そのうち、製品品質類事件が 16162 件、知的財産権事件が 3300 件、食品類事件が 3652 件、競争執法事件が 106 件、広告違法事件が 582 件、価格違法事件が 17 件、特殊設備違法事件が 251 件、無許可経営事件が 1588 件であった¹⁴⁵。

(二)重点的な注目分野、法執行状況の概況

1. 重点的な注目分野¹⁴⁶

1) 農村と都市の結合地域市場における権利侵害

農村及び都市と農村の結合地域市場の食品、医薬品、小型家電等の消費品について、市場監督管理の法執行を強化する。模倣・粗悪種子の製造・販売、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその付属品等の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。

2) 輸出入段階における権利侵害

「一帯一路」沿線国・地域に焦点を置き、国境を越えた権利侵害模倣品の製造・販売の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。生産企業及び重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。

3) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業マークの混同・不正競争、専利権侵害・偽造、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

2. 権利侵害の法執行状況

¹⁴⁵ 中国質量新聞サイト、2019 年 8 月 19 日、URL:http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2019-08/19/content_7434529.htm

¹⁴⁶ 安徽省市場監督管理局（知識産権局）、安徽省知的財産侵害及び模倣粗悪品製造販売取締業務リーダーグループ「2019 年安徽省知的財産権侵害及び模倣粗悪品製造販売取締業務要点」、2019 年 7 月 2 日、URL:<http://images.ipraction.gov.cn/anhui/201907/20190715074032060.pdf>

1) 「両節」偽物取り締まりの特別項目行動¹⁴⁷

安徽省市場監督管理局は、2019年12月から2020年2月20日まで、全省で2020年元旦・春節期間において、偽物取り締まりキャンペーンを集中的に実施し、模倣・粗悪商品の生産、加工、経営及び混同商品、虚偽宣伝、虚偽表示、虚偽違法広告、商標権侵害等の違法行為を重点的に取り締まり、祭日の市場秩序を更に規範化する。今回の「両節」特別項目行動は、生産、流通、消費の全過程をカバーし、取引量が多く、消費が集中している卸売市場、小売市場、デパート等の重点場所への検査、速達郵便ルートと物流パークの検査を際立たせる。農村の小売市場、キャンパス周辺等は、模倣・偽造品の多発地域である。

2) 重点市場環境浄化に関する特別項目行動¹⁴⁸

安徽省市場監督管理局は、2019年1月、全国で率先して3カ月間の重点市場環境浄化特別行動を実施する。3.15消費者権益保護デーと4.26世界知的財産権の日の間の重要な期間を利用して、食品、日用品、デジタル製品、たばこ、不法出版物、靴・カバン、建材等13種類132品種の権利侵害模倣粗悪品を300トン近く処分し、商品価値は1600万人民元余りに達した。

3) 安徽省市場監督管理システムの2018年度自動車部品市場の特別規制業務¹⁴⁹

各地は、管轄区内の自動車販売（サービス）業者、ディーラー、自動車メンテナンス（サービス）経営者、自動車修理工場、自動車部品卸売（小売）業者、自動車装飾材料経営者等の主体資格を全面的に検査した。企業の抜き取り検査、重点的検査等の手段を総合的に利用し、「製品品質法」、「消費者権益保護法」、「商標法」等の法律法規に基づいて無許可経営、商標権侵害、違法広告及び混同、模倣等の違法行為を重点的に取り締まる。

4) 知的財産権の法執行「鉄拳」行動

商標、専利、地理的表示等の知的財産権侵害分野における違法行為を厳しく取り締まるため、安徽省地級市市場監督管理局は、2019年知的財産権の法執行「鉄拳」行動を全面的に展開した。今回の行動は、電子商取引、商品取引市場、外商投資等の重点分野を中心に、地域内外の協同執法を強化する。食品、化粧品、農業材料、自動車部品、家電製品、内装装飾材料、衣料品、家具等の重点的商品に対する商標権侵害を厳しく取り締まり、使用禁止規定に違反して商標を使用する等の違法行為を取り締まる。食品、医薬品、家電製品、日用品、

¹⁴⁷ 新浪安徽、2019年12月9日、URL:<https://ah.sina.cn/news/2019-12-09/detail-iihnzahi6200529.d.html?vt=4&wm=1674os15>

¹⁴⁸ 中国質量報、2019年8月19日、URL:http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2019-08/19/content_7434529.htm

¹⁴⁹ 中国質量新聞サイト、2018年12月29日、URL:<http://www.cicn.com.cn/zggsb/2018-12/29/cms106221article.shtml>

環境保護製品、電子情報製品等の重点的製品に焦点をあて、デパート、スーパー、専門市場、創業パーク及びインターネット取引プラットフォーム等を中心に、偽造専利の違法行為を厳しく取り締まる。農産品、特産品については、生産集中地、販売集散地を中心に、専用マーク又は類似マークの無断使用、並びに専用マークの偽造、盗用又は規定に従わない印刷・製作等の違法行為を厳しく取り締まり、地理的表示商品の名声とブランド価値を確実に保護する。国際的・全国的なスポーツ、文化等の重要なイベントの開催をめぐり、公式マークや特殊マークの法執行を強化し、オリンピックマークや世界園芸博覧会マークの保護を強化する。

5) 安徽省の「徽」の商号地理的表示名刺の価値を磨く¹⁵⁰

安徽省市場监督管理局は、積極的に保護リストを作成し、保護範囲を明確にした。全省では、秋の地理的表示の商品が 71 個、地理的表示の商標が 143 個をリストして、秋の地理的表示の保護専用表示使用を許可した企業が 450 社、地理的表示の商標使用を許可した生産企業が 1067 社となり、省全体で秋の地理的表示保護の項目をより明確にした。

(三)進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

(四)地域間の連帯体制の実態

1. 「長江デルタ地域の知的財産権一体化発展枠組み協定書」¹⁵¹

2018 年 4 月、安徽省と上海市、江蘇省、浙江省の 4 地域は、共同で「長江デルタ地域の知的財産権一体化発展枠組み協定書」に調印し、地域の知的財産権発展の共同協議体制を構築し、共進体制を設立し、共同管理体制を保護し、サービス共有体制及び人文環境の共同設立体制を構築し、長江デルタ地域の知的財産権分野の一体化の調和・発展を加速する。今回締結した「枠組協定書」は、長江デルタ地域の知的財産権合同会議制度を構築し、地域の知的財産権戦略の制定と実施を強化することを提議した。地域の知的財産権の「大保護」の枠組みを構築し、行政執法協力を強化し、地域内の手がかり通報、証拠移転、事件の協力調査等の制度を構築し、手がかりの発見、属地的な調査・処理、事件移送等の仕組みを健全化する。行政執法部門と司法機関の情報共有、事件通報、事件移送制度を強化し、事件移送の基準と手続及び事件諮問、監督・処理等の業務体制を健全化し、行政執法における証拠確定と移送を規範化する。

¹⁵⁰ 中国新聞サイト、2019 年 12 月 12 日、

URL:<http://www.ah.chinanews.com.cn/news/2019/1212/237026.shtml>

¹⁵¹ 「蘇浙滬皖が「長江デルタ地域知的財産一体化発展枠組み協定書」を締結」、2018 年 4 月 27 日、

URL:<http://ip.people.com.cn/n1/2018/0427/c179663-29953542.html>

2. 「蘇魯豫皖淮海経済区」の商標協働を継続的に強化する¹⁵²

「淮海経済区商標保護ネットワーク協働弁法」を真剣に実施し、情報の相互交換、事件の相互処理、成果の相互享受という商標保護体系を確立し、知的財産権侵害の違法行為を共同で取り締まり、蘇（江蘇省）魯（山東省）豫（河南省）皖（安徽省）淮海経済区の知的財産権保護メカニズムの構築を推進し、知的財産権の核心的価値が蘇魯豫皖淮海経済の高質な発展を後押しするために、強力な戦略的サポートを提供する。

3. 「12省・市知的財産権の行政保護協力に関する協定書」

内容が北京市と同様である。

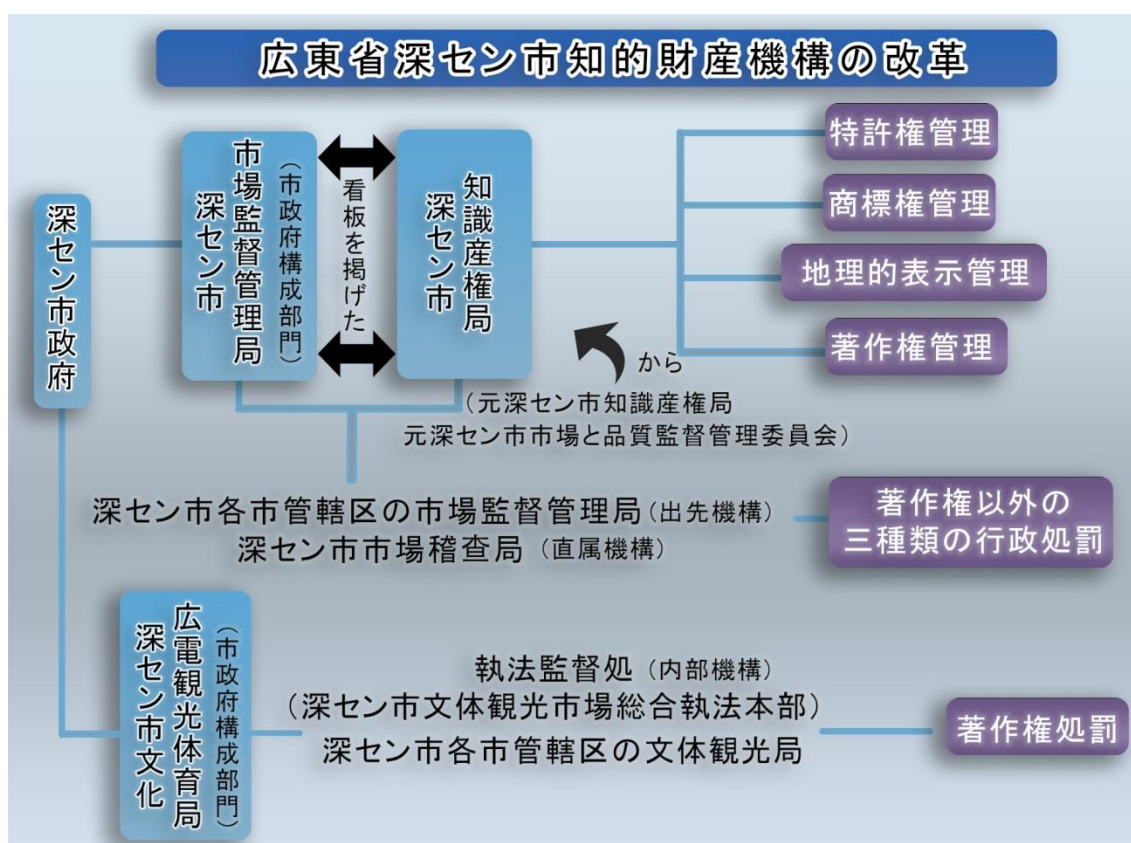
¹⁵² 国家知識産権局「2018年安徽省知的財産権の発展と保護状況白書」、2019年4月23日、URL：
<http://www.sipo.gov.cn/dtxx/1147841.htm>

九、 広東省深セン市

(一) 模倣品に関する経済概要

1. 改革主要内容

図 13： 広東省深セン市知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行の影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理と行政処罰：深セン市市場監督管理局（知識産権局）¹⁵³と出先機構

知的財産権の保護に責任を負う。知的財産権の事前警告及び渉外的保護業務を指導する。

¹⁵³ 深セン市市場監督管理局（知識産権局）機構職責、URL：<http://amr.sz.gov.cn/xxgk/jgzns/>

知的財産権の違法行為を取り締まる。知的財産権の対外交流と協力活動を実施する。

市場秩序の監督管理に責任を負う。価格・課金の法律違反、不正競争、違法直販、マルチ販売及び模倣品・粗悪品の製造販売行為を取り締まる。許可なしの生産経営とその関連行為を取り締まる。

A. 内設部門：知識産権保護処（知識産権局）

知的財産権保護制度の措置を起草・実施する。率先して知的財産権保護体系の構築を推進する。知的財産権保護の調和及び法執行協力メカニズムを構築し、知的財産権の違法行為を取り締まる。知的財産権紛争の処理、権利行使支援及び紛争調停業務を指導する。知的財産権市場の監督管理及び知的財産権代理市場の規範整備業務の実施を行う。

B. 直属機構：深セン市市場査察局（市場监督管理局直属機関）

市場の監督管理、知的財産権（商標、専利、著作権、原産地地理的表示を含む）、ビジネス分野の法執行制度、基準規範を起草・実施する。特別項目の重大な法執行活動を実施し、各管轄区の市場监督管理局の執法業務を指導・協調する。

C. 出先機構：深セン市各市管轄区の市場监督管理局（例えば、深セン市市場监督管理局羅湖监督管理局）

管轄区の知的財産権の保護と促進に責任を負う。管轄区の知的財産権保護を担当し、管轄区内の商標印刷製作に対する監督管理業務を担当し、管轄区内の知的財産権市場の監督管理業務を担当し、知的財産権の違法行為を取り締まる。管轄区内の知的財産権代理市場の規範化と整頓業務を担当し、規定に基づいて知的財産権紛争を調停する。

従って、今回の改革を通じて、広州省深セン市の知的財産権の管理職責は、広州省深セン市市場监督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。その中で、深セン市は今回の機構改革における二級政府に該当するため、市局から市管轄区へ駐在支局派遣体制を採用し、市局から各区局に人員を派遣し、即ち、深セン市各管轄区の市場监督管理局が総合的な執法チームとして行政処罰権及びそれに関する行政審査、行政強制権（クレーム・通報の受理及び行政処罰事件の立件、調査、処罰等を含む）を統一的に行使するものとする。

② 著作権について

行政管理：深セン市市場监督管理局（知識産権局）¹⁵⁴

市場の総合的監督管理と農業、畜産業、医薬品、知的財産権の管理に責任を負う。国家、省、市の市場監督管理、著作権を含む知的財産権の管理に関する法律、法規及び政策を貫徹執行する。

知的財産権の保護に責任を負う。深セン市の知的財産権保護システムの構築を推進し、知的財産権保護の協調及び法執行の協力体制を構築する。知的財産権紛争の処理、権利保護の支援及び紛争調停を指導する。

行政処罰：

A. 深セン市文化広電観光体育局¹⁵⁵

監督検査、文化、スポーツ、観光市場の行政法執行業務を指導・協調する。

¹⁵⁴ 深セン市市場监督管理局（知識産権局）機構職責、URL：<http://amr.sz.gov.cn/xxgk/jgzns/>

¹⁵⁵ 深セン市文化広電旅遊体育局の主な職能、URL：<http://wtl.sz.gov.cn/xxgk/jgzns/jggk/index.html>

B. 執法監督処（深セン市文体旅游市場の総合執法総隊）¹⁵⁶

監督検査、文体観光、ラジオ・テレビ、文化財等の市場執法を指導・協調する。率先して文体観光市場の地域を跨る事件、重大な事件、敏感な事件の調査・処理を協調する。文化市場業界の管理監督を担当する。市文化市場管理業務の指導グループ弁公室（「掃黄打非」（猥褻なものを一掃し、違法なものを取り締まる）業務の指導グループ弁公室）の日常業務を担う。

C. 深セン市各市管轄区の文体観光局（例えば 深セン市福田区文化広電旅遊体育局）の法執行職責と権限¹⁵⁷

全区の娯楽施設、営業性の演出、芸術品経営活動、インターネット接続サービス営業場所、インターネット文化活動、オンラインゲーム、ハイリスク・スポーツ項目の経営活動、文化財保護及び旅行会社経営活動等の文体観光市場に対して監督管理を実施し、法律に基づいて違法行為を取り締まる。法に基づいて出版物（新聞、定期刊行物、図書、音楽映像製品、電子出版物等を含む）の出版、印刷又は複製、輸入、発行、包装装飾及びその他の印刷物の印刷経営活動に関する法律、法規、規則に違反する行為を取り締まる。法に基づき、ラジオ・テレビの編集、制作、放送、伝送及び映画製作、発行、上映等の活動に関する法律、法規、規則に違反する行為を取り締まる。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

2018年12月26日、中国（深セン）知識産権保護センターが、正式に設立され、新エネルギーやインターネット等の重点産業向けに知的財産権の迅速な協同保護活動を展開した。同センターは、深セン市の重点産業に対して専利の迅速な受理、迅速な審査、迅速な権利付与、迅速な権利確認サービスを提供し、深セン市の産業革新発展とビジネス環境の最適化の推進に重要な意義を持つ。3月1日、「深セン経済特区知的財産権保護条例」¹⁵⁸が正式に施行された。今回可決された「条例」は、知的財産権保護業務メカニズムを健全化し、行政執法を強化し、公共サービスを健全化し、自律な管理を向上させ、信用監督管理の枠組みを強化して制度設計を行い、知的財産権コンプライアンス承諾制度、行政執法技術調査官制度の確立、及び中国（深セン）知識産権保護センターの中心機能の法定化を模索することになる。

「条例」の主なポイントは、第一に、知的財産権の信用失墜違法行為に対する信用懲戒メカニズムを構築し、司法裁判、行政処罰、政府投資、調達と入札、奨励活動における知的財産権の信用失墜違法情報及び知的財産権のコンプライアンスの承諾に違反する情報を公共信用情報システムに組み入れることである。第二に、権利侵害組織は、5年以内に政府投資

¹⁵⁶ 執法監督処（深セン市文体観光市場総合執法総隊）の職責、
URL:http://wtl.sz.gov.cn/xxgk/jgzn/nsjg/content/post_4458678.html

¹⁵⁷ 深セン市福田区文化広電旅遊体育局の執法職責と権限、
URL:http://www.szft.gov.cn/bmxx/qwtj/zwxxgk/xzzf/sqgk/zzxx/201906/t20190624_17917342.htm

¹⁵⁸ 「深セン市経済特区知識産権保護条例」、2018年12月27日公布、2019年3月1日施行、
URL:<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1136573.htm>

プロジェクトを引き受けてはならないと規定した。第三に、訴訟と調停の連携、行政調停等の多元化した紛争解決のメカニズムを強化する。第四に、行政執法技術調査官制度を構築する。第五に、直接命令による権利侵害停止の適用範囲を拡大する。第六に、知的財産権侵害行為の違法経営額の計算問題を明確にする¹⁵⁹。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018 年末時点で、深セン市の常住人口は 1302 万 6600 人。2018 年の全市の生産総額は 24221.98 億人民元で、前年比 7.6%増の高い伸びを実現した。一次、二次、三次産業の構造比は 0.1 : 41.1 : 58.8 である。深セン市の基幹産業は、新エネルギーとインターネット産業、文化クリエイティブ産業、ハイテク産業、現代物流業及び金融業である¹⁶⁰。

2) 生産：権利侵害産業の地域経済¹⁶¹

① 文化クリエイティブ産業

2018 年、文化クリエイティブ産業は安定して急速に発展した。文創百強企業と輸出十強企業の実力は強く、牽引作用が持続的に現れている。第 14 回文化博覧会の開催は成功し、参加者数が同回比 10%増の 733 万人に達し、参加国と地域が 42 カ国に達し、中国の「文化産業第一展」の地位はさらに固めた。

② 工業

深セン市の工業生産増加率は比較的高く、2018 年の同市全体の規模の大きい工業増加額は前年比 9.5%増の 9109.54 億人民元であった。そのうち、先進製造業の付加価値は前年比 12.0%増の 6564.83 億人民元で、ハイテク製造業は前年比 13.3%増の 6131.2 億人民元であった。比較的成長の速い業界は、コンピューター、通信、その他の電子機器製造業であり、前年比 14.0%増加した。専用機器製造業は前年比 10.0%増加した。自動車製造業は前年比 12.4%増加した。医薬品製造業は前年比 25.0%増加した。

③ ハイテク産業

2018 年のハイテク産業の生産額は、前年比 11.66%増の 23871.71 億人民元であった。ハイテク産業の付加価値は、前年比 12.73%増の 8296.63 億人民元であった。深セン市は、電子情報産業を主導とするハイテク産業クラスターを形成し、全国のハイテク技術成果産業化の重要な拠点となっている。主要産業パークには、深センハイテク産業パーク、深センソフトウェア産業拠点、深セン天安雲谷産業パーク等が含まれる。代表的な本土企業には華為

¹⁵⁹ 「深セン市経済特区知識産権保護条例」、2018 年 12 月 27 日公布、2019 年 3 月 1 日施行、URL:<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1136573.htm>

¹⁶⁰ 深セン市人民政府、URL:http://www.sz.gov.cn/cn/zjsz/fwts_1_3/zdcy/sdzzcy/

¹⁶¹ 深セン市人民政府、URL:http://www.sz.gov.cn/cn/zjsz/fwts_1_3/zdcy/sdzzcy/

(华为)、中興 (中兴) 等がある。

④ 現代物流産業

深セン市は、国家初のグリーン貨物輸送配送モデル事業 22 都市の 1 つとなり、順豊 (顺丰) 等の重点物流企業 3 社が中国 500 強入りし、越海全球 (越海全球) 等物流企業 4 社が「ユニコーン」企業に入った。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲¹⁶²

① 商標権利侵害の販売

- a) 電子製品 (携帯電話、イヤホン及び周辺部品) 類の商標権侵害の販売範囲：深セン税関の輸出、深セン地域のオンライン注文、オフライン店舗のメンテナンス、全国 10 省・市 37 都市の 70 余りの修理拠点をカバーする
- b) 電子製造類 (スクリーン、ボタン電池、メモ리카ード等) の部品商標権侵害の販売範囲：深セン税関輸出
- c) 印刷類の商標権侵害の販売範囲：インドネシアへの輸出
- d) ブランド品 (腕時計) 類の商標権侵害の販売範囲：深セン税関輸出
- e) 衣料品の商標権侵害の販売範囲：深セン税関輸出

② 著作権侵害の販売

電子製品 (携帯電話、イヤホン及び周辺機器) 類の商標権侵害の販売範囲：深セン税関輸出

③ 専利権侵害の販売

電子製造類 (スクリーン、メモ리카ード、USB メモリ等) の部品の専利権侵害の販売範囲：深セン税関輸出

④ 典型事例

- a) 国内市場での流通：ブランド携帯電話の模倣品の製造・販売事件¹⁶³
- b) 輸出市場流通：越境 EC 輸出の権利侵害事件¹⁶⁴

4) 取締り：政府部門の法執行データ¹⁶⁵

深セン市市場監督管理局は、「護航」、「雷霆」、「溯源」、「劍網」等の一連の特別項目行動

¹⁶² データ出所：法律データベース、深セン地域が知的財産権侵害に対して発行した行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E6%B7%B1%E5%9C%B3%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E6%B7%B1%E5%9C%B3%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E6%B7%B1%E5%9C%B3](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E6%B7%B1%E5%9C%B3%C7%81bodyExtend:((%22%E6%B7%B1%E5%9C%B3%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E6%B7%B1%E5%9C%B3)

¹⁶³ 南方都市報、2019 年 10 月 21 日、URL:http://www.sohu.com/a/348502723_161795

¹⁶⁴ 中華人民共和國海関総署、2019 年 08 月 20 日、URL:<http://dalian.customs.gov.cn/customs/xwfb34/mtjj35/2570578/index.html>

¹⁶⁵ 深セン市市場監督管理局「深セン市 2018 年知的財産発展状況白書」、2019 年 8 月 30 日、URL:http://amr.sz.gov.cn/xxgk/qt/ztlm/zscqxc/xmcg/201908/t20190830_18188845.htm

を展開し、電子証拠の証拠収集、専利権侵害判定等の知的財産権保護業務指南を制定し、法執行を強化し、知的財産権侵害事件を 1224 件摘発し、前年比 36.6%増加し、結審したのが 1082 件、公安機関へ移送した刑事嫌疑事件が 51 件、罰金・没収金合計は 642.35 万人民币元であった。そのうち、商標事件は 774 件で前年比 38.7%増、専利事件は 407 件で前年比 39.9%増、著作権事件は 43 件であった。深セン市文化広電旅遊体育局は、文化市場分野で最も厳格な知的財産権保護を実施し、行政事件を 465 件摘発し、232 件立件し、146 件刑事に移管・立案し、権利侵害・海賊版等各種の不法出版物 21 万 3000 件余りを没収し、罰金・没収金は 108.54 万人民币元を課した。

(二)重点的な注目分野、法執行の概況

1. 重点的な注目分野¹⁶⁶

1) インターネット分野、電子商取引分野における権利侵害

インターネット上の監督管理を強化し、権利侵害・模倣品のオンライン販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。

インターネットに関わる知的財産権法執行の分野で、深セン市知識産権局は三級連動行政執法体系を整備し、最も厳しい知的財産権保護措置を実施するとした。“劍網 2019”及び年度知的財産権執法にかかる重点行動等一連の行動を実施し、2019 年 1 月から 9 月までに権利侵害案件 975 件を摘発したが、これは前年比で 29.1%プラスとなった。同時に、深セン市市場监督管理局もまた複数の電子ビジネスプラットフォームとの間で共同作業メカニズムを構築し、電子証拠の利用、専利権侵害に関する判定等の技術サポートを運用し、今年に入ってから既にこの領域でのクレーム 300 件余りを処理し、専利権侵害に関する処理意見書 20 文書を発行しており、判定が難しいというこれまでの問題を有効的に解決しているといえる¹⁶⁷。

2) 農村及び都市と農村の結合地域市場における権利侵害

農村及び都市と農村の結合地域市場の食品、医薬品、小型家電等の消費品について、市場監督管理の執法を強化する。模倣・粗悪種子の製造・販売、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその付属品等の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。

3) 輸出入段階における権利侵害

国境を越えた権利侵害・模倣品の製造・販売の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。生産企

¹⁶⁶ 全国権利侵害・模倣規制業務リーダーグループ「2019 年全国権利侵害と模倣・粗悪品の製造・販売業務要点」、2019 年 6 月 11 日、URL:http://www.sohu.com/a/321209081_120034346

¹⁶⁷ 深セン市市場监督管理局（知識産権局）
http://amr.sz.gov.cn/xxgk/xwzx/mtbd/201912/t20191227_18953123.htm

業及び重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。

4) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業マークの混同・不正競争、専利権侵害・模倣、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

5) 文化市場分野における権利侵害

権利侵害・海賊版等各種の違法出版物を重点的に取り締まる。

2. 権利侵害の法執行の状況

1) 「収網」行動¹⁶⁸

2019 年 10 月から 12 月にかけて、深セン市市場監督管理局の羅湖監督管理局は、羅湖商業城、南湖商圈、東門步行街、水貝黄金宝飾商圈、笋崗汽車配市場の 5 つの地域に対して特別執法行動を実施し、執法官を延べ 465 人出動させ、経営機関 1523 社を検査し、模倣品侵害事件を 38 件摘発し、権利侵害のスーツケース・鞆、衣類、靴、アクセサリ、腕時計等計 2500 点余りを押収した。深セン市市場監督管理局は「オンライン+オフライン」、「市場査察+公安偵察」事件処理モデルを創新した。この種の新たな執法ツールのうち「オンライン+オフライン」とは、行政執法を基礎として、ビッグデータと AI を利用して、深セン市市場監督管理局がインターネット市場経営主体に対してリアルタイムでのモニタリングを実施し、違法行為を適時に発見し、“鴻蒙雲台”による電子証拠による証拠確定を行ない、公安部門と緊密に連携して、違法行為をする犯罪者に“狙いを定めて取り締まる”ことを狙いとしている。“市場での検査+公安による捜査”とは、市場データを分析したうえで、担当機関が捜査を進め、関連データを権利侵害の証拠として利用し、違法行為を取り締まるというものである。例えば、中国華為公司が取締りを求めた市場での携帯電話の模倣品の販売問題において、深セン市市場監督管理局は深セン市公安局と共に華為商標専用権に対する侵害行為を摘発した。違法犯罪グループによる O2O (Online To Offline、即ち、オンラインと

オフラインを結合する) 運営形式 “資金オンラインフロー、違法部品のオフライン転送、取引データのクラウド保存” という特徴を踏まえて、市場監督局は“オンライン+オフライン” “市場検査+公安捜査” 形式を同時に採用して追跡調査をした。一方で、“鴻蒙雲台”を利用してクラウド保存された取引データを入手し、執法職員を派遣し照合確認した。また一方では、案件が既に刑事事件として訴追を受ける基準を満たしていることを判断し、迅速

¹⁶⁸ 中国質量新聞サイト、2019 年 12 月 17 日、URL:http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2019-12/17/content_7911853.htm

に公安部門と協調して聯合特定項目調査グループを設置し、公安機関による捜査という助けを借りて、さらに係争人員、場所、製品、資金フロー等の具体的な情報を入手し、案件の一部始終を判明させた¹⁶⁹。

インターネット時代の発展に適応する新しい執法ツールは、インターネット上の事件を調査・処理するための武器となりつつある。

2) 2019「雷霆」行動¹⁷⁰

2019年5日、深セン市市場监督管理局は、公安部門と共同で華為（华为）の携帯電話の模倣品を製造・販売する拠点を数か所破棄した。市場査察局は、公安局天安派出所と共同で、複数回の現地調査を経て確定した福田区にある偽造華為携帯を生産する容疑のある拠点に対して、抜き打ち検査を行い、生産拠点5カ所を破棄し、偽造華為携帯の完成品600台余り、半製品、部品、偽造工具等を押収し、その価値は100万人民元近くに達した。

3) 羅湖商業城の模倣摘発に関する特別行動

深セン市羅湖区東門步行街は、全国的に有名な歩行者天国の1つで、安心・信用できる消費環境を築くため、2019年10月から、羅湖局は東門步行街と周辺地域で特別項目執法行動を実施する。行動期間中に計10件を立件し、権利侵害とLOUIS VUITTON、GUCCI、NIKE等のブランド鞆の革、靴、電子部品400点余りを押収した。特別項目執法行動を実施した後、羅湖商業城内において、全天候型の常駐式査察監督管理と執法力を動員した隔地執法を組み合わせた方式を採用し、商業城内での模倣行為を全面的に摘発し、また、市の模倣摘発・処理、法院、公安、街道（日本の町内会に類似する住民自発の組織（住民・村民自治委員会）を管理する政府の末端組織である）等の部門と共同で、法律普及・啓発活動を行う。商標の権利者と消費者の合法的利益を確実に保護するため、同局は2019年初め、羅湖商業城の規制活動指導グループを設立し、「深セン市市場监督管理局羅湖監督管理局羅湖商業城の模倣摘発特別規制活動方案」を制定した。規制活動が展開されて以来、羅湖商業都市の権利侵害・模倣事件を36件摘発した¹⁷¹。

（三）進捗状況（改革が完了したか否か）

改革の進捗：既に完了している。

¹⁶⁹ 深セン特区報、2019年10月22日、
URL:http://sztqb.sznews.com/MB/content/201910/22/content_752847.html

¹⁷⁰ 深セン市市場监督管理局（知識産権局）、2019年5月29日、
URL:http://amr.sz.gov.cn/xxgk/xwzx/898xw/201905/t20190529_17742662.htm

¹⁷¹ 南方都市報、2019年11月2日、URL:http://epaper.oeeee.com/epaper/H/html/2019-11/22/content_49212.htm

(四) 地域間の連帯体制の実態

1. 国際間の協力

2018 年 11 月に深セン市政府は、中国とアフリカの知的財産権制度と政策に関するセミナーを開催した。アフリカ知的財産権組織の事務局長及びアフリカ 21 カ国の知識産権局局長は、イノベーション及び知的財産権保護交流に関する検討を行い、日本の経済産業省、日本貿易振興機構と共同で中日知的財産権保護に関する検討会を開催し、知的財産権交流・協力を強化し、知的財産権の課題を共同で解決する。

2. 広東・香港・マカオ大湾区

2019 年 2 月 18 日、国务院は「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」を発表し、この中で地域イノベーション環境の最適化の面で、知的財産権の保護と運用の強化を求めた。

「綱要」では、広東と香港、広東とマカオ、汎珠江デルタ地域の知的財産権協力メカニズムを利用して、広東・香港・マカオ大湾区の知的財産権保護、専門人材育成等の分野での協力を全面的に強化するとの方針を打ち出した。知的財産権の行政執法と司法保護を強化し、電子商取引、輸出入等の重点分野と段階における知的財産権執法を強化する。知的財産権の創造、運用、保護及び貿易面における国際協力を強化し、知的財産権事件の越境協力メカニズムを構築する。既存の取引場所に依拠して、知的財産権取引を展開し、知的財産権の合理的且つ有効な流通を促進する。香港の知的財産権保護及び関連専門サービス等の面での優位性を十分に発揮し、香港が地域の知的財産権貿易の中心に発展していくことを支持する。引き続きイノベーションを刺激・奨励する知的財産権保護制度を発展・健全化する。大湾区知的財産情報交換メカニズムと情報共有プラットフォームを構築する¹⁷²。

3. 「12 省・市知的財産権行政保護協力に関する協定書」

内容は、北京市と同様である。

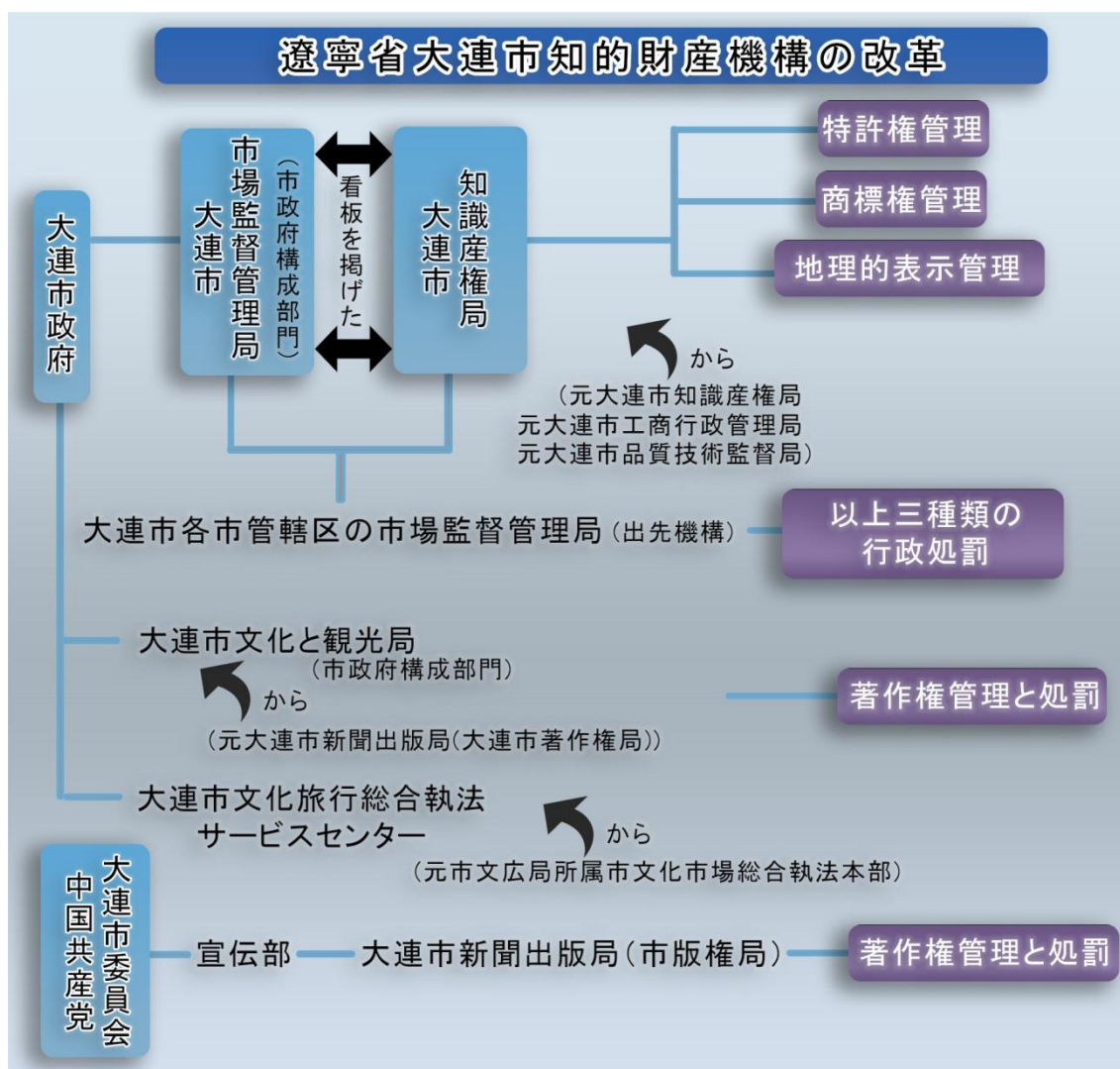
¹⁷² 国家知識産権局、2019 年 2 月 20 日、URL:<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1136032.htm>

十、 遼寧省大連市

(一)模倣品に関する経済概要

1. 改革主要内容

図 14：遼寧省大連市知的財産機構の改革



2. 組織再編後の法執行の影響と効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理と行政処罰：大連市市場监督管理局（知識産権局）と出先機構¹⁷³

第一、市場監督管理の総合的な法執行業務の手配と指導に責任を負う。

第二、市場秩序の監督管理に責任を負う。商標・専利等の知的財産権の権利侵害、模倣品・粗悪品の製造販売行為の取締りを指導する。

第三、知的財産権の保護に責任を負う。商標、専利、原産地地理的表示等を保護する国家知的財産権制度を貫徹して執行し、知的財産権及び専利業務に関する国家方針・政策及び法律・法規を貫徹し、関連の地方性法規及び市政府規則の草案を起草する。商標・専利執法業務の指導、各区市・県、開放先導区における知的財産権紛争の処理、権利行使支援及び紛争調停の指導を担当する。

出先機構：大連市各市管轄区の市場监督管理局（例えば、大連市中山区市場监督管理局）

管轄区内の知的財産権の保護と促進に責任を負う。知的財産権戦略を貫徹して実施し、管轄区内の知的財産権のイノベーション・運用を促進する。管轄区内の知的財産権保護を担当し、区内の商標印刷製作に対する監督管理業務を担当し、区内の知的財産権市場の監督管理業務を担当し、知的財産権の違法行為を取り締まる。管轄区内の知的財産権代理市場の規範化と整頓業務を担当し、規定に基づいて知的財産権紛争を調停する。

従って、今回の改革を通じて、遼寧省大連市の知的財産権の管理職責は、遼寧省大連市市場监督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。その中で大連市は、今回の機構改革における二級政府に該当するため、市局から市管轄区へ駐在支局派遣体制を採用し、市局から各区局に人員を派遣し、即ち、大連市各管轄区の监督管理局が総合的な執法チームとして行政処罰権及びそれに関する行政審査、行政強制権（クレーム・通報の受理及び行政処罰事件の立件、調査、処罰等を含む）を統一的に行使するものとする。

② 著作権について

行政管理：中共大連市委員会宣伝部、大連市新聞出版局（市版權局）¹⁷⁴

機構改革後に市政府の業務部門として市文化・観光局を設立することが求められ、市の放送テレビ局、市文物局の看板を掲げる。市文化放送映像局（市新聞出版と版權局）を廃止する。中共大連市委員会宣伝部は、新聞出版と映画業務を統一的に管理する。市文化放送映像局（市新聞出版と版權局）の新聞出版と映画管理の職責を市委員会宣伝部に組み入れ、対外的に市新聞出版局（市版權局）の看板を掲げる。

行政処罰：

A. 大連市の文化・観光局¹⁷⁵

機構改革後に新たに設立された市文化・観光局は、市全体の文化と観光市場の発展を指導・推進することに責任を負い、文化と観光市場に対して監督管理を行い、文化と観光業界の信用システムの構築を推進し、法に基づいて文化と観光市場を規範化する。市全体の文化と観光市場の監督及び法執行を担当し、県（市）の文化と観光市場の総合的な執法業務を指導し、市場秩序を維持する。

B. 大連市文化旅行総合執法サービスセンター¹⁷⁶

¹⁷³ 大連市市場监督管理局（知識産権局）機構職能、

URL:https://scjg.dl.gov.cn/zwgk_zijg_jgzn/newsQueryList.html

¹⁷⁴ 大連市機構改革、URL:https://www.sohu.com/a/290574304_671303

¹⁷⁵ URL:http://www.sohu.com/a/251184995_349565

¹⁷⁶ URL:http://www.sohu.com/a/251184995_349565

元市文広局に所属する市文化市場総合執法総隊、元市観光発展委員会に所属する市観光質量監督管理所に対して最適化と統合を行い、市文化観光総合執法サービスセンターを設立する。文化、文化財、出版、放送テレビ、観光市場等の分野に関する行政執法の職責を担当する。

C. 中共大連市委員会宣伝部、大連市新聞出版局（市版權局）¹⁷⁷

大連市新聞出版局（大連市版權局）の行政執法の事項リスト（2019 年版）には、著作権に関する行政執法はその職責に入ると明記されている。

2) 改革後の知的財産権の法執行強度と水準

2019 年大連市市場監督管理局の改革後に、インターネット、IoT、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の現代情報技術を十分に利用し、監督管理方式を創新し、技術監視プラットフォームの構築を強化し、「インターネット+監督管理」のモデルの実行を模索し、権利侵害・模倣の違法行為の手がかりの発見、収集、選別、追跡及び処分能力を継続的に向上させ、監督管理の科学性、有効性を向上させる。

市市場監督管理局は、行政執法官の資格管理と資格証所持の就業制度を厳格に実行し、執法の責任制を厳格に実行し、奨励・拘束のメカニズムを健全化し、基層レベルの執法力を充実させる。業務研修を実施し、業務指導を強化し、執法行為を規範化し、専門チームを構築し、執法者の業務水準と法に基づく行政能力を向上させる。

3. 模倣品に関する生産、流通、取締りの概況

1) 都市の基本情報

2018 年末時点で、全市の戸籍人口は 595 万 2000 人で、前年末より 3184 人増えた。2018 年の年間地域総生産は、前年比 6.5%増の 7668.5 億人民元であった。大連市の基幹産業は、化学工業、造船業、装備製造業、輸出入貿易及び商品小売業である¹⁷⁸。

2) 生産：権利侵害の地域経済¹⁷⁹

① 工業

2018 年間の工業全体の付加価値は、前年比 14.1%増の 2633 億人民元であった。設備製造業の付加価値は、前年比 24%増、その増加率は前年の増加率よりも 2.9 ポイント増で、全市の規模の大きい工業を 7.8 ポイント増加させた。電子工業は、前年比 45.7%増、全市の規模の大きい工業を 3.7 ポイント増加させた。自動車製造業は、前年比 53.8%増、全市の規模の

¹⁷⁷ 大連市新聞出版局（大連市版權局）行政執法の事項リスト、

URL:<http://xzxfks.dl.gov.cn/fzb/article/8970>

¹⁷⁸ 「2018 年大連市国民経済と社会発展統計公報」、2019 年 6 月 18 日、

URL:http://www.dlxww.com/news/content/2019-06/18/content_2302122.htm

¹⁷⁹ 「2018 年大連市国民経済と社会発展統計公報」、2019 年 6 月 18 日、

URL:http://www.dlxww.com/news/content/2019-06/18/content_2302122.htm

大きい工業を 3.5 ポイント増加させた。石化工業の付加価値は、同市の規模の大きい工業の 39.8%を占めており、前年比 24.5%増加した。

② 小売業

年間の社会消費品の小売総額は、前年比 7.8%増の 3880.1 億人民元であった。衣料品、靴・帽子、針織物類の小売額は、81.8 億人民元となり、5.8%減少した。石油及び製品類小売額は、前年比 19.8%増の 114.8 億人民元であった。建築及び装飾材料類の小売額は、2.2 億人民元で、前年比 9.6%増加した。自動車小売額は、前年比 9.1%減の 226.5 億人民元であった。

③ 対外貿易

年間の輸出入総額は、前年比 13.9%増の 4701.4 億人民元であった。このうち、輸入額は、前年比 17.9%増の 2811.8 億人民元であった。輸出額は、前年比 8.5%増の 1889.6 億人民元であった。

3) 流通：権利侵害製品の販売範囲¹⁸⁰

① 商標権侵害の販売

- a) 衣料品の商標権侵害の販売範囲：大連地域オンライン・ショッピング・プラットフォーム、また、フランス、ドイツ、オランダ等 30 カ国以上に輸出
- b) 建材類の商標権侵害の販売範囲：大連地域における内装工事プロジェクト
- c) 電子製品類の商標権侵害の販売範囲：大連地域の総合卸売市場の電器店舗
- d) 農産物の商標権侵害の販売範囲：大連地域における農業資本商店

② 専利権侵害の販売

化粧品類の専利権侵害の販売範囲：大連地域におけるオフライン販売

③ 典型事例

- a) 国内市場の流通：模倣登録商標の組織生産事件¹⁸¹
- b) 輸出市場の流通：輸出服装商品の権利侵害事件¹⁸²

4) 取締り：政府部門の法執行データ

2019 年以降、大連市警察の食品・医薬品捜査部門は、事件解決と堅塁攻略のための一連の行動を全力で展開し、食品、医薬品、農業資本、住居等の分野において度々取締りを行っている。これまでに、民生関連の模倣・粗悪品を取り調べた件数は 61 件で、59 人を摘発し、ブラック拠点を 18 カ所破棄し、事件総額は 2500 万人民元余りに達した。特に模倣・粗悪ガソリンの取締りと「著作権防衛戦」特別項目規制行動において、ガソリンの不法販売事件を

¹⁸⁰ データ出所：威科先行法律データベース、大連地域における知的財産権侵害に関する行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%A4%A7%E8%BF%9E%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E5%A4%A7%E8%BF%9E%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%A4%A7%E8%BF%9E](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E5%A4%A7%E8%BF%9E%C7%81bodyExtend:((%22%E5%A4%A7%E8%BF%9E%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E5%A4%A7%E8%BF%9E)

¹⁸¹ 好聽商標サイト、2018 年 6 月 4 日、URL:<https://www.ht.cn/anf-id-7-aid-16855-tid-95.html>

¹⁸² 新浪大連、2017 年 9 月 25 日、URL:<http://dl.sina.com.cn/news/shenghuo/2017-09-25/detail-ifymesii5396210.shtml>

9 件摘発し、16 人を摘発し、事件総額は 1200 万人民元余りに達した¹⁸³。2019 年上半期、大連税関は、知的財産権税関保護措置を累計 17 回講じており、権利侵害貨物（物品）は 11425 件で、貨物価値は 548769 人民元人民元に達した¹⁸⁴。

（二）重点的な注目分野、法執行状況の概況

1. 重点的な注目分野¹⁸⁵

1) インターネット分野、電子商取引分野における権利侵害

インターネットの監督管理を強化し、権利侵害・模倣品のオンライン販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。食品、医薬品、化粧品、医療機器、電気電子製品、自動車部品、装飾・内装材料、子供用品及び衣料品・靴・帽子等を重点として、主に電子商取引分野における知的財産権保護と大手電子商取引プラットフォームの規制に力を入れる。

「6.18」、「双 11」、「双 12」等の活動を実施する重要な時期に重点を置き、手がかりの搜索を強化し、製品品質の違法事件を厳しく取り締まる。インターネット上の権利侵害・海賊版を取り締まり、「劍網 2019」特定項目行動を展開し、インターネット映画・テレビ、音楽、ニュース、文学、アニメ、ゲーム、アプリ、電子商取引、オンラインゲーム、インターネット広告連盟等の分野における版權監督管理をさらに強化する。

2018 年に大連市を含む遼寧省全省は、オンラインでウェブサイト を 4.82 万回検査し、インターネット関連の違法事件 70 件を取り締まり、インターネット関連の違法広告の 2654 件に対して是正命令を下し、インターネット上の違法広告事件を 34 件取り締まり、インターネットの典型事件を 7 件暴露し、「インターネット集中販促活動消費提示」を公布し、ウェブサイト で「ネット販売授業」コラムを開設して情報を 145 件発表した¹⁸⁶。

2) 農村及び都市と農村の結合地域市場における権利侵害

食品・医薬品、衣料品・靴・帽子、日用品、子供服・子供靴、家庭用電気製品、装飾材料等の消費品を重点として、市場主催者と商品経営者を重点対象として、権利侵害・模倣違法行為を厳しく取り締まり、市場監督管理・執法を強化し、農村市場環境を浄化する。農業機械、農薬、化学肥料、種子等の農業資材の品種と市場主体をめぐり、農業資材市場の規制を

¹⁸³ 搜狐サイト、2019 年 7 月 11 日、https://www.sohu.com/a/326161313_100253947

¹⁸⁴ 新浪サイト、2019 年 7 月 7 日、URL:<http://finance.sina.com.cn/roll/2019-07-07/doc-ihytcerml883022.shtml>

¹⁸⁵ 大連市権利侵害・模倣規制業務リーダーグループ「2019 年大連市権利侵害及び模倣品・粗悪品取締業務要点」、2019 年 8 月 7 日、URL:<http://dalian.ipraction.gov.cn/article/zcfg/201910/20191000230459.shtml>

¹⁸⁶ 中国権利侵害・模倣品取締業務サイト 遼寧省はインターネット経営主体資格を規範化し、虚偽広告等の違法行為を取り締まる。

URL:<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201903/20190300214214.shtml>

強化する。農産物の商標及び地理的表示に対する保護を強化し、法に基づいて商標権侵害、フリーライド及び冒用、地理的表示の偽造等の違法行為を取り締まる。

3) 輸出入段階における権利侵害

重点製品の生産企業、重要商品の集散地及び大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。大連港の中欧定期貨物列車による輸出入商品と越境 EC 商品の監督管理の強化に力を入れ、輸出入のハイリスク貨物と重点航路の監督管理を強化する。

4) 外商投資における権利侵害

営業秘密の侵害、商標の悪意による冒認出願と商業標識の混同・不正競争、専利権侵害・模倣、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

2. 権利侵害の法執行の状況

1) 「大連市化粧品「オンライン浄網・オフライン清源」リスク排除・処置業務方案」¹⁸⁷

2019 年 9 月、大連市市場监督管理局は、「大連市化粧品「オンライン浄網・オフライン清源」リスク排除・処置業務方案」を公布し、市・県の 2 級監督管理部門は、協調・連動して、化粧品ネット販売者、化粧品電子商取引プラットフォームにおける違法製品の販売、及びインターネットでの違法製品情報、生産企業と製品に関する虚偽情報の展示を全面的に調査・排除する。市全体で延べ執法官を 1348 回出動させ、化粧品の経営企業を全面的に取り調べた。また、国産非特殊用途の化粧品の登録審査手続きのタイミングを利用して、企業のネット販売化粧品の関連情報を適時に把握する。

2) 「秋風特別項目行動」

大連市市場监督管理局は 2019 年、「秋風 2019」特別項目行動を実施し、著作権を保護するため、引き続き海賊版製造・販売等の権利侵害行為への厳しい取締りを行なった。違法な模倣品を製造する拠点及びそれらの行為に対する取締りを強め、オンライン・オフラインでの模倣品の出版・販売行為にダメージを与えた。これにより大掛かりな海賊版の製造販売案件が明るみに出た。これを踏まえ、印刷・コピー・発行に対する監督管理が強化され、インターネット上の出版物に対する管理も進んだ。著作権保護のための措置がより一層講じられるようになり、春節前夜の国民的テレビ番組や映画館で放映される映画に対する保護も強化された。

(三) 主要都市政府の進捗状況（改革が完成しているか否か）

¹⁸⁷ 人民サイト、2019 年 8 月 16 日、URL:<http://ln.people.com.cn/n2/2019/0816/c378327-33256209.html>

改革の進捗：既に完成している。

(四) 地域間の共同実施状況

遼寧省市場監督管理局、遼寧省知識産権局と瀋陽税関、大連税関が「輸出入における知的財産権保護のための業務覚書」に調印

この度の提携覚書への調印により、遼寧省知的財産権保護部門及び税関部門は知的財産権をより一層厳格に保護し、行政執法における協力を深め、新しい執法の監督管理モデルを作り出し、知的財産権サービスをさらに良質なものとし、連絡体制を強化する等深く踏み込んだ提携を行なっていくことが確認された。定期的に意思の疎通を図り、協調して宣伝活動を行ない、調査を行ない、優良企業をサポートし、権利侵害の疑いがある行為があれば互いに通報し合い、研修強化に努める等の方式により、税関部門と地方知的財産権の主管部門との間の連絡を強化する。国境近くの地域の知的財産権保護と地方における知的財産権保護をさらに密接に関連付ける¹⁸⁸。

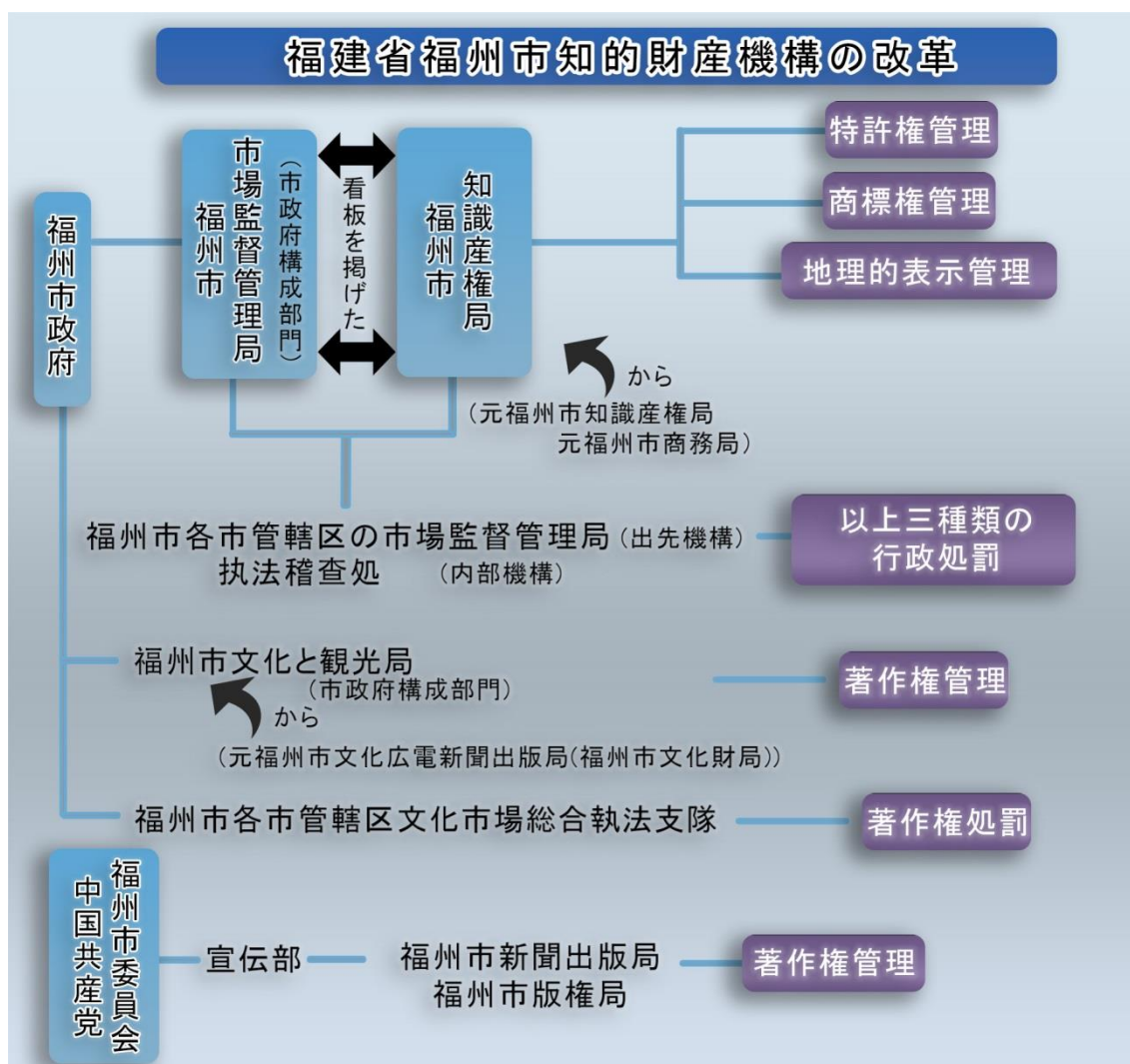
¹⁸⁸ 中国質量サイト、2019年9月26日、URL:http://www.cqn.com.cn/ms/content/2019-09/26/content_7585945.htm

十一、福建省福州市

(一) 模倣品に関する経済概要

1. 改革の主な内容

図 15：福建省福州市知的財産機構の改革



2. 組織再編後における法執行への影響及び効果

1) 組織再編後の各機構の職責の細分化

① 専利、商標、地理的表示について

行政管理と処罰：福州市市場監督管理局（知識産権局）と出先機構

内設部門：

A. 法執行稽查处

市場監督総合執法稽查处を設置して組織的に実施し、市内の市場監督管理総合執法業務と執法チーム作りを行う。市内の執法処の管理システム及び案件の管理システムを作り、市内の知的財産権侵害行為及び模倣品・劣悪品の生産販売を取り締まるリーダーチームの日常的な業務を担う。

B. 知識産権処¹⁸⁹

知的財産権保護及び創造運用の地方性法規、規則及び政策を策定し、これらを実施し、知的財産権の保護体系構築を進め、情報公共サービス体系及びプラットフォームの構築を推し進める。専利権侵害紛争の処理等行政裁決を担当する。専利紛争調停処や偽造専利行為調査処及び権利行使支援等の業務を担当する。地理的表示製品の保護に関する業務を担当する。法律に基づく商標の使用、代理及び印刷作成行為に対する監督管理を担当する。登録商標専用権保護のための作業を組織的に展開し、法により商標に関する違法行為案件を取り締まる。

出先機構：福州市各市管轄区の市場监督管理局（例えば、福州市鼓楼区监督管理局）

管轄区内の知的財産権の保護と促進に責任を負う。知的財産権戦略を貫徹して実施し、管轄区内の知的財産権のイノベーション・運用を促進する。管轄区内の知的財産権保護を担当し、区内の商標印刷製作に対する監督管理業務を担当し、区内の知的財産権市場の監督管理業務を担当し、知的財産権の違法行為を取り締まる。管轄区内の知的財産権代理市場の規範化と整頓業務を担当し、規定に基づいて知的財産権紛争を調停する。

従って、今回の改革を通じて、福建省福州市の知的財産権の管理職責は、福建省福州市市場监督管理局（知識産権局）に帰属するようになった。その中で福州市は、今回の機構改革における二級政府に該当するため、市局から市管轄区へ駐在支局派遣体制を採用し、市市場监督管理局から外部への機関を派遣し、即ち、福州市各管轄区の监督管理局が総合的な執法チームとして行政処罰権及びそれに関する行政審査、行政強制権（クレーム・通報の受理及び行政処罰事件の立件、調査、処罰等を含む）を統一的に行使するものとする。

② 著作権について

行政管理：

A. 中共福州市委員会宣伝部、福州市新聞出版局、福州市版權局¹⁹⁰

機構改革後に市文化広電新聞出版局（市文物局）の文化、放送テレビに関する管理職責と市観光発展委員会の職責を統合し、市文化・観光局を設立する。市文化広電新聞出版局と市観光発展委員会を廃止する。元市文化広電新聞出版局の著作権管理の職責を市委員会宣伝部に組み入れる。

B. 福州市文化観光局

文化及び観光に関する中央政府、省の作業方針、政策及び法律法規を一貫して徹底的に実行に移し、市の文化観光に関する政策及び法規規則を策定して実施に移し、市の文化事業、

¹⁸⁹ 福州市市場監督管理局（知識産権局）機構機能、URL:<http://sc.jg.fuzhou.gov.cn/zz/xxgk/jgzl/>

¹⁹⁰ 福州市機構改革方案、URL:http://www.sohu.com/a/283028652_482346

文化産業、観光業の発展を統一的に企画して、住民のための文化プロジェクトを実施し、観光市場を含む各種文化市場の秩序を維持する¹⁹¹。

行政処罰：福州市各市管轄区文化市場総合執法支隊

法により文化、文化財、出版、著作権、ラジオ・テレビ放送、スポーツ及び観光の7大分野において行政処罰権を行使し、行政処罰に関係する行政監査、行政強制執行等の機能を果たし、「掃黄打非」（猥褻なものを一掃し、違法なものを取り締まる）任務を遂行する¹⁹²。

2) 改革後における知的財産権執法の強度と水準

2019年に行なわれた機構改革では、福州市市場監督局はもともとの知識産権局の職員を残したままで、知識産権処及び執法稽查処を新設し、作業チームをより一層充実させる調整を加えた。同時に、専利と価格に関する執法機能の整合を図り、執法チームの融合と業務効率の向上を実現した。

3. 模倣品の生産、流通及び取締りの状況

1) 都市の基本的情報

2018年年末現在、市内の常住人口は774万人で、前年比で8万人増加している。2018年における地区生産総額は7856.81億人民元に達し、前年比で8.6%増加した。福州市の中心工業は紡績化繊、食品工業、機械製造である¹⁹³。

2) 生産：権利侵害産業の地区経済¹⁹⁴

① 工業

2018年における福州市の規模の大きい工業のうち、10大工業の生産総額は前年比で9.5%増加している。そのうち、コンピューター、通信及びその他電子設備製造業は前年比25.6%増加を実現、紡績業は前年比7.9%増加を実現した。エネルギー消耗の大きい6大工業（化学原料及び化学製品製造業、非金属鉱物製品業、黒色金属錬冶及び圧延加工業、有色金属錬及び圧延加工業、石油加工コークス及び核燃料加工業、電力熱力の生産及びサプライ）は前年比12.6%増加となった。工業戦略性新興産業（次世代情報技術、ハイエンド装備製造業及びニューエネルギー産業等）は前年比10.4%増加で、装備製造業は前年比10.0%増加となった。

② 消費品小売業

¹⁹¹ 福州市文化観光局 機構機能、

URL: http://wlj.fuzhou.gov.cn/zz/zwgk/jgxx/201908/t20190809_3011287.htm

¹⁹² 福建省福州市鼓楼区人民政府、2019年7月14日、

URL: http://glq.fuzhou.gov.cn/xjwz/ztzl_1/zfgzbm/wtj/gldh/201907/t20190704_2932976.htm

¹⁹³ 福州市統計局「2018年福州市国民経済社会発展統計公報」、2019年3月22日、

URL: http://tjj.fuzhou.gov.cn/zz/zwgk/tjzl/ndbg/201904/t20190412_2822520.htm

¹⁹⁴ 福州市統計局「2018年福州市国民経済社会発展統計公報」、2019年3月22日、

URL: http://tjj.fuzhou.gov.cn/zz/zwgk/tjzl/ndbg/201904/t20190412_2822520.htm

年間の社会消費品小売総額は 4666.46 億人民元で、前年比で 11.3%の増加となった。限度額以上の企業商品小売額のうち、化粧品類が前年比で 51.8%増加、食糧、油類、食品類が前年比で 28.1%増加、石油及び製品類が前年比で 21.8%増加、貴金属品類が前年比で 21.5%増加、スポーツ、娯楽用品が前年比で 16.5%増加、日用品類が前年比で 13.3%増加、家具類が前年比 12.7%増加、自動車類が前年比で 11.8%の増加、衣料、靴、帽子等紡績品が前年比で 11.1%増加となった。

③ 対外貿易

年間輸出総額は 2452.7 億人民元で、前年比で 5.0%増加となった。そのうち、輸出は 1654.8 億人民元となり、前年比で 11.6%増加となった。

3) 流通：権利を侵害する製品の販売網羅範囲¹⁹⁵

① 商標権を侵害する製品の販売

- a) 食品類商標権を侵害する製品の販売範囲：福建地区平潭、閩候、福州市区の小型卸売市場及び農産物取引市場内の店舗
- b) 製造類商標権を侵害する製品の販売範囲：アフリカのセネガル向け輸出
- c) 文具類商標権を侵害する製品の販売範囲：福州地区輸出版売
- d) 建築部品類商標権を侵害する製品の販売範囲：福州地区輸出版売
- e) 工芸品類商標権を侵害する製品の販売範囲：福州地区オフライン小売店

② 専利権を侵害する製品の販売

文具類専利権を侵害する製品の販売範囲：福州地区輸出版売

③ 典型事例

- a) 国内市場での流通：調味料の冒認商標登録案件¹⁹⁶
- b) 輸出市場流通：権利侵害の金型輸出案件¹⁹⁷

4) 取締り：政府部門による法執行データ

2019 年、福州市執法監管部門と業界主管部門とが密接に法執行における協力を進め、情報の共有を強化し、養殖における違法な禁止薬物の使用の集中取締り、農村における食品類の模倣品の取締り、「保健」市場の混沌状況、「稻花香」登録商標専用権の保護等の特別項目処理行動を実施した。2019 年上半期において、福州市行政執法部門が行なった知的財産権侵害案件及び模倣粗悪品の取締り案件で立件されたものは合計 501 件で、結審したのが 442 件あった。罰金総額は 2325.88 万人民元にのぼり、公安機関に移送され

¹⁹⁵ データ出所：威科先行法律データベース、福州地区の知的財産権侵害取締りに対する行政処罰決定書、URL:[https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E7%A6%8F%E5%B7%9E%C7%81bodyExtend:\(\(%22%E7%A6%8F%E5%B7%9E%22\)\)&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E7%A6%8F%E5%B7%9E](https://law.wkinfo.com.cn/administrative-punishment/list?q=%E7%A6%8F%E5%B7%9E%C7%81bodyExtend:((%22%E7%A6%8F%E5%B7%9E%22))&fq=topicClassification%C7%81D050%C7%81%C7%82%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83&tip=%E7%A6%8F%E5%B7%9E)

¹⁹⁶ 搜狐食品安全宣教中心、2018 年 7 月 11 日、URL:http://www.sohu.com/a/240558390_775424

¹⁹⁷ 台海サイト、2018 年 11 月 22 日、URL:<http://www.taihainet.com/news/fujian/szjj/2018-11-22/2206455.html>

た「双打」案件も 10 件あった¹⁹⁸。

(二) 重点的な注目分野、執行状況の概況

1. 重点的な注目分野

1) インターネット分野、電子商務分野における権利侵害

インターネットへの監督管理を強化し、権利を侵害する模倣品のオンラインでの販売、虚偽広告、虚偽宣伝等の違法行為を厳しく取り締まる。インターネット上の映画や音楽等の分野における著作権の監督管理を強化する。大型ウェブサイトの著作権に対する監督管理を重点的に強化し、権利を侵害する海賊版等の違法犯罪行為を厳しく取り締まり、電子商務分野における法執行を展開して専利権の保護を図る。

2) 農村と都市の結合地域の市場権利の侵害

農村と都市の結合地域の市場の食品、医薬品、小型家電等の消費品について、市場における監督管理、法執行を強化する。粗悪な模倣品の種子、化学肥料、農薬、農業用シート、農機及びその付属品等を製造販売する等の違法犯罪行為を厳しく取り締まる。

3) 輸出入段階における権利侵害

国境を跨いだ権利侵害の模倣品を製造販売する違法犯罪行為を厳しく取り締まる。生産企業及び重要な商品集散地及び大型専門市場に対する監督を強化し、国際的な展示会及び取引会等における知的財産権の保護及びサービスを強化する。

4) 外商投資に関わる権利侵害

営業秘密の侵害、商標の冒認出願及び商業標識に関わる不正競争、専利権利を侵害する模倣品、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に力を入れる。

2. 権利侵害に関する法執行の状況

1) 2019 年の知的財産権執法「鉄拳」行動¹⁹⁹

市局知識産権処は、市内の専利、商標、地理的表示の保護に責任を負い、違法行為を取り締まり、市、県（区）の専利、商標及び著作権等の知的財産権管理部門と共に展示会における知的財産権の保護活動を展開する。電子商務分野における知的財産権に関する法執行と

¹⁹⁸ 「福建省福州市は上半年権利侵害模倣取締業務が顕著な成果を収めた。」、2019 年 8 月 23 日、
URL: http://zjj.fujian.gov.cn/scgl/201908/t20190823_4969316.htm

¹⁹⁹ 福州市市場監督管理局、2019 年 7 月 26 日、
URL: http://scjg.fuzhou.gov.cn/zz/xxgk/ghjh/201907/t20190726_2994289.htm

保護活動を展開し、中国電子商務分野における専利執法・権利行使協力調整（浙江）センターと対応して専利権の侵害案件における技術面での判定業務を行う。知的財産権の保護業務に関する研修、権利保護サポート及び保護システムの確立等の業務を担当する。

2) 専利代理代行業「藍天」特定項目取締り行動²⁰⁰

福州市市場監督局は市の知識産権センターと倉山区市場監督局に協力して所轄区域内の専利代理事務所を訪問して実地検査を行い、業務に従事するための資格、登録住所、実際に業務を行っているオフィスの場所、経営範囲、従業員、登録している弁理士について、資格証書の有無並びにその他の関連する状況を現地で確認・照合した。

3) 「劍網 2019」²⁰¹

福建省「劍網 2019」特別項目行動は、案件を調査することにより、権利者の不満が大きく、社会的な影響の大きい権利侵害の海賊版ウェブサイト、アプリケーションプログラム及び電子商取引プラットフォーム、インターネット店舗を法により厳しく取り締まり、関連する業界における著作権の秩序を規範化し、積極的に 5G、AI、ブロックチェーン等の新技術がもたらす難問に果敢に挑む。媒体の融合発展を深めることにより著作権の保護を行う。ライセンスを受けずに主流メディアニュースの作品を転載する等の権利侵害行為を取り締まり、勝手にメディアから見出しの模倣、原稿を抜き取ってコピーする等の剽窃、改竄、削減等の行為についても、法により取り締まり、違法にニュース配信するウェブサイト及びウェイボーアカウント、ウィチャットアカウント、ニュースアカウント等インターネットユーザーアカウントを閉鎖する。

4) 農業製品の模倣品取締り特定項目取締り行動²⁰²

特別項目行動は、注目されている地域、主たる集散地、インターネット分野、特色ある農業製品の産地を重点地区とし、ここ数年問題発生が多く、マスコミに取り上げられることが多く、一般市民からの通報が多い地区を対象に、集中的な取締りを行う。農業製品の卸売市場、地域取引処、農村と都市の結合地域の農業製品の重要な集散地を調査し、粗悪な農業製品を卸売りする行為を厳しく取り締まり、インターネット上での農業製品の販売行為を規範化し、電子商務分野における農業製品の品質に関する法執行及び検査を実施し、違法案件を厳しく取り締まる。農村の農業製品の販売店舗を重点的に調査し、固定の経営場所を持たない者、経営許可書を持たない者が経営に従事することを厳しく取り締まる。法により禁止されている農薬や家畜用薬品を違法に使用し、農業製品の安全な使用規定に違反する行為

²⁰⁰ 中国質量サイト、2019 年 8 月 15 日、URL:http://www.cqn.com.cn/zj/content/2019-08/15/content_7427276.htm

²⁰¹ 搜狐サイト、2019 年 6 月 11 日、URL:https://www.sohu.com/a/319587556_120026323

²⁰² 南昌新聞サイト、2019 年 3 月 15 日、URL:http://www.ncnews.com.cn/xwzx/gnxw/201903/t20190315_1404903.html

を法により厳しく取り締まる。

(三) 主要都市政府の進捗状況（改革が完成しているか否か）

改革の進捗：既に完成している。

(四) 地域間の協力状況

1. 「知創福建」プラットフォーム²⁰³

福州市「知創福建」プラットフォームには、12330 知的財産権権利行使サポート及び総合サービスホットライン、知的財産権保護呼応センター、「一帯一路」国際知的財産権交流提携商務プラットフォーム及び知的財産権海外サポートセンター等多くの知的財産権サービスのサブプラットフォームがある。プラットフォームはアリババ（阿里）等全国の電子商務プラットフォームと提携しており、国家知的財産権電子商務分野における法執行権利保護調整システムと足並みを揃え、電子商務分野における専利権利侵害について権利侵害の判定に関するコンサルティング意見を提供する。中国経済情報社や「一帯一路」知的財産権権利保護サポートセンターと共に、強大なプラットフォームを構築し知的財産権をめぐる紛争のスピード解決に有力なサポートを提供している。

2. 「福厦泉国家自主创新モデル区中国（福建）自由貿易試験区における知的財産権活動の創新及び発展に関する若干の意見」

「若干意見」の趣旨は、統一指導にある。福建省自主创新モデル区及び自由貿易試験区各区の地域の優位性と主体性を十分に発揮し、国際的にも通用するハイスタンダードの知的財産権の総合管理と法執行メカニズムを構築し、知的財産権の創造、運用、保護、管理及びサービスにわたる全ての過程を繋ぎ、権利関係が明確で、合理的に分業され、責任と権限が一致し、高い効率で運営され、法制による保障のある体制メカニズムの形成を推進する。一般市民に便宜を図り、一般市民に利する知的財産権に関する公共サービスプラットフォームを構築し、調停や仲裁等多様な紛争解決メカニズムを模索し、知的財産権サポートシステムを刷新し、重点産業の知的財産権保護、啓発を強化し、福建省と台湾との間の知的財産権をめぐる交流と提携を推し進め、自主创新モデル区及び自由貿易試験区における知的財産権の創造、運用、保護、管理及びサービス能力を断続的に引き上げ、その知的財産権体制メカニズムの刷新及び科学技術の刷新を推進し、その知的財産権保護のための活動を連携して発展させ、福建経済の発展のためによりよいサービスを提供する。

²⁰³ 中国新聞サイト福建新聞、2019 年 4 月 22 日、URL:http://www.sohu.com/a/309537305_100253941

第二章 組織再編の法執行への影響

第一節 執行実務の窓口

一、 中央政府と主要都市政府が受け付ける法執行案件の区分基準

各級の市場監督管理部門は、知的財産権侵害事件の受理と後続の取締及び執行については別々に遂行する体制を取っている。

第一、偽造の劣悪な商品の申告受付について、中央及び各級の市場監督管理部門は如何なる条件制限も行わず、クレーム申告窓口を設置している。

第二に、具体的な法執行については、「市場監督管理総局は総合行政執法改革の深化に関する指導意見を徹底的に実行する通知」の規定に基づき、省、自治区市場監督管理局（庁、委）は原則として執法チームを設けない。区を設ける市と市管轄区は、原則として一つの執法の級別だけを設け、市局から市管轄区に派出して分局に駐在する体制を実行し、市管轄区市場監督管理局の執法を主とする体制を実行することで、市局が県級行政執行に対する監督指導と統括調整を強化する。また、「市場監督管理行政処罰手順暫定規定」第7条に基づき、県級、区を設ける市級市場監督管理部門は、職責により当管轄区内で発生した行政処罰事件を管轄するのに対し、省級以上の市場監督管理部門は管轄するものを除く。

つまり、原則として省級市場監督管理部門は、具体的な法執行に責任がなく、通常は統括指導、監督規範のみを担当し、具体的な執行業務は市または市管轄区の市場監督管理部門によって具体的に実施され、執行権限を下位部門に委譲し、多頭執行を回避し、執行効率を向上させる。

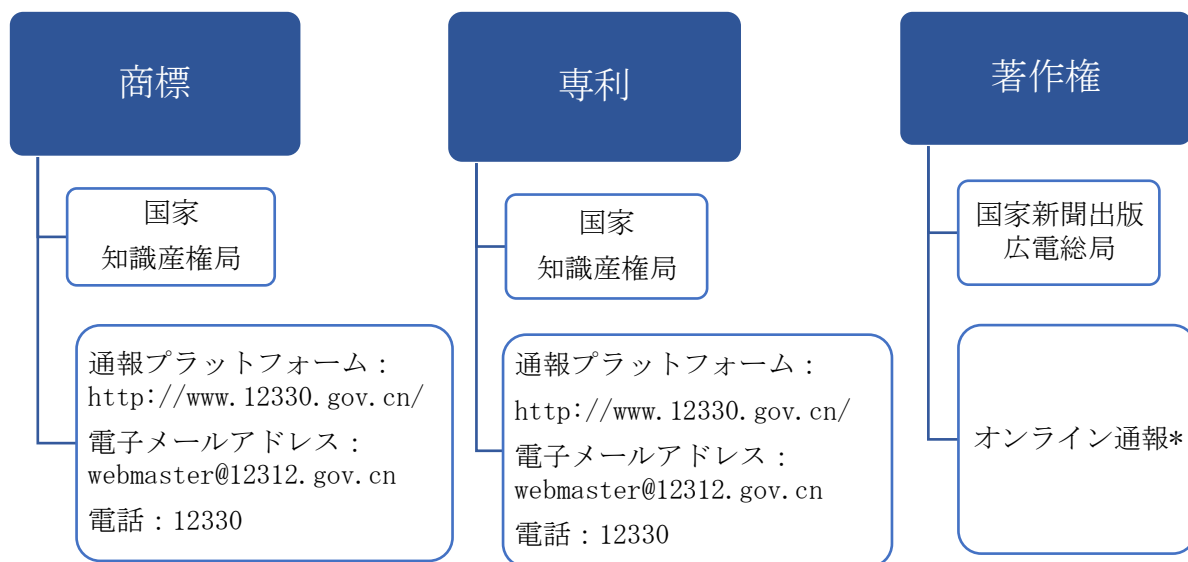
本調査の中で10の主要都市等の状況は、次の通りである。具体的に市級若しくは区級が法執行を担当する地区は四川省、陝西省、山東省、安徽省、広東省深セン市、遼寧省大連市、福建省福州市である。

3つの直轄市の場合は全部市級が責任を負う。まず、北京市では、北京市市場監督管理局が具体的に執行することに責任を負う。商標違法行為の取締りについては、北京市市場監督管理局の直属機関である各区の工商行政管理局が具体的な法執行を担当している（例えば、北京市工商行政管理局天安門支局、北京市工商行政管理局西駅分局）。次に、天津市では、知的財産権の法執行について、具体的に天津市市場監督管理総合行政執行総隊が実行し、市級が責任を負う。上海市では、上海市市場監督管理局は知的財産権の法執行を指導し、具体的な法執行は区級によって実施される。

二、 案件の具体的な受付窓口情報

1. 中央レベル

図 16：中央レベルの案件の具体的な受付窓口情報



(*：オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁴

2. 主要省市レベル

(1) 北京市

図 17：北京市の案件の具体的な受付窓口情報



(*：オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁵

²⁰⁴ URL: www.sapprft.gov.cn/sapprft/channels/6979.shtml

²⁰⁵ URL: <http://www.beijing.gov.cn/hudong/yonghu/static/whzf/xinxiang/>

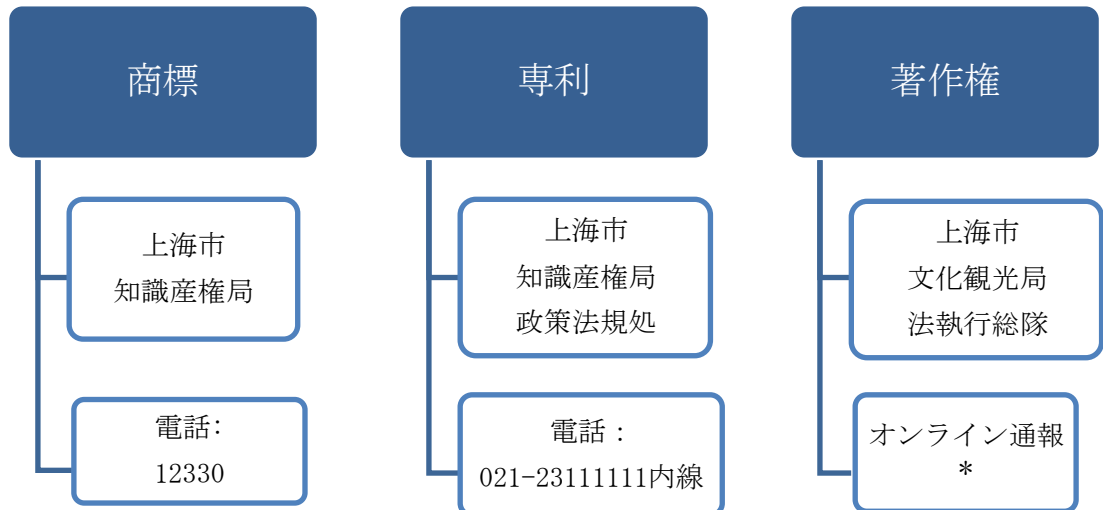
(2) 陝西省

図 18：陝西省の案件の具体的な受付窓口情報



(3) 上海市

図 19：上海市の案件の具体的な受付窓口情報



(*: オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁶

²⁰⁶ URL: <http://whzf.sh.gov.cn/info/main>

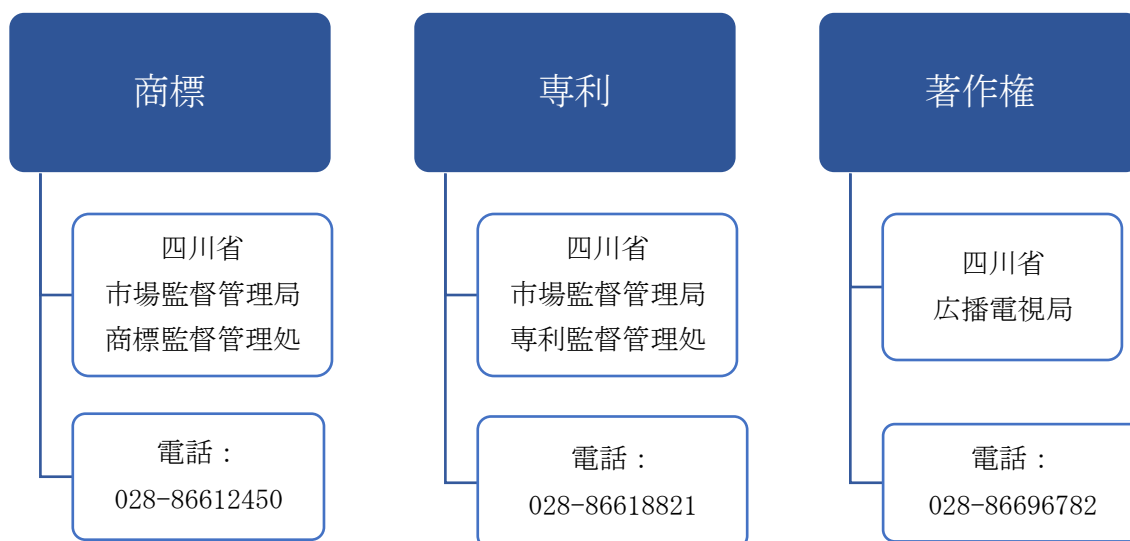
(4) 天津市

図 20：天津市の案件の具体的な受付窓口情報



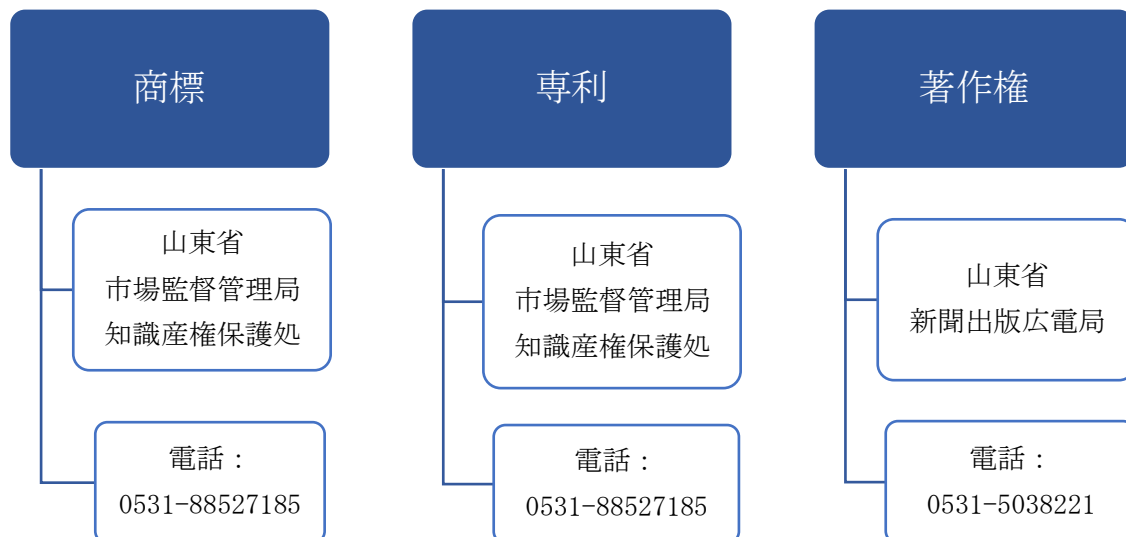
(5) 四川省

図 21：四川省の案件の具体的な受付窓口情報



(6) 山東省

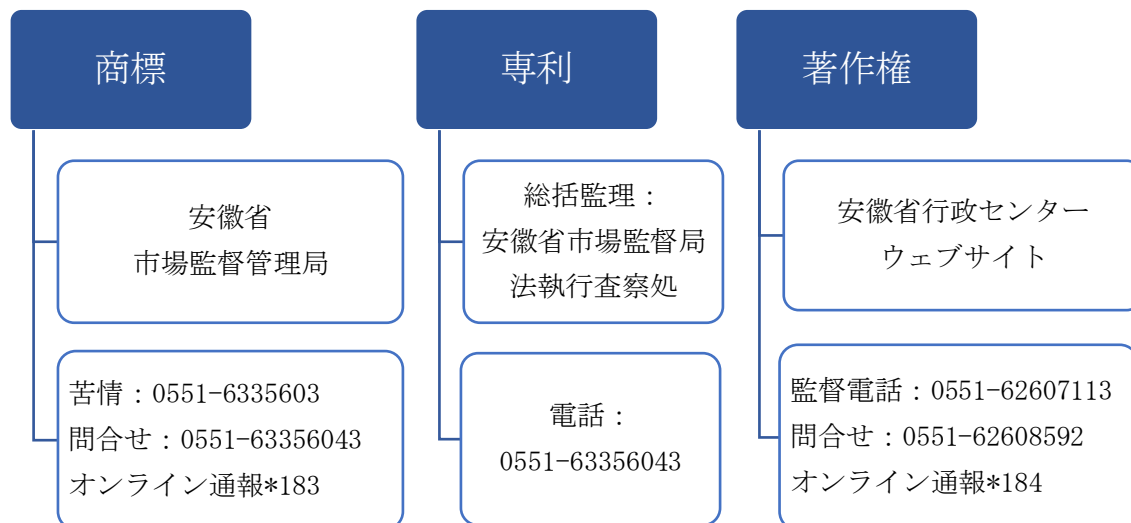
図 22：山東省の案件の具体的な受付窓口情報



(*：オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁷

(7) 安徽省

図 23：安徽省の案件の具体的な受付窓口情報

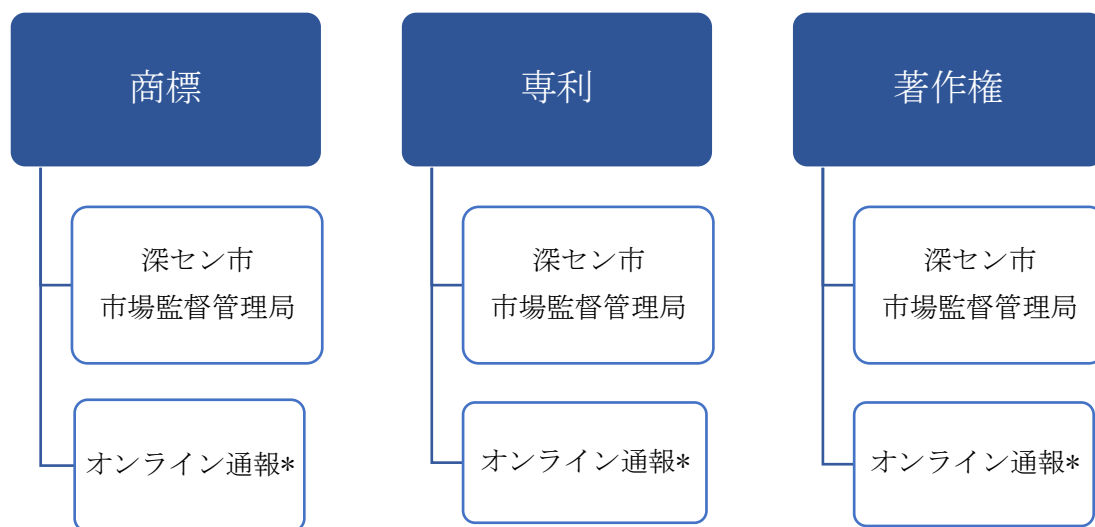


(*：オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁸

²⁰⁷ URL:<https://www.ahzwfw.gov.cn/bog-bsdtd/static/workProcess/components/applicationMaterial.html?ssqdCode=bab78b5d74f34fafa4936643a6f1ccb4>

(8) 広東省深セン市

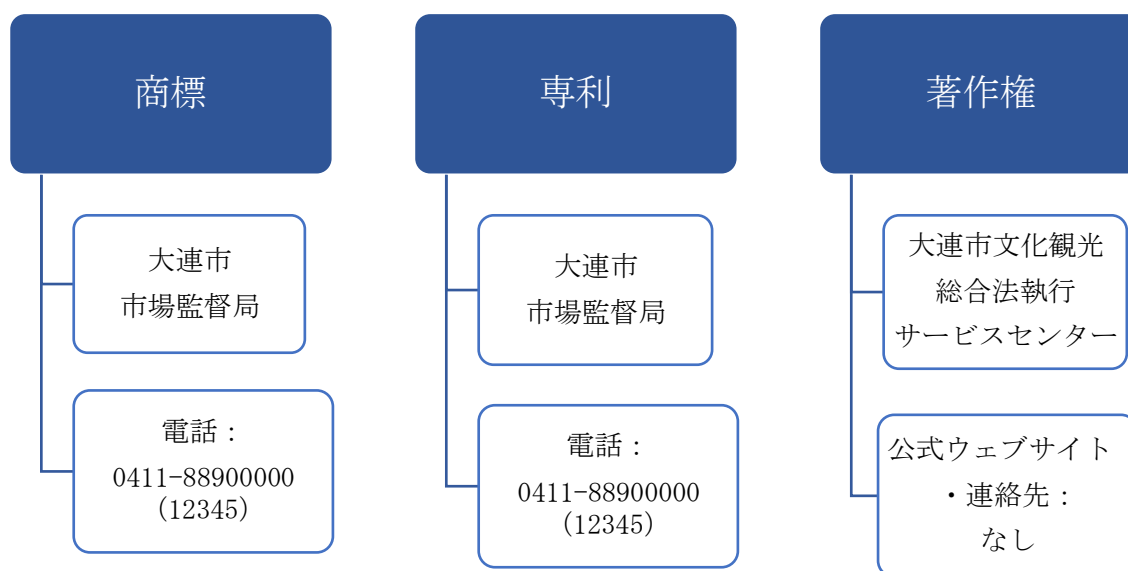
図 24：広東省深セン市の案件の具体的な受付窓口情報



(* : オンライン通報窓口ウェブサイト) ²⁰⁹

(9) 遼寧省大連市

図 25：遼寧省大連市の案件の具体的な受付窓口情報

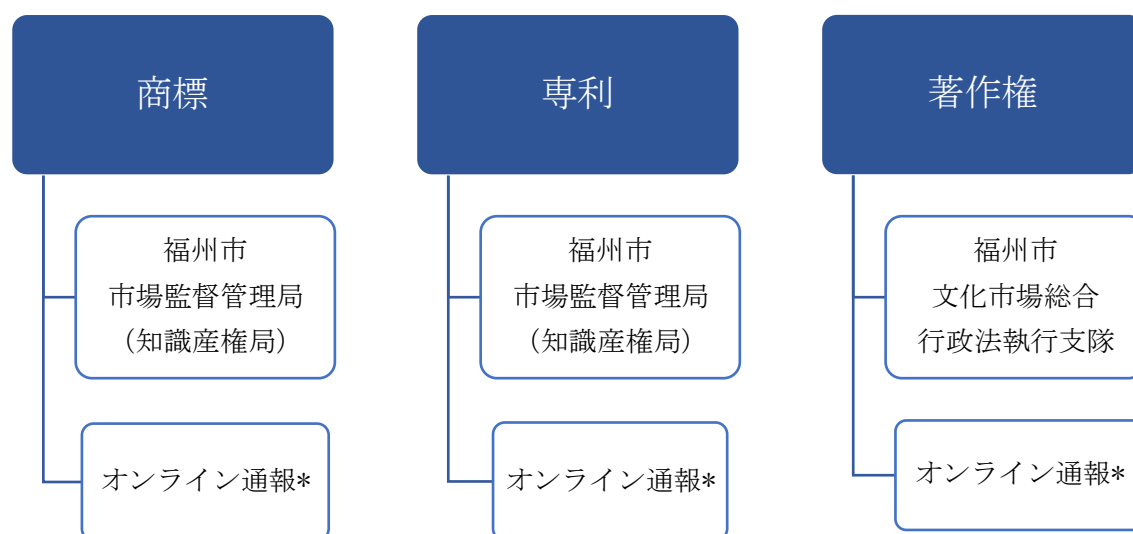


²⁰⁸URL: <https://www.ahzwfw.gov.cn/bogdt/static/workProcess/components/applicationMaterial.html?ssqdCode=c7b5efad059042c58eecd2983ca3e55/bogdt/static/workProcess/components/applicationMaterial.html?ssqdCode=c7b5efad059042c58eecd2983ca3e55>

²⁰⁹URL: <https://amr.sz.gov.cn/szjxjgw/onlinecomplaint/onlineComplaintAction!index.dhtml?tabid=tab2>

(10) 福建省福州市

図 26：福建省福州市の案件の具体的な受付窓口情報



(* : オンライン通報窓口ウェブサイト) ²¹⁰

三、 受付受理に関する基準の有無とその内容

上述したように、現在中央及び地方の各級市場監督管理部門は申告受理に対して条件制限を設けていない。受理後、具体的に法執行の過程で責任の分担を行い、省一級は監督指導を担当し、市級又は区級の管理部門は具体的に実施する。

上位法にも受理に関する基本的な規定があるので、原則としてこれが適用される。「專利行政法の執行方法 2015 年改訂」第 10 条は、專利業務を管理する部門に対して專利侵害紛争を処理するよう請求した場合、以下の条件に満たさなければならない。

- (一) 請求者は專利権者又は利害関係者であること
- (二) 明確な被申立人があること
- (三) 明確な要求事項と具体的な事実、理由があること
- (四) 事件管理專利業務の部門の管轄範囲に属する事件であること
- (五) 当事者は当該專利侵害紛争について人民法院に提訴していないこと

第一号にいう利害関係者は、專利実施許諾契約の被許諾者、專利権者の合法的相続人を含む。独占的被許諾者は、単独で請求することができる。排他的被許諾者は、專利権者が要求しない場合、単独で請求することができる。契約に別途の約束がある場合を除き、通常実施許諾契約の被許諾者は、単独で請求することができない。

また、機構改革を行う前に、一部の省・市は受理基準に関する法規を公表していた。例えば、四川省が公表した「四川省專利行政法執行事件管轄弁法」第 3 条によれば、省知識産権

²¹⁰ URL: <http://fz12345.fuzhou.gov.cn/>

局が本行政区域内で発生した重大、複雑、外国及び中国香港・マカオ・台湾地域関連、地域を跨る専利事件とその他の特殊な専利事件を管轄する。市（州）知識産権局は、当該行政区域内で発生した専利権侵害行為の処理、偽物の取締り及び専利紛争の調停に対して責任を負う。県（区）知識産権局は、行政区域内で発生した偽物の取締り及び専利紛争の調停に対して責任を負う。各級の知識産権局は専利事件を処理する過程において、違法行為を発見して犯罪を構成する場合、事件を司法機関に移送しなければならない。

この管轄弁法は 2010 年に公表されたものであり、市場監督管理部門は事件管轄に関する規定をまだ作成していない。従って、原則として、「市場監督管理行政処罰手続暫定規定」²¹¹が適用される。つまり、法律・行政法規に別段の定めがあるものを除き、行政処罰は違法行為が発生した県級以上の市場監督管理部門が管轄することである。

また、調査結果では、以下 2 つの主要都市等には、受理に必要な書類が掲載されている。

1. 天津市

専利権侵害通報に必要となる資料：

- a) 専利証書
- b) 専利権者の主体資格証明
- c) 「専利権侵害紛争の処理請求書」
(局ウェブサイト「弁事服務」欄「表ダウンロード」から取得)

²¹¹ 2018 年 12 月 21 日、国家市場監督管理総局令第 2 号が公表された。

2. 遼寧省大連市

表 1：専利権侵害の通報に必要なとなる資料のまとめ

資料の名称	資料 出所ルー ト	資料種類	部数	資料 形式
専利権が有効であることの証明、即ち専利登記簿副本、又は専利証書及び当年に専利年金を払い済みであることを示す領収書	申立人	原本及び コピー	1	紙 文書
請求書	申立人	原本及び コピー	1	紙 文書
主体資格証明（個人は、身分証若しくはその他の有効な身分証明証書を提出する。事業者は、有効な営業許可証若しくはその他主体資格証明書の副本、及び法定代表者若しくは主たる責任者の身分証明書を提出する。）	申立人	原本及び コピー	1	紙 文書
国家知識産権局が発行した専利権評価報告書（実用新案専利検索報告書） （専利権侵害紛争が実用新案又は意匠の侵害に関する場合、専利管理部門は、提出を要求することができる。）	政府部門 による 確認発行	原本及び コピー	1	紙 文書
請求書副本及び関連する証拠	申立人	原本及び コピー	被請求 人数分	紙 文書

第二節 執行手続きの概要

一、 中央政府と主要都市政府の対応実務の概要

一般省市の政府は具体的な法執行の詳細内容を明らかにしていない。2020 年 1 月 1 日に発効した「市場監督管理クレーム通報処理暫定弁法」第 38 条には「薬品監督管理部門、知的財産権行政部門がクレームを処理する場合、本弁法を適用する。ただし、法律法規に別段の定めがあるときはその規定に遵う。」と定められている。従って、原則として、知的財産権の行政処理部門が知的財産権の侵害案件に関するクレームを処理する場合には当該弁法を適用されることになる。

二、 実務の必要期間

処理の期限に関する規定について、「市場監督管理クレーム処理暫定弁法」第 14 条には、本弁法に規定する権限を有する市場監督管理部門は、クレームを受けた日から 7 営業日以内に受理又は不受理の決定をしなければならないと定められている。これをクレームの提起者に告知しなければならないと定められている。同法第 31 条には、市場監督管理部門は、市場監督管理行政処罰等の関連規定に基づいてクレームを処理しなければならないと定められている。実名で行なわれたクレームについては、処理権限を持つ市場監督管理部門は立案するかどうか決定した日から 5 営業日以内にクレーム提起者に告知しなければならない。

三、 権利者の負担費用

権利侵害に関する通報の受理及び執行について行政管理の上位法及び通報窓口のいずれにも通報者が費用を支払うことを要求する明確な定めはない。

第三節 執行施策

一、 中央政府及び主要都市組織における法執行上の重点取組施策の概要

1. 2020年1月1日に発効する「経営環境の優良化に関する条例」²¹²

当該条例第57条によれば、国は、部門、地域を跨ぐ行政執法連動呼応及び協力メカニズムを確立し、これを健全化し、違法行為に関する情報を互いに通報し合い、監督基準を互いに共有し合い、処理の結果を互いに認め合う。

2. 「2019年の知的財産権侵害行為及び模倣粗悪品製造販売の取締り業務の要点」の通知には、知的財産権の保護に関する25の条文が規定されている。

① 問題の指導方針を際立たせ、重点分野の処理を推進する

輸出入段階における権利侵害行為を取締り、国境を越えた違法犯罪行為を厳しく取り締まる。外商投資企業の知的財産権保護をより一層充実し、営業秘密の侵害、商標の冒認出願や商業標識を悪用した不正競争、専利権を侵害した模倣品、インターネット上の海賊版による権利侵害等の問題の解決に重点的に取り組み、処罰力を強化する。

② 法に基づく行政を堅持し、法執行による監督管理を強化する

専利権を侵害する模倣行為を取締り、重点分野における専利行政執法を推し進め、登録商標専用権及びその他の商業標識権益の保護を強化する。著名商標、外国商標、老舗登録商標に重点を置き、登録商標専用権を侵害する行為を法により厳しく取り締まり、商標の冒認出願行為を撲滅し、海賊版を出版する等の違法行為を厳しく取り締まる。

3. 主要都市上海の「2019年上海市知識産権局による知的財産権侵害及び模倣粗悪品製造販売取締業務の要点」の通知²¹³

① 問題の指導方針を堅持し、重点分野の処理を推進する

電子ビジネス分野における知的財産権の保護を強化し、外商投資企業の知的財産権保護を強化する。

② 法により厳格に職責を履行し、知的財産権の保護を強化する。

専利権を侵害する模倣行為を厳しく取り締まり、商標権を侵害する違法行為を厳しく取り締まる。著名商標、老舗商標、外国商標の保護を強化し、商品生産流通、インターネット販売、商標の印刷等の段階における法執行を強化する。

4. 結論

中央と一部の主要都市では、知的財産権に関する法執行を強化し、知的財産権の法執行機

²¹² 2019年10月22日公布、2020年1月1日施行。

²¹³ 2019年9月25日公布・施行。

能を向上させ、経営環境を改善する手立てを講じている。

二、 インターネット市場対策の概要

1. 「2019 年知的財産権侵害及び模倣粗悪品製造販売取締業務の要点」²¹⁴

問題の指導方針を際立たせ、重点分野の処理を推進する。インターネット市場の監督を強化し、オンライン上で模倣商品を販売する権利侵害行為や虚偽広告等の違法行為を厳しく取り締まる。

2. 「『インターネット+』知的財産権の保護作業方案」に関する国家知識産権局の通知²¹⁵

作業方案の主要目標は、2020 年に、知的財産権の侵害行為の通報があればそれをオンラインで識別し、リアルタイムでモニタリングし、出所を追跡する技術サポートシステムをほぼ完成させることである。知的財産権関連のデータベース、製品とサービスのデータベースの構築は完成しており、知的財産権に関する法執行・権利保護の指導管理システムの運用はスムーズに行われている。

「インターネット+」知的財産権の保護モデルは広範に利用されており、「インターネット+」知的財産権保護業務メカニズムが基本的に完成され、オンライン上での知的財産権の侵害に対する取締りの強度が明らかに向上した。オフラインでは模倣品の出所を追跡する正確性も高まり、知的財産権の法執行の効率も顕著に高まった。各種知的財産権の侵害行為は厳しく取り締まられ、知的財産権の保護環境は明らかに改善された。

3. インターネット権利侵害の模倣品取締り活動²¹⁶

2017 年 1 月、アリババ（阿里）が呼びかけて、小米や LOUIS VUITTON 等の国内外の著名ブランドと共に世界初の 24 時間無休の ACCA を設立した。これは、法執行機関、ブランド権利者、プラットフォームが共同で摘発システムを作り、一社のみでは解決しがたい模倣品の問題の解決に資するものである。

ACCA は 2017 年 1 月に設立され、アリババインターネットの先進技術やビッグデータ分析能力を活用して権利者のブランド知識、業界特徴と資源を結合し、共同で法執行行動と民事訴訟を行い、偽物問題を管理し、多方面で協力し合う環境を構築し、権利者とプラットフォームの知的財産権保護を強化し、消費者の信頼を向上させる。2019 年 3 月 28 日までに、ACCA は 132 のメンバーがある。

最新の進展は、2018 年に各種の偽物取り締まりのデータ指標が初めて断崖式に低下した。96%の疑いのある権利侵害リンクサイトはオンラインで封殺され、権利侵害の疑いでブラッ

²¹⁴ 2019 年 6 月 11 日公布・施行。

²¹⁵ 2018 年 7 月 31 日公布・施行。

²¹⁶ 人民サイト、「132 世界的ブランドがアリババの打倒模倣品連盟に加盟」、
URL: <http://sh.people.com.cn/n2/2019/0328/c134768-32788336.html>

トフォームから自主的に削除されたリンクサイト量は 67%減少した。専利権利者からのクレームは 32%減少した。消費者からの告発によって削除された疑いのある偽物のリンクサイト量は 70%減少した。国家市場監督管理総局も ACCA と密接に連携行動を行った。2019 年 1 月から 9 月にかけて、ACCA のメンバーは中国の法執行部門と協力して、492 個の偽造グループを取り締まり、687 人の容疑者を逮捕した。これらの事件総額は 12.4 億元（約 1.752 億ドル）と推定されている。現在 ACCA に加盟している日本のブランドは、ユニクロ、資生堂、ソニー、キヤノンがある。

4. 結論

中国は現在、インターネット分野における知的財産権権利侵害に対する取締りを強化し、「インターネット+」を十分に利用し、知的財産権の保護を強化し、知的財産権の監督管理方式を刷新し、国内外の権利人の合法的な権益を有効に保護する手立てを講じている。

三、 OEM の全量輸出対策の概要

1. 直近 10 年間における最高人民法院の OEM 加工の商標の権利侵害認定状況

表 2：直近 10 年間における最高人民法院の OEM 加工の商標の権利侵害認定状況のまとめ

典型案例 又は意見	認定結論	出所
最高法院	加工者が必要な審査義務を果たしたか否かを踏まえ、合理的に権利侵害責任を負うべきかどうかを確定する。	2009 年「現況における知的財産権裁判サービスの対局を踏まえた若干問題についての意見」
最高法院弁公庁	国外では出所を識別し、国内では識別機能は発揮せず、混同や誤認は生じないため、権利の侵害にはあたらない。	2010 年最高法院弁公庁より税関総署への回答「ラベルを貼った加工輸出製品が権利侵害に当たるかどうかに関する問題への回答」
最高裁 知的財産権法廷 前責任者孔祥俊	委託人商標の OEM 加工は損害をもたらしておらず、商標法第 48 条の識別機能にはあたらない。	「新改訂の商標法適用に関する幾つかの問題（上）」 2014 年
申達が玖麗得を 訴えた案件	OEM 加工行為は公衆を惑わせてはおらず、識別作用は果たしていないため、権利の侵害にはあたらない。	(2009)滬高民三(知)終字第 65 号 判決日：2009 年 11 月 2 日

萊斯が亜環を訴えた案件	一審：OEM 加工は商標使用行為にあたり、同一商標の使用は権利侵害となる。類似商標の使用は権利の侵害にはあたらない。 二審：同一・相似商標はいずれも使用行為にあたり、権利侵害である。 最高裁再審：商標の識別作用は発揮しておらず、商標使用行為にはあたらないので、商標権への侵害とはならない。	(2014)民提字第 38 号 判決日：2015 年 11 月 26 日
上柴が常佳を訴えた案件	一審：OEM 加工は商品の出所を識別するものではないため、商標の使用にはあたらない。 二審：係争商標は著名商標であり、加工業者は合理的な注意回避義務を果たさず、権利者に実質的な損害をもたらし、権利を侵害した。 最高裁再審：権利侵害にあたらないと認定し、一審判決を維持するとした。	(2016)最高法民再 339 号 判決日：2017 年 12 月 28 日
本田案件	一審：商標使用にあたると認定し、権利侵害であるとの判断を示した。 二審：OEM 加工における商標使用は商品の出所を識別する役割を果たしていないため、商標法にいう使用には該当せず、権利侵害にはあたらないとの判断を示した。 再審：被訴権利侵害行為は商標の使用にあたり、関連する公衆を惑わせ誤認させる可能性があり、関連する公衆の認識を混乱させやすいとの判断を示した。	(2019) 最高法民再 138 号 判決日：2019 年 9 月 23 日

2. 裁判所の最新の観点

本田案件：商標法に定める「容易に混同を生じさせる」との文言は、関連する公衆が被疑侵害商品に接した場合、混同を生ずる可能性があるということを指しているのであり、関連する公衆に対して被疑侵害商品に実際に接することを要求しているのではなく、混同したという事実が確かに発生したことを要求するものでもない。中国経済は、高度成長段階から

ハイクオリティ発展段階へと転換しており、経済のグローバル化は益々進み、国際貿易の分業と経済貿易提携も日増しに複雑化している。各国の貿易政策は対立する傾向にあり、裁判所による審理は OEM 加工の商標権侵害をめぐる紛争案件にも及び、国内外の経済発展の大きな流れを十分に考慮したうえで、特定の時期、特定の市場、特定の取引形式の商標権利侵害をめぐる紛争について具体的な分析をし、正確に法律を適用し、「司法による主導、厳格な保護、分類施策、比例による協調」という知的財産権に関する司法政策の指導方針を正確に反映し、知的財産権の創造、保護、運用を強化し、良好な知的財産権をめぐる法治環境、市場環境、文化環境を積極的に創り出し、中国の知的財産権の創造、運用、保護及び管理能力を大幅に向上させる。改革開放政策が始まって以来、OEM 加工貿易方式は、中国の対外貿易の重要な方式として位置づけられており、中国経済の発展方式の転換につれて、OEM 加工において発生する商標権侵害の問題に対する人々の認識や紛争解決も変化してきた。突き詰めて考えれば、司法により紛争を解決し、法律適用の面で、法律制度の統一性を維持しなければならない。ある貿易方式（例えば本案紛争でいう OEM 加工方式）を、商標権を侵害しないという例外ケースとして簡単に固定化してはならない。さもなければ商標法にいう商標権侵害を判断するための基本原則に背いてしまう。これは、はっきりさせておかなければならない問題である。

上記の判例によれば、以前最高院は、OEM は商標の使用行為がなく、商標権侵害を構成しないと判断したが、現在は最新の本田案件で商標侵害行為と認定された。経済のグローバル化を背景に商品が逆流する可能性が考えられるからである。

中国の政策は OEM の認定に大きな影響を与えたと言える。裁判所の認定理由は固定の基準がなく、企業が大きなリスクを負担する可能性がある。従って、企業にとって一番安全なやり方は、中国で商標登録をしてから、委託加工を行うことである。商標を登録できない場合は、委託加工企業の合理的な注意義務に注意し、授權書の内容を充実させ、中国での商標権利者に実質的な損害を与えないと保障することが重要であり、そうすれば訴訟中に有利な立場になる可能性は高い。

3. 考慮する要素

1) 裁判所が判決の中で侵害認定の際に考慮する要素

まず、権利侵害の判定条件を固定化せず、商標権の侵害の判断を、政策を踏まえて個別の案件に応じて分析する。

2) 経緯上考慮する要素

加工企業の合理的な注意義務及び回避義務を考慮し、商標権者にもたらした実質的な損害を考慮し、経済グローバル化により商品が生産地に戻ってくる可能性も考慮する。

四、一般消費者への啓発活動の実態

各主要都市で行なわれている法律普及活動

1. 天津市和平区が開催した知的財産権に関する法律知識の普及のための宣伝活動²¹⁷

和平区ではこれまでに「知的財産権保護・一流の経営環境を創造する」をテーマとした大規模な法律普及宣伝活動を行なった。宣伝活動は、会場に宣伝ボード、LED 大型スクリーン、宣伝のための横断幕を設置し、法律知識普及のための宣伝資料を配布し、「商標法」及び「商標法实施条例」等の関連する法律法規を紹介した。また、質問コーナーも設け、会場にここ数年の知的財産権保護の状況を紹介するブースも設けた。また、権利を侵害する模倣品の取締りに関する実際のケース等も紹介し、模倣粗悪品のサンプルを展示し、模倣品の見分け方等を紹介する等、会場に集まった人々に法律知識を普及し、自らの権利を自ら守ることを学習し、偽物を識別するテクニックを学び、消費者として模倣粗悪品を排除する能力をつけることを呼びかけた。宣伝活動では各種宣伝資料が 800 部余り配布され、会場の質問コーナーを利用した人ものべ 200 人あまりとなった。同時に、一部の経営者に対して関連する法律法規についての研修を実施した。今後、和平区では引き続き「知識の尊重、イノベーションの提唱、信義誠実、法律遵守」を核心に据えた知的財産権文化構築を推進し、地域経済の質的な向上を目指すとしている。

2. 湖北武漢では「惠民普法迎軍運」をテーマとした知的財産権の保護に関する宣伝活動を行なった²¹⁸

中国（武漢）知的財産権保護センターはこれまでに「ミリタリーワールドゲーム知的財産権保護」をテーマとした法律知識普及のための宣伝活動を行なった。

同センターのサービスチームはそれぞれ大武漢家装と江漢路歩行者天国にインフォメーションコーナーを設置し、ミリタリーワールドゲーム知的財産権の宣伝ポスターを貼り、関連する宣伝資料 200 部あまりを配布し、武漢市民にミリタリーワールドゲーム知的財産権の保護及び関連する法律の基礎知識を普及し、国、省、市の知的財産権に関する通報政策及び権利行使サポートのための政策を紹介した。ミリタリーワールドゲームの開催期間中、湖北省では知的財産権を侵害した行為を多数取り締まっており、知的財産権保護プラットフォームの機能と作用が十分に発揮された。ミリタリーワールドゲームのマスコットや優勝カップ、盾等の知的財産権を侵害する行為の通報を受理し、ミリタリーワールドゲームの専利商品の特殊ロゴとブランド権益の保護を徹底して行った。

3. 知的財産権に関する法律知識普及をめざした宣伝活動を大連市内の小中学校で実施²¹⁹

²¹⁷ 天津市人民政府公式ホームページ、2019 年 5 月 9 日、
URL:http://www.tj.gov.cn/xw/qx1/201905/t20190509_3654221.html

²¹⁸ 国家知識産権局公式ホームページ新聞、2019 年 10 月 22 日、
URL:<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1143163.htm>

²¹⁹ 国家知識産権局公式ホームページ新聞、2019 年 10 月 10 日、
URL:<http://www.cnipa.gov.cn/dtxx/1143163.htm>

大連市内の小中学校で、「知識の尊重、イノベーションの提唱、誠実信義、法律遵守」をテーマとした知的財産権に関する法律知識普及をめざした宣伝活動が実施された。

小中学校では、様々な形式による科学技術イノベーション活動が実施されており、これらを通じて多彩な知的財産権に関する法律知識普及をめざす宣伝教育が展開されている。これにより、知的財産権を核心とした科学技術文化体系が着実に確立されつつあり、知的財産権に関する教育と科学技術イノベーション教育を結び付け、小中学生のイノベーション意識、イノベーション精神及び創造力を養成することにより、青少年に創造成果を尊重・保護しようとする意識を高めてもらうことを意図している。青少年の道德心を高め、イノベーションに対する意欲付けとイノベーションに必要な能力を身に着けることが期待されている。大連市知識産権局は小中学校における知的財産権文化構築及び児童生徒の思想道德、学校文化、テーマ教育活動を緊密に結合させ、知的財産権の保護やイノベーションに対する小中学生の意識を高め、社会全体の知的財産権意識を全面的に高めることを意図しているという。

4. 国家市場監督管理総局が展開する知的財産権法執行に関する集中宣伝活動²²⁰

2019 年「世界知的財産権の日」（4 月 26 日）を迎え、知的財産権に関する宣伝を強化し、市場監督部門による知的財産権執法の措置とその効果を世に示し社会全体の知的財産権意識を高めるため、市場監督総局弁公庁は通知を出し、各地の市場監督部門が「世界知的財産権の日」前後に宣伝活動を集中的に行ない、法執行の効果を宣伝し、権利侵害物品を廃棄処分とした典型的な案件を例に政策法規を解説した。

五、 権利侵害者に対する罰則適用の実態

商標、専利、著作権権利侵害をめぐる行政処罰の状況（選択基準：権利を侵害された製品ブランドの知名度及び処罰金額）

1. 商標に関する行政処罰の実態

表 3：商標に関する行政処罰の実態のまとめ

商標に関する行政処罰案件及び概要	処罰機関	種類/ 措置	処罰金額 (人民元)
深セン市飛翔躍貿易有限公司（深圳市飛翔躍貿易有限公司）による「NOKIA」携帯電話革製カバ	北京税関	没収	/

²²⁰ 国家市場監督管理総局法規司公式ホームページ、
URL: http://www.samr.gov.cn/fgs/fzxc/201904/t20190418_292973.html

一輸出侵害に関する北京税関の行政処罰決定書 (京関知字 (2019) 22 号)			
寧波好衣互聯科技有限公司 (宁波好衣互 联 科技有限公司) による「BURBERRY」ブランド衣料輸出の権利侵害に関する北京税関の行政処罰決定書 (京関知字 (2019) 20 号)	北京税関	没収、 罰金	130,854
北京市昌平区市場監督管理局の行政処罰決定書 (京昌市監工罰 (2019) 620 号) 執法チームは五糧液、牛欄山、夢の青等の著名商標の偽造品を没収して、罰金を科した。	北京市昌平区 市場監督 管理局	没収、 罰金	53,302
鄭州銘創科技有限公司 (鄭州 铭创 科技有限公司) による「HUAWEI」ブランド侵害の無線ルーター輸出案件に関する北京税関の行政処罰決定書 (京関知字 (2019) 11 号)	北京税関	没収、 罰金	9,863
萍鄉市晟翼瀚科技有限公司 (萍 乡 市晟翼瀚科技有限公司) による「ナイキマーク (図形)」等登録商標専用権を侵害した靴輸出案件に関する上海税関の行政処罰決定書 (滬関知字 (2019) 第 049 号)	上海税関	没収、 罰金	2,000
上海申元実業有限公司 (上海申元 实业 有限公司) が未登録商標を冒認し登録商標として使用した案件 未登録商標を冒認し登録商標として使用した後、販売されている食品添加物に貼り付けて包装して販売した。	上海市崇明区 市場監督 管理局	罰金、 期限付き 是正命令	6,000
上海雄仔実業有限公司 (上海雄仔 实业 有限公司) が登録商標専用権を侵害した商品を販売した案件 (滬市監宝処 (2019) 132019000228 号) 許可なく他人の登録商標を使用した。	上海市宝山区 市場監督 管理局	没収、 罰金	8,000
上海賛成光旅遊諮訊有限公司 (上海 赞 成光旅遊 咨 詢有限公司) による商標権侵害案件	上海市松江区 市場監督 管理局	罰金	18,200

(滬市監松処 (2019) 272019005252 号) 許可なくディズニーのキャラクターや英語ロゴを使用した。			
天津捷通領跑新能源汽車銷售有限公司 (天津捷通 领跑新能源汽车销售有限公司) が 2019 年 6 月 10 日に認可を受けずに勝手に和平路 270 号に屋外広告を設置した。白い背景に銀色のフォントでその内容は「零跑汽車 LEAPMOTOR」及び対応する商標図形であり、全体的な大きさは (2.2×10) m ² であった。是正命令の期限を過ぎても是正しなかった。	天津市和平区 城市管理綜合 執法局	罰金	2,000
済南源動力餐飲管理諮訊有限公司 (済南源 动力餐饮管理咨询 有限公司) が山東海舜厨房設備有限公司 (山東海舜 厨房设备 有限公司) に著名商標侵害で訴えた案件 許可なく他人の著名商標を使用した。	済南市工商 行政管理局	差 止、 没 収、 廃棄	/
済南康斗商貿有限公司 (済南康斗 商贸 有限公司) による「劍南春」「瀘州老窖」登録商標専用権侵害の疑いのある白酒案 (済歴城市監標処字 (2019) 03 号)	済南市歷城区 市場監督管理 局	差 止、 没 収、 罰金	5,000
蘭州恒盛創鑫商貿有限公司 (蘭州恒盛 创鑫商贸 有限公司) による coach 等商標権侵害の靴、バッグ輸出に関する成都税関の行政処罰決定書 (蓉関知字 (2019) 4 号)	成都税関	没 収、 罰金	109.46
成都格羅西貿易有限公司 (成都格 罗西贸易 有限公司) によるナイキ/アディダス商標侵害スポーツシューズ輸出に関する成都税関行政処罰決定書 (蓉関知字 (2019) 5 号)	成都税関	没 収、 罰金	82.44
西安市工商行政管理局滻灞分局の行政処罰決定書 (西市監工滻罰字 (2019) 第 43 号) 当事者は仕入検査検収制度を厳格に実施してお	西安市工商行 政 管理局滻灞分	没 収、 罰金	29,944

らず、他人の登録商標を侵害する商品を販売した。	局		
西安市工商行政管理局曲江分局の行政処罰決定書（西市監曲罰字（2019）第73号） 他人の登録商標を侵害した商品を販売して、供給源を提供できない。	西安市工商行政管理局曲江分局	没収、罰金	30,000
福建聯域電子商務有限公司（福建 联域电子商务 有限公司）による「HELLOKITTY」商標権侵害のカバン等貨物の輸出に関する行政処罰決定書（福関知字（2018）74号）	福州税関	没収	/

2. 専利に関する行政処罰の実態

表4：専利に関する行政処罰の実態まとめ

専利に関する行政処罰案件	処罰機関	種類/ 措置	処罰金額 (人民元)
上海市市場监督管理局行政処罰決定書（滬市監機処（2019）202019000012号） 整形に関する専利が失効した後にも広告宣伝に使われた。	上海市市場监督管理局	罰金	100,000
深セン市匯景鴻貿易有限公司（深圳市 汇景鸿 貿易有限公司）による権利侵害メモリ機器輸出に関する中華人民共和国深セン郵局税関の行政処罰決定書（深関知字（2019）8420号）	中華人民共和国深セン郵局税関	没収、罰金	528

3. 著作権侵害に関する行政処罰の実態

表5：著作権侵害に関する行政処罰の実態まとめ

著作権に関する行政処罰案件及び概要	処罰機関	種類/ 措置	処罰金額 (人民元)
熊本熊権利侵害事件（浦知案処字（2019）1520199001号）	上海市浦東新区知識産権局	没収、罰金	6,000

深セン市匯景鴻貿易有限公司(深圳市匯景鴻貿易有限公司)による権利侵害靴下の輸出に関する中華人民共和国深セン郵局税関の行政処罰決定書 (深関知字(2019) 8337 号)	中華人民共和国 深セン郵局税関	没収、 罰金	50
深セン隆輝通進出口有限公司(深圳隆輝通進出口有限公司)による権利侵害包等貨物の輸出に関する中華人民共和国深セン郵局税関の行政処罰決定書(深関知字(2019) 8380 号) 税関は「CHANEL」のマークが付いたバッグ 1 つ、ネックレス 1 つ、「GUCCI」のマークが付いた洋服 1 着、ベルト 5 つ、「BALENCIAGA」のマークが付いた靴 1 足、「BURBERRY」のマークが付いた洋服 3 着、「Supreme」のマークが付いた洋服 1 着を押収し、罰金を科した。	中華人民共和国 深セン郵局税関	没収、 罰金	166

第四節 政府の直面する法執行上の課題

一、 中央政府における課題

2019 年の世界知的財産権の日に、国家市場監督管理総局の甘霖副局長が記者の取材に答え²²¹、現在の知的財産権の法執行が直面している難題について次のように指摘した。

「現在直面している主な困難は、現行の法執行制度が主として有形市場に根差したものであるため、電子商務に適応することが難しいということである。特に、権利を侵害する模倣品の新たな手法に対し、法執行は明らかに遅れている。

一つ目は、証拠を取得することの難しさである。有形場所を調査することで証拠を取得するというやり方では、電子商務に適応することは困難である。さらに、インターネット上の販売店舗は非常に広範囲にあり、消費者は中国全土に分布しているため、販売された商品を逐一鑑定することは大変難しい。

二つ目に、商品の出所まで遡ることが難しいということがある。一部の経営者は、実際の営業場所と会社登録地を合致させておらず、他人の身分証情報を使ってインターネットに店舗を開設しているケースも少なくない。これに加えて一部の物流会社では、運送物の配達記録をしっかりと残しておらず、製品を実際の生産者まで遡ることが難しくなっている。

三つ目は、取締りが難しいということである。法執行を受けることを回避するため、一部の経営者は、営業場所にごくわずかのサンプルを残しておき、その他の大多数の商品を別の場所に保管しておく等して摘発を逃れるというやり方をとっている。こうなると、係争物品が発見されたとしても、法により処罰するのは難しくなってしまう。」

また、知的財産権執法を強化し、次に重点的に展開する業務について、甘霖副局長は、業務の次なる重点について、以下の通り指摘している。

「一つ目は、知的財産権をめぐる法執行の「鉄拳」行動を大々的に推進し、行動方案が定める各項目の任務を完成させることにある。

二つ目は、重大案件を厳しく取り締まることであり、市・県による作業に対する協力と指導の体制を強化し、基層組織による案件処理の積極性を高める。

三つ目は、宣伝をより多く行ない、典型的な案件を公開し、社会全体の知的財産権意識を高める。

四つ目は、法執行能力の構築を強化し、法執行案件処理の技能を高める。知的財産権保護に関する習近平総書記の重要な指示を全面的に一貫・徹底して実施に移し、「市場監督総合行政法執行改革のより一層の推進に関する指導意見」に示された道筋のとおり改革任務を着実に実行し、市場監督総合執法チームの構築を推し進め、知的財産権行政執法の執行力

²²¹ 国家市場監督管理総局公式ホームページ、「権利侵害を厳しく取り締まる有力な防護柵をつくる—国家市場監督管理総局甘霖副局長へのインタビュー」、
URL: http://www.samr.gov.cn/xw/zj/201904/t20190426_293148.html

を高める。これらと同時に、現在インターネット分野における法執行が抱える難題について、電子商務法の実施を踏まえ、電子商務分野における法執行制度のより一層の充実化を推進し、電子証拠の採取規則を研究・制定し、執行部門と大型電子商務プラットフォームを構築し、物流企業の協力メカニズムを構築し、サプライ・物流チェーン全体における法執行の新たな形式を構築し、知的財産権をめぐる執法機能を複数並行して備え、機能を向上させる。」

二、 主要都市政府における課題

北京では、「2018 年北京知的財産権保護状況」により、以下のとおり指摘している²²²。

2019 年の業務重点では、一つ目は、継続してトップレベルの設計を強化し、統一・協調して作業を進めることである。「2019 年首都における知的財産権戦略行動計画・年度推進計画」を制定し、「北京市オリンピック知的財産権保護規定」を改正し、「北京市專利保護及び促進条例」の改正研究業務を進める。

二つ目は、最も厳格な知的財産権保護を実施し、行政執法、司法審判、多元化調停、商事仲裁、法律サービス、社会監督、業界自律といった「七位一体」の知的財産権の保護システムを構築する。業界性、専門性知的財産権をめぐる紛争の人民調停組織を北京市の 10 大「ハイレベル・精密・先端」産業分野に網羅し、より一層オンライン、オフラインの調停作業メカニズムを整え、訴訟前委任、訴訟中委任調停業務メカニズムを整えることにより、中国北京、中関村の知的財産権保護センターの「スピード審査、スピード権利確認、スピード権利行使」の作用を十分に発揮させる。

三つ目は、法執行における提携協調を強化し、経営環境の質を高め、世界園芸博覧会、「一带一路」国際提携フォーラム、アジア文明対話会及び新中国成立 70 周年等の重大な活動における知的財産権の保護に関するサービス保障業務を共同で進める。

四つ目は、北京市・天津市・河北省の共同発展をより一層推進し、三地域による共同案件処理の提携メカニズムをより一層完全なものとし、三地域の保護連盟の設立を推し進める。雄安新区管理委員会と協調し、雄安新区の産業レイアウトと発展のために知的財産権の面からのサポートを提供し、北京市・河北省が共同で張家口に冰雪産業を打ち建てるための知的財産権保護サービス業務ステーションの設置を推し進める。

五つ目は、対外的な交流提携を強化し、企業の国外進出をサポートする。世界の知的財産権組織との提携を深め、世界の知的財産権組織の技術刷新とサポートセンター、中関村知的財産権国際登録政策及び法律サービスセンターの設立を推進する。企業の知的財産権に関

²²² 「2018 年北京知的財産権保護状況」、
URL: http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2019/5/16/art_5816_467322.html

する海外警報システムと権利行使に関する総合的なサービスシステムを確立する。

北京以外の主要都市等の政府は、政府による法執行過程において直面した問題を明確に公表していない。

第三章 組織再編後の主な動き

第一節 法律法規の動向

一、 「外商投資法」²²³の制定

1. 背景

中共中央第 19 期大会では、ハイレベルな貿易及び投資自由化利便化政策を実行することが明確に示された。参入前国民待遇+ネガティブリストによる管理制度を全面的に実施し、市場への参入基準を大幅に緩和し、サービス業の対外開放を拡大し、外商投資の合法的權益を保護することも明確に示された。さらに、中国国内で登録された企業であればいずれも同等に扱われ、平等な待遇を受けるということも明確に示された。複数回にわたる審議の結果、2019 年 3 月 15 日の第 13 期全人代第二次会議で「外商投資法」が可決・成立した。なお、これに伴い、「外商投資法实施条例」及び関連する司法解釈も公布され、「外商投資法」と共に 2020 年 1 月 1 日より施行された。

2. 主要内容

「外商投資法」では知的財産権の保護が再び強く打ち出され、特に、投資における知的財産権の保護が強調されている。投資の形式は多様であり、知的財産権による投資とすることも可能である。従って、知的財産権の保護を強調することにより、投資に対する一種の保護の姿勢を示したものであると言える。同法には具体的に以下の三大原則が含まれる。

① 不徴収・不徴用原則

同法第 20 条には、「国は外国投資家の投資に対し、徴収を実行しない。特殊な状況において、国は、公共の利益のために必要であるとき、法律の規定に基づき、外国投資家の投資に対し、徴収若しくは徴用を実行することができる。徴収・徴用は、法が定めるプロセスに基づき行い、且つ遅滞なく公平で合理的な補償を与えなければならない。」と定められている。

② 平等保護の原則

同法第 22 条には、「国は外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関係権利者の合法的權益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法に基づき厳格に法的責任を追究する。

国は外商投資の過程において、自由意志の原則及び商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則を遵守し平等に協議し

²²³ 2019 年 3 月 20 日公布、2020 年 1 月 1 日施行、URL:http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content_5375360.htm

て確定する。行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。」と定められている。

③ 外貨自由原則

同法第 21 条には、「外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用料、法に基づき取得した補償若しくは賠償、清算所得等は、法に基づき人民元若しくは外貨で自由に入金・対外送金することができる。」と定められている。外国投資者が知的財産権を以って投資する場合、知的財産権を外商投資企業に譲渡した後、その許諾使用料は自ずと利潤として自由に海外送金することができる。

3. 結論

機構改革後、中国は、関連部門の知的財産権監督管理及び法執行能力をさらに向上し、知的財産権の導入活動をより一層支持・奨励してきた。これを背景に、「外商投資法」は、外商投資者及び外商投資企業の知的財産権保護を明らかに示したものであり、中国に進出する日系企業にとって非常に重要であろう。

二、 「技術輸出入管理条例」改正²²⁴

1. 背景

「外商投資法」が2019年3月15日に可決され、2020年1月1日より施行された。これを受けて、「技術輸出入管理条例」の中の技術契約に関する条項が一部改正された。

2. 関連する改正要点の解説

「外商投資法」は、外国投資者に国民待遇を与えることを原則として、技術提携契約における公平原則の採用を明確に規定し、当事者が平等に協議して契約の内容を確定することとし、行政機関は干渉してはならないと定めた。

この上位法の規定と一致させるため、「技術輸出入管理条例」では、中国国外から国内への技術輸出契約書の強制性規定が削除された。つまり、権利不侵害にかかる担保義務(第24条3項)、技術成果の改善権の帰属(第27条)及び譲渡・許諾条件の制限(第29条)の規定は、いずれも国境を越える技術取引に関する契約の交渉において当事者双方間での意見の食い違いや紛争が起きやすい条項であるため、削除された。

3. 意義

「技術輸出入管理条例」及び「外商投資法」の改正について、その目的は同じである。即ち、外国に関わる技術提携の自発原則及び平等原則を強調し、「技術輸出入管理条例」を更に改正し、「外商投資法」の原則に合致させることにより、技術と知的財産権分野において、外商投資と取引に良好な基盤を築くためである。

4. 結論

「技術輸出入管理条例」の改正は、「外商投資法」における関連規定に積極的に呼応するものであり、国務院が推進している「行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化と権限委譲との両立、行政サービスの最適化」改革の重要政策を着実に実行するものである。これは、政府が行政手段を講じて技術提携及び技術輸入契約をコントロールする力を弱め、国境を越えた技術提携、とくに国外の技術の導入に対して積極的な影響をもたらすと考えられる。

²²⁴ 2019年3月18日公布・施行。

三、 「商標法」改正²²⁵

1. 背景

中共中央、國務院の政策決定核心を徹底して実行し、知的財産権保護を強化し、商標の悪意ある登録を有効的に防止し、登録商標専用権に対する保護を強化するため、全国人民代表常務委員会第10回会議は2019年4月23日、「商標法」を改正した。今回の改正は計6条文にわたり、2019年11月1日から施行された。

2. 関連する改正の解説

① 第4条第1項

実務において悪意のある出願、登録商標が使用されずに放置されている行為が多数存在するにもかかわらず、旧「商標法」には方向性が明確で操作性の高い強制性条項が盛り込まれておらず、これらの行為が有効に根絶されることがなかったため、中国商標法登録制度の初期の目的を全く実現できない状況に陥っていた。そこで、悪意のある登録行為を根元から断つため、「商標法」第4条第1項の改正によって、商標の登録は使用を目的とすることが明確に定められた。

2019年5月9日に国家知識産権局のウェブサイトで発表された「商標法改正に関する問題の解釈」の紹介によると、今回の法修正の主な目的は、譲渡によって利益を獲得するために、商標を大量に登録占めるといった悪意な登録行為を取り締まることであり、商標登録の初期段階から効果的に抑制することを目指す。従って、「商標法」第4条には、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願を拒否しなければならない」という内容が追加された。同条には、「使用」と「悪意」という2つのキーワードがあり、両者は一種の漸進的論理であり、使用を目的とせずかつ悪意のある場合には、当該の商標登録出願は初めて拒否されるべきである。

まず、同条に規定された「使用を目的としない」については、文字通りに解すれば、防御、登録占め、譲渡等は商標を使用する行為であり、いずれも広義の「使用」と言うことができる。しかし、「商標法」第48条の規定に基づき、「本法における商標の使用とは、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品取引文書に使用し、又は商標を広告上の宣伝、展示及びその他の商業活動において、商品の出所を識別するために使用する行為をいう」とされている。従って、商標使用の核心的機能が商品の出所を識別することにあり、上述の商標の防御、登録占め、譲渡行為は商標法上の使用に該当しない。

次に、同条には同時に「悪意」に限定されることを加えて、その目的は「使用を目的としない」登録行為を善意と悪意なものに再区分することにあり、その中で商標の防御が善意な使用を目的としない商標登録行為に該当し、商標の登録占め、冒認出願等の行為が悪意な使

²²⁵ 2019年4月23日公布、同11月1日施行、
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm

用を目的としない商標登録行為に該当するため、商標の防御は同条に規定される「拒絶すべき」の範囲には含まれない。

本稿における「防御商標」とは、同一の商標所有者が非同類の商品に同一の比較的に知名な商標を登録することを指し、商標権利者が主商標の顕著性及び商標の名声を保護するために、大量に登録することによって促成された商標であり、「正当な予防」を目的とすることが多いから、悪意に登録された商標に該当しない。防御商標が登録された後に使用しないことは、満3年で使用しないことにより、取り消されるリスクにさらされることになる。また、商標局は防御商標の「使用」の認定基準を下げておらず、同じく確定された商品又は役務に使用することを要求しているため、商標権利者にとっては「撤三(3年未使用により取り消されること)」のリスクを警戒しなければならない。

実際に「商標法」第4条を適用する際には、登録占め、商標の冒認出願等の使用を目的としない悪意な登録行為に対して、審査段階において拒否しなければならない、また、それを異議申立てと無効審判請求の事由として、直接に異議申立手続と無効審判手続に用いることができる。

② 第19条第3項

本条の改正は、上述の①第4条第1項改正の補足である。実務において、多くの商標代理機構は信義誠実の原則に背き、委託人による商標登録行為が悪意あるものであると明らかに知りながらも、委託人のためにサービスを提供している。本条の改正は、このような現象を有効的に防止することを意図したものである。

③ 第33条、第44条第1項

この改正も同様に、商標異議申立段階及び無効審判までの一連の流れの中で悪意のある登録行為が有効的に規制されることを意図している。本条項は、悪意のある商標登録行為、登録商標を使用せず放置している行為について、如何なる者も無効審判を請求できると定めている。これにより、商標権を有する企業側が、これまでのように大量の資金を費やして悪意のある商標登録者の手中から商標を譲り受けてもらう必要がなくなり、直接に無効審判を請求することができるようになった。また、悪意のある商標登録行為を取り締まり、登録商標が使用されず放置される状況を防ぐための有効な手立てともなり得る。

④ 第63条

本条項は、商標権侵害の当事者に、違法行為によって払う代価を増大させ、補償と懲罰という二重の効果の実現を狙ったものである。

⑤ 第68条

本条項は上述②第19条第3項の改正への補足であり、商標代理機構が違法行為をした場合に払う代価を引き上げることを盛り込んだ。商標代理機構を処罰するための重要な法的根拠の一つとして位置づけられている。

3. 結論

機構改革を手始めに、「商標法」の第4回改正を契機に、大量の悪意による出願を防止し、登録商標が使用されずに放置される状況を根絶し、商標代理機構が違法行為をした場合に払う代価を増加させたため、今後は、商標に関する正常な商業秩序及び市場秩序が有効的に保護されることが期待できそう。

四、 「不正競争防止法」改正²²⁶

1. 背景

現在、経済のグローバル化の加速に伴い、同業界における市場競争は非常に熾烈であり、すでに先進技術の競争・人材安定の競争・営業秘密の競争になり、企業は研究開発成果の漏洩・競争相手による秘密の窃取・無断転職の権利侵害等企業の営業秘密を深刻に侵害する行為に直面している。

2. 関連改正の解説

① 営業秘密の範囲を広げる

同法第9条では、営業秘密の表現形式が「技術」や「経営」の情報に限定されないように、営業秘密の範囲を拡大する条項を採用している。

② 営業秘密侵害の主体の範囲を拡大する

同法第9条に、営業秘密を侵害する主体の範囲に経営者以外の自然人・法人・非法人の組織を組み入れるという条項を加える。

③ 著作権侵害手段と著作権侵害行為が絶えず進化中の現実をフォローアップする

同法第9条では、権利者の営業秘密を電子的な侵入手段で取得する場合を加え、違法な間接的な営業秘密の取得手段が初めて規制された。即ち、第9条第4項に新たに追加された「他人に守秘義務違反或いは権利者の守秘に関する要求の違反を教唆・誘引・幫助し、権利者の商業上の秘密を取得・公表・使用し、又は、他人に権利者の商業上の秘密を使用することを許可すること」という場合である。

④ 営業秘密侵害行為に対する懲罰力を高める

同法第17条では悪意のある権利侵害に対する懲罰的賠償という規定を加え、賠償の上限を高め、同時に裁判所の判決の最高賠償限度を300万人民幣元から500万人民幣元に引き上げた。また、行政処罰力を強化し、同法第21条では、違法所得の没収という処罰を加え、罰金の上限を引き上げた。

⑤ 新規追加の第32条では、営業秘密を侵害する民事審理手続きにおいて举证責任を転換する条項を規定する

本条は举证が困難な営業秘密民事訴訟に対して重大な意義があり、ある程度権利者の举证難度を下げた。

3. 結論

国务院機構の改革が終わり、国家は知識の価値を尊重するビジネス環境の構築に力を入れ、営業秘密の保護を充実させ、法律に基づいて知的財産権の侵害行為を厳しく取り締ま

²²⁶ 2019年4月23日公布、同11月1日施行、
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm

り、「不正競争防止法」を再度改正した。今回の改正の重点は営業秘密の保護である。刑法の規範ではないが、営業秘密の侵害行為を厳しく取り締まる姿勢を反映した同法の改正は、刑事分野で営業秘密侵害罪についての認定と処理に大きな影響を及ぼすのであろう。

五、 「電子商務法」 制定²²⁷

1. 背景

インターネットの知的財産権保護の分野で、電子商務プラットフォームでの経営者の商標権侵害・専利権侵害等の違法行為に対してどのように有効な規制を行うかは、権利者と電子商務プラットフォームを悩ませる難題である。「権利侵害責任法」第 36 条の規定はあまりにも原則的であるため、一部の不法な経営者は権利証明書を模倣し、同業の競争者に対する悪意のあるクレームを行い、競争相手に打撃を与えることがある。

2. 主要内容

① 「権利侵害の初歩的な証拠」を含むべきことを明確に規定した

この規定に基づき、電子商務プラットフォームは重点的に「権利侵害が成立する可能性」について判断し、形式的には証明材料の要求を満たすが、内容的には権利侵害の可能性を証明できない一部のクレームを排除し、経営者の合法的な権利を保護する。

② 電子商務プラットフォームは必要な措置を採ると同時に通知を転送する義務を定めた

この規定は、プラットフォームでの経営者に通報された状況に対して知る権利を与え、法律に基づいて法定の救済ルートを通じ、「権利侵害行為が存在しない初歩的な証拠」を収集することを許可し、電子商務プラットフォームに権利侵害行為が存在しないという声明を提出することを通じて「自証潔白」を実現することができる。以上のプロセスの設定は、権利者の知的財産権保護とプラットフォームでの経営者の合法的な権益保護との関係をうまくバランスさせている。

③ 電子商務プラットフォームの法的責任を規定する

電子商務プラットフォームが必要な措置を適時に講じられない場合、損害の拡大した部分に対して連帯責任を負う法的責任を設定しており、「権利侵害責任法」第 36 条第 2 項の規定と一致している。

④ 悪意のある通知行為の法的責任を規定する

個別な権利者が、販売ルートを整理することや潜在的なライバルに打撃を与えることとし、合法的なプラットフォーム内の経営者に対して「権利行使」という名の下で「悪意のあるクレーム」を行う行為を有効に規制するために、「電子商務法」第 42 条第 3 項は、「誤った通知」の民事責任を規定し、「悪意のある誤った通知」に対し、倍額の賠償責任を設定することにより、権利侵害通知を濫用する行為を規制する。

3. 結論

²²⁷ 2018 年 8 月 31 日公布、2019 年 1 月 1 日施行、
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2018-08/31/content_5318220.htm

「電子商務法」第 42 条は詳細化された規定を通じ、電子商務プラットフォームでの経営者の知的財産権侵害等の違法行為について制限的な条項を規定し、機構改革後において、関連部門はインターネット分野での知的財産権の保護に対して重視する姿勢と良好な電子商務環境を作る決心を体現したといえる。

第二節 政府文書の動向

一、 「模倣粗悪品の重点分野の取締活動方案」(2019-2021) ²²⁸

1. 背景

国家機関の改革の推進に伴い、市場の監督管理総合執行体制の優位性を実現し、地域を跨って、全チェーン監督のモデルが有効に監督の不備を是正し、法執行の効能を高め、模倣・粗悪商品の流通チェーンを確実に切断し、違法行為についての手がかりの発見、収集、選別、発掘、警戒の能力を強化し、事前に備え、正確な取締を行うことを実現する。

2. 法執行の革新

① 地域連携を強化する

偽物の製造・販売の行為の跨地域化・チェーン化の特徴に対しては、地域を跨る手がかりの通報、証拠の移転、事件の協力調査及び検査鑑定結果の相互認証等の制度を確立し、手がかりの発見、起点の追跡、属地の調査、共同行動のメカニズムを改善し、模倣・粗悪な商品の生産、流通、及び販売に対して全チェーンの取締を形成する。

② 監督検査を強化する

基層レベルに対する指導を強化し、業務中に遭遇した問題を適時に発見、研究、解決し、跨地域事件を協調・処理し、重要な事件を監督し、事件の捜査が順調に進行することを確保する。

③ 法執行チームの統合を加速する

市場監督管理部門は、統一・権威・高効率の市場監督管理執法システムの構築の要求に従い、監督管理チームと執法チームの統合を加速し、基層レベルの法執行力を充実させ、監督管理の重心を下方に移動する。

④ 総合的な法執行能力を高める

業務の実際と職務履行の要求を結合し、広範に多段階・広い領域の業務訓練を展開し、執法者の執行行為を規範化し、執法及び監督管理を科学的にする。

⑤ 新たな監督管理メカニズムを構築する

「二重ランダム、一公開」(検査対象及び検査官をランダムに選び、その検査結果を速やかに公開する)の監督管理を全面的に推進し、徐々に日常的な検査の中で「二重ランダム」方式の全面的なカバーを実現し、年間で「二重ランダム」のサンプリングが行われた企業の割合は5%に達し、サンプリング結果の公示率は100%に達した。

⑥ 受理処置プラットフォームを統一する

統一的なクレーム・告発の受理方法と業務規則を統合して制定し、「12315」の電話番号を

²²⁸ 市場監督管理総局、2019年2月17日公布・施行、
URL: http://gkml.samr.gov.cn/ns.jg/bgt/201902/t20190217_289795.html

通じて対外、全省において1つの「12315」プラットフォームで受理した²²⁹。

3. 結論

国務院の機構改革は、三局が一体となって国家市場監督管理総局を組織し、市場監督の総合的な法執行を更に推進していることが窺われる。「模倣粗悪品の重点分野の取締活動方案」の法執行地域協力、法執行チームの統合、統一プラットフォームの受理等の新たなモデルの出現は、機構改革の成果と法執行能力の進歩を体現したといえる。

²²⁹ 江西省人民政府「「模倣粗悪品の重点分野の取締活動方案（2019-2021）」解説」、2019年9月5日、URL:http://www.jiangxi.gov.cn/art/2019/8/21/art_14208_728956.html

二、 「通信販売及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法」²³⁰

1. 背景

ネット販売と輸出入分野における知的財産権の法執行を強化するため、市場監督管理総局、公安部、農業農村部、税関総署、国家版權局、及び国家知識産権局(以下、「6省庁」という)が連携して、「ネット販売及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法」(以下、「実施弁法」という)を公布した。知的財産権を侵害する違法行為のオンラインとオフラインの一体化・跨地域化・チェーン化等の特徴に対し、相応の措置を提出し、知的財産権を侵害する行為に対する取締りを強化し、知的財産権の権利者の合法的な権益と公平な競争の市場秩序を確実に維持する。

2. 主要内容

① パクリと高度模倣の偽物を徹底的に取り締まる

ネット上で製品を購入することはすでに人々の最も重要な取引形式の1つになっており、「パクリ」、「高度模倣の偽物」は消費者を少なからず困惑させ、知的財産権者を苦しめている。「実施弁法」の公布に伴い、ネット販売と輸出入分野における知的財産権の侵害行為に対して一定の抑制作用を果たし、これは権利者にとって自身の合法的権益を侵害されないことを守る武器である。「実施弁法」は行政執行部門と公安機関が協力を強化し、各自が検査鑑定、権利侵害の判断、及び調査立証等の面で優位性を発揮し、法執行の打撃効果を高めなければならないと指摘した。

② 社会的なクレームのルートを改善する

「実施弁法」では、「クレーム通報ホットラインの役割を十分に果たし、社会的なクレームのルートを改善し、クレームと告発の受付処置と奨励のメカニズムを健全にし、社会の公衆による知的財産権侵害行為の手がかりの告発を奨励する。」と明確に規定している。これは、社会的な監督の効用を十分に発揮するのに大きな促進作用を果たし、権利侵害事件の手がかりを取るルートを広げることが可能になる。

③ 技術監督を利用して自主的にスクリーニングする

技術手段を利用し、インターネット監視プラットフォームの作用を発揮し、法執行の監督管理の中でビッグデータ及びクラウドコンピューティング等の新技術を運用し、インターネット取引データの分析・判断と違法な手がかりの発見能力を高めることが可能になる。以前は問題の事後解決に重点を置いていたが、今は事前監督管理で、全ての通常のインターネットユーザーを監督管理のシステムに受け入れ、管理の強度を高めた。

④ 六部門は緊密に法執行に協力する

²³⁰ 市場監督管理総局、公安部、農業農村部、税関総署、国家版權局、国家知識産権局「「通信販売及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法」の公布についての通知」、2019年4月18日 公布・施行、URL:http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/201904/t20190418_292976.html

六部門が緊密に法執行に協力することは、知的財産権の法執行能力を有効に高め、権利者と消費者の権益を更に保護する。多くの部門が共同で法執行し、お互いの優位性を発揮し、共同で処理するモデルは、将来のトレンドになる可能性が高い。

3. 結論

「実施弁法」が公布され、多部門が共同で法執行をすることは、機構改革後の法執行のトレンドになるだけでなく、良好なネット販売の環境の再構築にも有利であろう。

三、 「2019 年知的財産権法執行「鉄拳」行動方案」²³¹

1. 背景

2018 年の中共と国家機関の改革は、知的財産権の法執行体制に対して重要な調整を行い、商標・専利の法執行責任を市場監督と総合執法チームに負わせた。知的財産権の法執行を強化し、商標・専利・地理的表示等の知的財産権を侵害する違法行為に厳しい取締を実施するために、市場規制改革総合行政執行精神と全国市場管理実務会議を深化する要求により、「2019 年知識産権法執行「鉄拳」行動方案」を制定した(以下「本方案」という)。

2. 主要内容

本方案は、各地が市場監督管理と総合的な法執行の優位性を十分に発揮し、知的財産権の保護が市場監督管理と総合的な法執行の重要な内容となり、知的財産権の行政執法システムの構築を全力で推進し、重点市場及び分野の法執行を強化し、選ばれた重要な事件を監督・処理し、権利者と消費者の合法的権利を確実に保護し、優れた成績で新中国成立 70 周年を迎えることを要求する。

本方案は、商標権侵害、偽造専利、専利侵害、地理的表示侵害、特殊表示侵害等の違法行為の取締りを強化し、電子商務、重点商品取引市場、外国人投資等の分野の法執行を強化し、切実に違法のコストを高め、内資・外資企業を同一視し、国内外の権利者の知識産権を平等に保護することを要求する。

本方案は、各地が法執行の適時性、専門化、体系化、参加度、及び抑止力を高め、組織力とリーダーシップを確実に強化し、法執行の方式を革新し、各部門の独立法執行方式から、共同法執行方式と一体化法執行方式への転換を推進し、法執行実績の評価と統計制度を確立・強化し、「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」を厳格に執行し、厳正且つ公正で文明的な法執行を推進することを要求する。

3. 結論

本方案の公布は、中共と国家機構改革の成果を体現し、商標執法と専利執法の職責を整合した後、全国範囲で統一的に展開した初めての知的財産権の法執行の行動である。これは、知的財産権の法執行モデルが更に適時性と協同性を重視し、総合的な法執行の方向に転換していることを示していることがわかる。

²³¹ 国家市場監督管理総局、国家知識産権局、2019 年 4 月 26 日公布・施行、
URL:<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1138646.htm>

四、「専利分野における深刻な信用失墜共同懲戒対象名簿の管理弁法（試行）」²³²

1. 制定背景

2018 年 11 月、国家発展改革委員会、人民銀行、国家知識産権局等、38 の部門と単位が共同署名した「知的財産権(専利)分野の深刻な信用失墜者に対する共同懲戒に関する覚書」(以下、「本覚書」)は、知的財産権(専利)分野の深刻な信用失墜者に対する共同懲戒を行う。本覚書は「各部門は緊密に協力し、本覚書を積極的に実行し、実施細則と作業の流れを制定すべき」と提案した。2019 年 8 月、國務院弁公庁は「全国深化「放(規制緩和)管(管理改善)服(サービスの質向上)」改革営商環境の最適化に関するテレビ電話会議重点任務分担方案」を公布し、「知的財産権分野の信用体系の構築を推進し、知的財産権(専利)分野の深刻な信用失墜共同懲戒対象名簿の管理弁法の制定を検討する」ことを求めた。国家知識産権局は中共中央・國務院の決定と配置を積極的に貫徹・実行し、「専利分野における深刻な信用失墜共同懲戒対象名簿の管理弁法（試行）」(以下、「本弁法」という)の研究制定という業務を真剣に組織した。

2. 制定内容

① 本覚書の実行を推進する

本弁法は本覚書の実行を推進することを主要な目標とし、専利分野の法律法規及び社会信用体系の構築に関する規定に基づき、深刻な信用失墜共同懲戒対象の名簿入れ、共同懲戒の実施、名簿から削除及び信用回復等の手続きに対し、具体的な手続きと明確な期限の要求を規定した。

② 信用失墜行為を懲戒する

本弁法は実際に基づき、法律を遵守して公衆の利益を合理的に制限することを基本原則とし、「深刻な信用失墜行為」、「悪意ある信用失墜行為」に対する懲戒を強調する。

3. 主要内容

本弁法は総則、行為認定、名簿登載、共同懲戒、名簿削除、信用回復及び付則に分かれ、合計 5 章 27 条からなる。本弁法は、本覚書に依拠しており、「誰が入れ、誰が責任を負うか」という原則に基づき、懲戒された主体の基本権益の尊重を堅持し、懲戒された主体が信用回復を行うことを奨励する。

4. 結論

共同懲戒は、知的財産権の信用体系構築の重要な支えであり、機構改革の出発点である。名簿管理制度は、共同懲戒の具体的な実施措置である。知的財産権の分野における信用体系

²³² 国家知識産権局、2019 年 10 月 20 日公布、同 12 月 1 日施行、URL:http://www.gov.cn/xinwen/2019-10/20/content_5442485.htm

の構築を深く推進することは、知的財産権の保護をより大きな力で強化し、ビジネス環境を最適化することに繋がるのであろう²³³。

²³³ 国家知識産権局 「「専利分野における深刻な信用失墜共同懲戒対象名簿の管理弁法（試行）」解説」、2019年10月22日、URL:<http://www.cnipa.gov.cn/zcfg/zcjd/1143146.htm>

五、 「知的財産権の保護強化に関する意見」²³⁴

1. 背景

中共中央・国務院の決定・配置を深く貫徹・実行するために、国家知識産権局が関係部門と共同で「知的財産権の保護強化に関する意見」（以下、「本意見」という）を起草した。これは、知的財産権を保護して中国経済の高品質発展を促進し、ビジネス環境を最適化し、高レベルの対外開放を促進する役割を更に発揮することを目指している。

2. 段階的目標

本意見は2段階の目標を明確にした。第一段階の目標は、2022年までに権利侵害事件多発現象が有効に抑制され、権利者の権利行使の過程で「立証が困難、周期が長い、コストが高い、賠償額が低い」の局面が明らかに改善されることである。第二段階の目標は、2025年までに、知的財産権の保護に対する社会満足度は高いレベルを達成し、保護能力を有効に高め、保護体系を更に健全にし、知識価値を尊重するビジネス環境を更に最適化し、知的財産権制度の革新を奨励する基本的な保障作用が更に有効に発揮されることである。

3. 主要内容

知的財産権の保護を更に強化し、保護効果を高め、社会満足度を高めるために、本意見は、多くの的確な改革・革新措置を提出しており、主に以下4つの方面を含む。

① 制度の制約を強化し、知的財産権の厳格な保護政策のガイドラインを確立する

権利侵害・模倣行為に対する懲戒を強化し、証拠基準を厳格に規範化し、事件の法執行措置を強化し、新業態新分野の保護制度を健全にする。

② 社会監督の共同参加を強化し、知的財産権の大保護局面を構築する

法執行監督を強化し、健全な社会監督の共同参加モデルを確立し、専門技術サポートを強化する。

③ 連携メカニズムを最適化し、知的財産権の迅速保護の重要なポイントを突破する

権利付与・確認・行使の連携メカニズムを最適化し、跨部門・跨地域の事件の協力処理を強化し、簡易事件と紛争の迅速な処理を推進し、知的財産権の迅速保護機構を構築する。

④ 涉外コミュニケーションのメカニズムを健全にし、優れた知的財産権の同保護環境を形成する

国際協力及び海外権益支援サービスを強化し、国内外の権利者とのコミュニケーションチャンネル、及び情報獲得と協調メカニズムを健全化する。

4. 結論

²³⁴ 中共中央弁公庁、国務院弁公庁、2019年11月24日公布・施行、
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm

本意見は、機構改革の優位性を十分に発揮し、知的財産権の厳格、広範囲、迅速且つ平等な保護等の面から着手し、総合的に管理し、保護を強化し、保護能力と水準の全体的な進歩を促進することに有利であろう。

六、 「商標出願行為の規範化に関する若干の規定」改正²³⁵

1. 背景

近年、商標登録の最適化、登録周期の短縮及び登録コストの低減に伴い、当事者が商標登録を出願することがより便利になった。それに伴い、「フリーライド」を目的とした悪意のある出願と、商標を譲渡して不正な利益を得るために商標を登録して大量に保有すること等の問題が現れている。これらの悪意ある商標出願行為は、市場経済秩序と商標管理秩序を深刻に攪乱し、ビジネス環境を破壊するので、社会各界の注目を集めている。

2. 起草内容

規約の起草内容には次の3つを柱としている。

① 悪意のある商標出願行為を抑制し、商標登録の出願と商標代理従事の要件を明確にし、知識産権管理部門の機能を十分に発揮し、取締の関門を出願段階までに移動して全プロセスでカバーする。

② 「商標法」の最新改正に合わせ、商標登録部門が「商標法」第4条に基づいて審査する際の考慮要素、及び第68条の行政処分の適用状況及び処罰の幅を詳細化する。

③ 規制と誘導の結合を強調し、商標の審査・管理という手続き内の規制手段と信用記録と代理管理等という手続き外の措置を結合し、政府部門の積極的な誘導と業界の自律を結合し、悪意のある商標出願行為を厳しく取り締まる長期有効なメカニズムを形成する。

3. 今後の業務計画

① 「商標法」の最新改正と今回の規約の制定により、悪意のある商標登録行為への打撃が更に強化される。

② 商標登録部門は速やかに具体的な規程を制定し、「商標法」第4条に規定された使用目的のない悪意のある商標登録行為を詳細化し、近年処理された悪意のある商標出願の典型的なケースを発表し、立法効果と抑止力を実現する。

③ 国家知識産権局は同時に「商標法」の新たな全面改正の準備作業を推進する。「商標法」の実施状況を評価することと社会が注目する 이슈 についての特集議論を展開すること等の方法を通じ、幅広く意見を聞き、引き続き悪意のある商標出願に対する取締力を強化し、登録商標専用権の保護を強化し、商標の経済発展を促進する役割を発揮する²³⁶。

4. 結論

²³⁵ 国家市場監督管理総局、2019年10月16日公布、同12月1日施行、
URL: http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201910/t20191016_307410.html

²³⁶ 国家知識産権局「「商標出願行為の規範化に関する若干の規定」についての問題と回答」、2019年10月21日、URL: <http://www.cnipa.gov.cn/zcfg/zcjd/1143141.htm>

今回の規制の公布は、機構改革の成果を強固にし、持続的に放（規制緩和）管（管理改善）服（サービス質の向上）改革を深化させ、「商標法」の順調な実施を保障し、悪意のある商標の登録出願行為を有効に規制し、厳しい取締りの決心とガイドを体現したと思われる。

第三節 行政・司法による法執行

一、 国家知識産権局「2019 年知的財産システムの法執行保護専門行動方案」²³⁷

1. 背景

知的財産権の保護行動の配置を徹底的に実施するために、知的財産権を侵害する行為への対処の効率、品質及びレベルを更に高め、秩序のある競争を促進する良好な知的財産権の保護環境を作るため、国家知識産権局弁公室は「2019 年知的財産システムの法執行保護専門行動方案」（以下、「本方案」という）を公布し、各地の知識産権局（知識産権管理部門）に対して積極的な特定行動を展開するように指導し、知的財産権の模倣行為と権利侵害行為への取締力を強化する。

2. 主要内容

本方案は、農村の模倣・粗悪食品管理、展示会の知的財産権の法執行保護、電子商務分野の知的財産権の法執行保護、民営企業の知的財産権の保護、涉外商標・専利権侵害事件等という 5 つの年度重点を明確にした。

スケジュールとしては、農村の模倣・粗悪食品の特定項目の整備、北京世界園芸博覧会及び「4・26 世界知的財産権の日」の知的財産権保護の特定項目の行動、民生分野の権利侵害行為・模倣行為の特定項目の整備、冬季五輪と冬季パラリンピックの知的財産権の保護と宣伝等の特定項目の仕事を四半期に展開した。

3. 法執行の成果

近年、特定項目の行動を深化させることと法執行制度を革新することにより、知的財産システムの権利侵害と模倣行為の法執行の取締りを強化している。2018 年、全国の専利行政法執行件数は 7 万 7000 件で、前年同期比 15.9%増となった。商標法違反事件の摘発は 3 万 1 千件、事件金額は 5 億 5 千万人民元、罰金合計は 5 億 1 千万人民元であった。取締力を強化することと項目処理の効率性を高めることにより、集団による権利侵害、権利侵害の繰返し等の知的財産権侵害行為の発生を有効に抑制し、国内外の革新主体、市場主体の知的財産権行政法執行に対する信頼度と満足度をさらに高めた。

4. 今後の業務計画

次の段階で、国家知識産権局は法執行の指導力を強化し、部門の協調と協力を緊密にし、教育宣伝を強化し、知的財産権の法執行と保護の各行動を継続的に推進する。

5. 結論

²³⁷ 国家知識産権局、2019 年 4 月 4 日公布・施行、URL:<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1137044.htm>

2019 年は、知的財産権の法執行体制の改革後のスタートの年であり、今回の法執行保護特別行動は、改革成果の更なる強化と実行であり、中共と国家の権利侵害行為に対する規制の態度を体現しているといえる。

二、 北京市高級人民法院「商標権利付与・確認行政事件審理指南」²³⁸

1. 背景

商標権利付与・権利確認事件審理の品質と効率を高め、企業の信頼経営を提唱し、ビジネス経営環境の司法保護のレベルを高めて最適化するために、北京市高級人民法院は、積極的に審理経験を総括し、関連する法律法規と司法解釈の基礎の上で、「商標権利付与・確認行政事件審理指南」（以下、「審理指南」という）を制定した。2019年4月24日、第19回世界知的財産の日を前に、北京市高級人民法院は「審理指南」を正式に公布・施行した。

2. 主要内容

「審理指南」は162条あり、手続きと実体の2つの部分に分けられ、大多数の条項は現在の法律、司法解釈、指導案例、参考案例等の基礎の上に、北京の裁判所の司法実践中の具体的な状況を結合し、審理規則に対して総括・精錬化を行った。

「審理指南」は重点的に以下の4つの方面から規定される。

① 行政手続の開始主体の資格審査、審査理由の確定及び「手続の瑕疵」と「手続の違法」の区分の3つの方面に具体的に規定することにより、行政行為をさらに規範化し、商標権利付与・権利確認の審査効率を高める。

② 「商標法」の関連法の条項の内容と結合し、関連規則の改善を模索し、商標の使用を促進する。

③ 保護を強化する審理手法を持ち、異なる権利(利益)の特徴に基づき、保護規則と範囲を合理的に確定し、特に著名商標と先行著作権に対する保護を強化した。

④ 商標を出願して大量に保有すること、悪意のある商標を先行して登録し高価で販売すること等の悪意のある商標登録行為に対し、打撃力を強化し、市場主体の信頼経営を奨励し、法律に基づいて健康・秩序のある市場競争環境を保障する。

3. 意義

「審理指南」は、北京市各裁判所が商標権利付与・権利確認行政事件における審理基準の統一を大いに促進し、商標権利付与・権利確認審査の効率を高め、訴訟結果の予測可能性を高め、社会資源を節約することに有利であろう。北京市高級人民法院は、これを機に、司法体制の改革を背景に、商標行政審判業務を絶えず推進していくことが推測できる。

²³⁸ 北京市高級人民法院、2019年4月24日公布・施行、
URL: <http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/04/id/3850624.shtml>

三、 国家知識産権局「京外商標審査協力センターと一部の地方商標受理窓口による業務範囲の拡大（公告）」²³⁹

1. 背景

国務院の「放（規制緩和）管（管理改善）服（サービスの質向上）」の配置要求を深く貫き、商標登録の便利化改革を強力に推進するため、2018 年 11 月 1 日から、国家知識産権局は「京外商標審査協力センターと一部の地方商標受理窓口による業務範囲の拡大（公告）」を発表し、北京以外の商標審査協力センターと一部の地方商標受理窓口の業務範囲を拡大した。

2. 主要内容

当該公告によると、申請受理業務には、商標出願、商標出願の取下げ、商標登録更新等 24 種の業務が含まれる。多くの出願業務を受理する北京以外の商標審査協力センターは、広州商標審査協力センター等五つが設立されており、詳しくは下表 6 のとおりである。なお、これ以外にも、地方商標受理窓口 31 か所が含まれる。

表 6：各地の商標審査協力センターの設立日

番号	設立日	商標審査協力センター
1	2016 年 12 月 1 日	広州商標審査協力センター
2	2017 年 9 月 29 日	上海商標審査協力センター
3	2017 年 12 月 1 日	重慶商標審査協力センター
4	2018 年 9 月 7 日	済南商標審査協力センター
5	2018 年 10 月 23 日	鄭州商標審査協力センター

3. 運営状況

2018 年以来、商標局は国家知識産権局の中共グループの強い指導の下、国務院の「放管服」の改革要求を真剣に貫き、一連の改革措置を打ち出し、商標審査期間を大幅に短縮し、商標登録プロセスを簡便化し、「インターネット＋商標登録サービス」を継続的に深化させてきた。出願ルートをさらに広げ、市場の活力を引き出し、ビジネス環境を最適化するために、地方市場監督管理部門、知的財産権管理部門の申請に基づき、商標局は全国で 212 の商標受理窓口を設立することを承認した、そして申請に従って 103 か所の商標受理窓口の質権登録申請の受理業務を許可した。2019 年 10 月 31 日までに、地方商標受理窓口はすでに各種の商標出願 18 万件（累計 41.3 万件）を受理した。成都、深セン、長沙等の窓口受理数

²³⁹ 国家知識産権局、2018 年 11 月 8 日公布・施行、
URL: http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201811/t20181108_276936.html

は上位にランクされ、良好な社会効果を得ると共に、各界から広く好評を得た²⁴⁰。

4. 結論

2019 年には新たな商標協力センターを増設していないが、各センターの業務受理範囲を拡大し、窓口の数も引き続き増加しており、国务院の「放管服」改革要求を実行し、商標業務の処理効率を向上させた。

²⁴⁰ 国家知識産権局、「第十回の商標受理窓口運用業務開始会議が北京で開催された。」、2019 年 12 月 18 日、URL:<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1144724.htm>

四、 最高人民法院による「知的財産法廷の若干問題に関する規定」²⁴¹

1. 背景

2017年11月、第19回中央全面深化改革指導チームの第1回会議を開催し、「知的財産権裁判分野の改革・革新の強化における若干問題に関する意見」を審議し、「国家レベルの知的財産権事件の上訴審理メカニズムを研究・確立する」ことを要求した。2018年12月28日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定」を発表し、2019年1月1日に、最高人民法院の知的財産権法廷が北京に設立された。

2. 受理範囲

① 高級人民法院、知的財産権法院、中級人民法院が発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占の第一審民事事件について下した判決、裁定を不服として上訴する事件。

② 北京知的財産権法院が発明専利、実用新案専利、意匠専利、植物新品種、集積回路配置図設計権利の審査審判について下した第一審の行政判決、裁定を不服として上訴する事件。

③ 高級人民法院、知的財産権法院、中級人民法院が発明専利、実用新案専利、意匠専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占行政処罰等について下した第一審の行政判決、裁定を不服として上訴する事件。

④ 全国範囲内の重大で複雑な本条第一、二、三項にいう第一審民事と行政事件。

⑤ 本条第一、二、三項にいう第一審事件のすでに効力が生じた判決、裁定、調停書について再審請求、抗訴、再審等の裁判監督手続を適用する事件。

⑥ 本条第一、二、三項にいう第一審事件の管轄権紛争、罰金、拘留決定の異議申立て、審理期限の延長等の事件。

⑦ 最高人民法院が知的財産権法廷で審理すべきと認定するその他の事件。

3. 意義

事件の集中審理、裁判の基準統一、賠償制度の更なる充実、知的財産権事件の裁判特徴に合致する高能力専門化チームの育成に有利である。

4. 今後の計画

① 最高人民法院知的財産権法廷は、スマート法院の構築を深く推進し、現代の科学技術手段の運用を深く推進し、案件処理システムの相互接続を実現する。

② 司法体制の総合的な改革を充実させ、組織構造の平準化を堅持し、効率的な協同を実現

²⁴¹ 最高人民法院、2018年12月27日公布、2019年1月1日施行、
URL: <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-137481.html>

する。

③ 政治の堅固さを持って、大局を念頭に置き、法律に精通し、技術を熟知し、国際的視野を持つ知的財産権裁判の人材を育成するために努力し、公正、高効率、専門、権威のある裁判で国内外の各界の熱い関心に応える²⁴²。

五、 下級裁判所知的財産法廷の増設

1. 概要

最高人民法院の知的財産権法廷の他に、3つの知的財産権法院（北京市、上海市、広東省広州市）があり、全国17省に19個の知的財産権法廷（江蘇省南京市、江蘇省蘇州市、湖北省武漢市、四川省成都市、浙江省杭州市、浙江省寧波市、安徽省合肥市、福建省福州市、山東省済南市、山東省青島市、広東省深セン市、天津市、河南省鄭州市、湖南省長沙市、陝西省西安市、江西省南昌市、甘肅省蘭州市、吉林省長春市、新疆ウイグル自治区ウルムチ市）を設立し、また、海南省海口知的財産権法廷の新設が2019年4月に承認され、専利等専門技術性の強い民事、行政知的財産権事件を統一的に審理し、技術類事件の審理が適時で有効に、基準が統一されるよう努力している。詳しくは下表7のとおりである。

表7：各地知的財産権法廷の設立日

番号	設立日	知的財産権法廷
1	2017年1月4日	蘇州知的財産権法廷
2	2017年1月9日	成都知的財産権法廷
3	2017年1月19日	南京知的財産権法廷
4	2017年2月22日	武漢知的財産権法廷
5	2017年8月30日	合肥知的財産権法廷
6	2017年9月8日	杭州知的財産権法廷
7	2017年9月8日	寧波知的財産権法廷
8	2017年9月28日	福州知的財産権法廷
9	2017年9月28日	済南知的財産権法廷
10	2017年9月30日	青島知的財産権法廷
11	2017年12月26日	深セン知的財産権法廷
12	2018年2月24日	西安知的財産権法廷
13	2018年3月1日	天津知的財産権法廷

²⁴² 最高人民法院知的財産権法廷基本情報、2018年12月29日、
URL: <http://news.sina.com.cn/sf/news/fzrd/2018-12-29/doc-ihqfsken2470760.shtml>

14	2018 年 3 月 1 日	長沙知的財産権法廷
15	2018 年 3 月 2 日	鄭州知的財産権法廷
16	2018 年 7 月 5 日	南昌知的財産権法廷
17	2018 年 12 月 27 日	長春知的財産権法廷
18	2019 年 1 月 5 日	蘭州知的財産権法廷
19	2019 年 9 月 26 日	海口知的財産権法廷
20	承認済、未設立	ウルムチ知的財産権法廷

2. 結論

専門知的財産権法廷は地方中級人民法院の内設機関であり、独立した裁判所ではない。しかし、事件の管轄においては、専門知的財産法廷は原則として省級地域内において地域を越えて専利等の技術類事件を管轄し、技術類事件の審査基準の統一に有利である。これも一流のビジネス環境を構築するのに重要な措置であり、司法機構改革の深化と実行にも役立つのであろう。

六、 北京・広州インターネット法院の設置

1. 背景

近年の電子商取引の急速な発展に伴い、インターネットに関するさまざまなトラブルや訴訟が大量に増加し、これらの紛争や訴訟は地域を越えて、事件数が多く、訴訟額が小さい等の特徴を持っており、このことが中国の司法システムに巨大な負担となっているため、新しい司法の運用モデルを模索することはすでに喫緊の課題である。2018年7月6日午後、中央全面深化改革委員会の第三回会議が開催され、「北京インターネット法院、広州インターネット法院の増設に関する方案」²⁴³を審議して採択した。2018年9月9日、北京インターネット法院が、その後、同28日に広州インターネット法院が正式に設立された。

2. 受理範囲²⁴⁴

北京インターネット法院は所在市の管轄区内に基層人民法院が受理すべき以下の第一審の事件を集中管轄する。

- 1) 電子商取引プラットフォームによるオンラインショッピング契約の締結又は履行による紛争。
- 2) 契約、履行行為がいずれもインターネット上で完成したインターネットサービス契約の紛争。
- 3) 契約、履行行為がいずれもインターネットで完成した金融ローン契約紛争、小額ローン契約紛争。
- 4) インターネットですべて初めて発表する作品の著作権又は隣接権紛争。
- 5) インターネットですべてオンライン発表又は伝播する作品の著作権又は隣接権を侵害して発生した紛争。
- 6) インターネットドメイン名の帰属、権利侵害及び契約紛争。
- 7) インターネット上で他人の人身権、財産権等の民事権益を侵害して発生した紛争。
- 8) 電子商取引プラットフォームで購入した製品に欠陥があることにより、他人の人身、財産の権益を侵害して発生した製品責任紛争。
- 9) 検察機関が提起したインターネット公益訴訟事件。
- 10) 行政機関がインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引及びサービス管理等の行政行為を行ったことによる行政紛争。
- 11) 上級人民法院が管轄を指定するその他のインターネット民事、行政事件。

3. 裁判モデル

法院は全市管轄区内の特定タイプのインターネット第一審事件を集中的に管轄し、イン

²⁴³ 国務院、2018年7月6日公布・施行、URL:http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/06/content_5304188.htm

²⁴⁴ 最高人民法院、2018年9月7日、URL:<http://courtdapp.chinacourt.org/fabu-xiangqing-116981.html>

ターネット時代に適応する裁判モデルの確立を模索し、起訴、調停、立件、開廷審理、判決、執行等の訴訟の全過程をネットワーク化する。インターネット裁判に順応したプロセス規則を革新し、全タイプの事件の標準化、スマート化された審理モデルを確立する。情報化時代の要求に応じて、地域を越える審理の優位性を発揮し、当事者が訴訟に参加しやすくする。

4. 運営状況

① 北京インターネット法院

2018年9月9日から2019年8月31日まで、合計34263件の事件を受付け、25333件を結案した。事件のタイプから見ると、著作権の帰属、権利侵害の紛争は26607件で、77.7%を占めている。ネットショッピング契約の紛争は4243件で、12.3%を占めている。インターネット侵害責任紛争は2391件で、7.0%を占めている。裁判の品質、効果については、裁判所の第一審の判決服従、訴訟停止の比率は98.3%で、裁判の自動履行率は98.0%で、一審の簡易手続の適用率は95.2%で、開廷審理の平均時間は37分間で、平均審理期間は40日間である²⁴⁵。

② 広州インターネット法院

設立1年以来、受付件数は3万7000件余りで、杭州、北京インターネット法院の同期件数を上回っている。設立から2019年9月末まで、広州インターネット法院のネットスマート裁判プラットフォームの総アクセス数は986.6万を超え、登録ユーザーは21万人余りに達した。2019年9月27日までに、法院は立案37688件、結審27956件を完了した。法院の裁判官25人は、1年の結案数が平均1118件を記録し、全国1位となった²⁴⁶。

5. 意義

インターネット法院の設立は、インターネットに関する事件の訴訟規則を模索し、裁判メカニズムを改善し、裁判の効率、能力を引き上げ、個人の権利保護コストを削減できるだけでなく、消費者の便宜に有利であり、司法のコストも削減でき、裁判の効率を向上し、司法資源を節約でき、適時にインターネット上の行為を規制し、インターネットが合法的に運用するのを推進し、インターネットの健全な生態の形成を促進し、より一層インターネットを経済社会の発展に役立てる。インターネット法院の設立は中国のインターネット法治の発展を推進するための有力な措置であり、中国のインターネット空間の管理システムと管理能力の向上を模索することに対して重大な意義がある。

6. 結論

²⁴⁵ 人民サイト、「北京インターネット法院裁判白書」、2019年9月12日、

URL:<http://tj.people.com.cn/n2/2019/0912/c375366-33350624.html>

²⁴⁶ 広州裁判サイト、「インターネット空間の法治化に広州スマート化に貢献する。」、2019年9月28日、

URL:<http://www.gzcourt.org.cn/xwzx/zfyw/2019/09/30111519547.html>

中共中央の第 19 期三中全会では、再び司法機構改革を中共と国家機構改革を深化させる重要な内容と位置づけた。インターネット法院の設立を許可するのは、司法機構改革を実行する重要な措置である。

七、 2019 年地方知的財産保護の典型例

1. 福建省福州市鼓楼区の検察院が知的財産権偽造の取締を行い、初めて裁判のインターネット中継を行った²⁴⁷

2019 年 3 月 15 日午前、福建省福州市で初となる不正に技術情報を利用した営業秘密侵害刑事事件は、ソフトウェアパーク知創福建知的財産権サービスプラットフォームで開廷審理された。

福建省福州市鼓楼区検察院は本区の科学産業が発達し、ハイテク企業が多いという特徴によって、知的財産権検察法律サービスクラウドプラットフォームを自主開発し、専門家のシンクタンク、法律法規データベース、事件データベース等を含む「一つの司法資源データベース」や事件処理サービス、公共サービスの「二大サービスプラットフォーム」を構築した。ビッグデータ分析を利用して検事を補助し、公衆に司法リスク評価を提供し、企業に効率的なサービスと権利保護ルートを提供する。

2. 広東省深セン市羅湖区の五つの地区で「偽物を取締り」特別活動を行い、厳格な知的財産権の保護施策を実施した²⁴⁸

広東省深セン市市場监督管理局羅湖監督局は、通年の作業計画と段取りを通じて、最も厳格な知的財産権保護施策を実施している。深センの社会主義先行モデルエリアの建設を推進することをきっかけに、「一つの事件を摘発し、一つの業界を規範化させる」という理念を出発点として、知的財産権事件 177 件を立案、処理し、その中で 4 件が公安機関に移送された、2 つの偽造品の制作、販売拠点を破壊し、8 万件余りの偽の箱、皮具、アクセサリ、服装等を摘発した。

2019 年に深セン市市場监督管理局羅湖局は、摸索調査が難しく、事件源が少ないという困難を克服し、他の管轄局との交流を強化し、摸索調査のやり方を革新することによって、専利法の執行を強化する。「二重ランダム公開」（検査対象及び検査官をランダムに選び、その検査結果を速やかに公開する）業務と組み合わせ、それに前後して専利代理機構の「藍天行動」と偽造専利特別行動を展開した。無資格代理、名義貸し、非正常専利出願代理等の違法現象を調査し指導した。3 つの無資格の専利代理機構を捜査し、専利代理機構の「名義貸し」行為の疑いについて二機構計 6 人が捜査し、24 の専利代理機構を捜査して、偽造専利事件 16 件を摘発し、11 件の専利紛争を処理した。

²⁴⁷ 福建省人民検察院、「福州鼓楼の検察院が知的財産権偽造の取締を行い、初めて裁判のインターネット中継を行った。」、2019 年 3 月 18 日、

URL:<http://dy.163.com/v2/article/detail/EAIRDJ760514CSI1.html>

²⁴⁸ 南方都市報、2019 年 11 月 2 日、

URL:http://epaper.oeeee.com/epaper/H/html/2019-11/22/content_49212.htm

3. 安徽省は偽物取締特別行動を配備し、「二節」期間の市場環境を浄化する²⁴⁹

2019 年 12 月 6 日、安徽省市場監督管理局は全省市場監督管理システムテレビ電話会議を開催し、この日から 2020 年 2 月 20 日まで全省の範囲で 2020 年元旦、春節期間中に偽物取締特別行動を集中的に展開し、偽造商品の生産、加工、経営及び混同商品、虚偽宣伝、虚偽表示、虚偽違法広告、商標侵害等の違法行為を重点的に取り締まる。祝日の市場秩序をさらに規範化させる。

今回の偽物取締特別行動は生産、流通、消費の全過程をカバーし、取引量が多く、消費が集中する卸売市場、貿易市場、デパートスーパー等の重点場所を特に点検し、違法行為が多発している都市と農村の結合地域、農村地区、キャンパス周辺等の重点区域を特に検査し、速達便の郵送ルートと物流パークを特に検査する。

4. 結論

2019 年は知的財産権機構の改革を完成した後のスタートの年で、各地は続々と偽の劣悪な商品、虚偽広告、権利侵害行為に対する取締力を強化し、市場秩序の規範化に努め、良好なビジネス環境を構築することが視える。

²⁴⁹ 安徽省市場監督管理局、「安徽省は偽物取締特別行動を配備し、「二節」期間の市場環境を浄化する。」、2019 年 12 月 6 日、URL:<http://ah.people.com.cn/GB/n2/2019/1206/c358266-33611728.html>

第四章 まとめ

中国では、従来の知的財産権の管理・エンフォースメント部門は、多数存在し、とりわけ専利と商標の関連部門が分断されており、統一的な管理が行われていない。そして、管理とエンフォースメント部門の権限が明瞭に分割されていたため、その効率及び質の低下を招きかねない。

上述の問題を解決しようとして、2018年3月に、中国全国人民代表大会及び中共中央委員会がそれぞれ機構改革案を発表し、知的財産権の管理部門やエンフォースメント部門を含め、中央政府及び地方政府の組織が大きく再編された。そのうち、特に注目すべきなのは、政府は、①知的財産権の管理・エンフォースメント部門を一定程度統合し、とりわけ専利と商標の関連部門を統一して、管理の一本化を図ろうとした。そして、②中央政府レベルでは、知的財産権の管理とエンフォースメント権限が明瞭に分割し、担当機関を明確にして、その効率及び質の向上に努めようとした。

本調査が完了した現時点では、中央政府及び選定された10の主要都市等の地方政府は、形式上の組織再編がすべて完了している。しかし、実際の運用においては、統一された明確な法執行基準が依然に欠如しており、そして、一部の地方政府では、実際の法執行部門の権限が曖昧であり、徹底した権限分割が行われていない。これらの残留課題は、組織再編の進展に従い、改善若しくは解決されつつあるのであろうと推測される。

本調査では、上記の背景において、中央政府及び地方政府それぞれの組織再編の目的や現在までの進捗状況を確認すると共に、機構改革によって地方レベルにおける知的財産権の権利執行に関する法実務にどのような影響が現実には生じているのか、また今後生じうるのかを確認することを目的とする。

まず、本調査第一章では、組織再編の概要を紹介した。中央政府においては、知的財産権の創造・保護・活用を強化し、管理体制を改善することを目的として、専利・商標の管理部門を国家知識産権局に統一し、そのエンフォースメント機能を国家市場監督管理総局に集約し、国家知識産権局を国家市場監督管理総局の下に再編した。著作権の管理・エンフォースメント部門は、中共中央委員会宣伝部版權局に変更された。一方、地方政府においては、法執行効率の向上、重複した法執行の防止、法執行力の強化を図ることを目的として、選定された10の主要都市等では、専利・商標の管理・エンフォースメント部門は、①政府直属機関としての知識産権局、②市場監督管理局が管理する知識産権局、及び③市場監督管理部門に看板を掲げた知識産権局の3パターン類型に組織再編された。中央・地方とも組織再編が現在完了している。

そして、本調査第二章では、組織再編の法執行への影響を説明した。知的財産権の執行実務の窓口及び執行手続きの概要を紹介すると共に、執行施策を分析し、政府の直面する法執行上の課題を明記した。とりわけ、本章では法執行の窓口、必要資料、手続き等につ

いて、調査の結果を詳細に紹介しているため、当局に法執行を申立てる場合に参照されたい。

最後に、本調査第三章では、組織再編後の主な動きを纏めた。中国近時の法律法規、政府文書の動向の要点を紹介した上でコメントし、また行政・司法による知的財産権の保護の動きも分析した。とりわけ、中国に進出する日系企業にとって、非常に重要と思われる「外商投資法」、「技術輸出入管理条例」、「商標法」、「不正競争防止法」、「電子商務法」及び北京市高級人民法院「商標権利授与・確認行政事件審理指南」の制定・改正について、要点を纏めている。

[経済産業省委託事業]

中国の組織再編による知的財産エンフォースメントへの影響に関する調査

2020 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

天達共和法律事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部